

論文 / 著書情報  
Article / Book Information

題目(和文)	皇居宮殿の設計経緯に関する研究
Title(English)	
著者(和文)	小畑俊介
Author(English)	Shunsuke Obata
出典(和文)	学位:博士(工学), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第11491号, 授与年月日:2020年3月26日, 学位の種別:課程博士, 審査員:山崎 鯛介,安田 幸一,奥山 信一,塚本 由晴,藤田 康仁
Citation(English)	Degree:Doctor (Engineering), Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第11491号, Conferred date:2020/3/26, Degree Type:Course doctor, Examiner:,,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Type(English)	Doctoral Thesis

論文題目

皇居宮殿の設計経緯に関する研究  
Design Process of Imperial Palace 1968

論文提出者：小畑俊介

## 目次

<b>第1章 序論</b>	1
第1節 研究の目的と意義	2
第2節 従来の研究	3
第3節 研究の範囲と方法	3
第4節 資料について	5
第5節 皇居宮殿の造営過程の概要	6
<b>第2章 宮内庁試案の意図</b>	8
第1節 序	9
第2節 宮内庁試案の検討プロセス	9
2-1. 試案の計画における作業工程	
2-2. 設計条件の策定過程	
2-3. 設計案の作成過程	
第3節 建物規模の検討過程にみる設計方針	12
3-1. 儀式の大規模化への対応	
3-2. 伝統表現を考慮した規模の縮小	
第4節 平面計画：正殿の格式表現と合理的な動線の両立	13
4-1. 建物正面の検討過程にみる「天子南面」に拘らない設計態度	
4-2. 回廊および車寄による正殿の格式表現と中庭を囲む構成による動線短縮	
4-3. 通御式謁見に考慮した儀式空間の部屋の配置	
第5節 外観意匠：威圧感を与えない記念性の表現	18
5-1. 正殿前方における記念性の表現	
5-2. 伝統的な木造建築を踏襲した意匠	
5-3. 威圧感を懸念した屋根勾配の低減	
第6節 小結	20
<b>第3章 実施案に反映された高尾亮一と吉村順三の設計思想</b>	25
第1節 序	26
第2節 高尾亮一による造営計画の策定	26
2-1. 皇居造営審議会での議論および試案に対する付帯条件	
2-2. 皇居造営専門家会合での意見を反映した造営計画	
2-3. 高尾が描いた宮殿のイメージ	
第3節 吉村順三の言説にみる設計の主題	29
3-1. 皇居造営専門家会合での発言にみる宮殿のデザインに対する考え	
3-2. 設計者就任後の言説にみる周辺景観との調和を重視する姿勢	
第4節 実施案の設計内容にみる高尾と吉村の思想の反映	32
4-1. 平面構成にみられる特徴	
4-1-1. 東正面の構成による一般参賀が実施可能な前庭の確保	
4-1-3. 南庭による儀式動線の演出	

4-1-3. 大規模な儀式の計画変更による儀礼空間の面積縮小	
4-2. 外観意匠にみられる特徴	
4-2-1. 技術開発を伴う屋根架構によって実現された水平性の強い和風意匠	
4-2-2. 地下駐車場の検討過程にみる周辺景観への配慮	
第5節 小結	37
<b>第4章 皇居宮殿の設計経緯にみる戦後の宮殿としての特徴</b>	43
第1節 序	44
第2節 民主的な事業の進め方	44
2-1. 試案の検討項目にみる審議会を想定した多角的な検討	
2-2. 外部諮問機関からの意見の採用	
2-3. 民間建築家の登用	
2-4. 吉村辞任の要因	
第3節 主題としての「国民」	49
3-1. 外観表現における「国民との親和性の表現」	
3-2. 設計条件としての「一般参賀」の復活	
3-3. 専門家会合で示された「戦後の宮殿」のイメージ	
第4節 戦後の宮殿としての現代的課題への対応	52
4-1. フレキシビリティの導入	
4-2. モータリゼーションへの対応	
4-3. ダイナミックな参殿者の動線演出	
第5節 小結	54
<b>第5章 結論</b>	58
関連論文目録	62
資料編	63

## 第 1 章

### 序論

## 第1章 序論

### 第1節 研究の目的と意義

皇居宮殿<sup>1)</sup>は、明治宮殿の跡地である皇居西ノ丸地区に1968(昭和43)年に竣工し、2019(令和元)年8月現在まで使用されている。建物は、儀式のための部屋、控室としての機能をもつ休所、会食や祝杯が行われる食堂などからなる儀礼空間と天皇が日常の公務を行う表御座所によって構成されている建物の主な機能は天皇による儀式や行事で、閣僚の信任状捧呈式や外国大使の親任式など比較的頻繁に行なわれる小規模なものに加え、新年祝賀の儀と天皇誕生日では、多数の人を招いて儀式や祝宴が行なわれ、また両儀式に合わせて前庭では一般参賀が行なわれている。

天皇の活動を支える皇居宮殿は、戦後日本の民主主義思想を反映した建物として捉えることができる。第二次世界大戦後には民主主義への思想の転換に伴って天皇をめぐる状況は一変し、日本国憲法において天皇は「象徴」と位置づけられたため、明治宮殿に代わって、戦後新たに建てられる宮殿にはその位置づけに適合するものが求められたと考えられる。また、終戦から皇居宮殿の造営計画が開始されるまでの間には国民の天皇に対するイメージも大きく変った。皇居宮殿の造営計画は、終戦後すぐに開始されたわけではなく、国会では度々議論されていたものの、国家財政の安定を待って、サンフランシスコ講和条約の締結後から実行に移されたことが知られている<sup>2)</sup>が、この間に天皇は終戦直後から象徴としての活動を開始した。1946年から1954年まで全国各地を巡幸して、復興に携わる人々を励まし、またその様子は新聞や雑誌を通じて国民に広く伝えられた。さらに、1948年からは明治宮殿跡の広場で一般参賀が実施され、皇居に集まった国民に天皇が手を振って応えるなど、戦後の活動では、国民との交流が強く印象づけられた<sup>3)</sup>。こうした背景から、皇居宮殿の造営は、既にその活動によって民主的なあり方を体現しようとしていた天皇を象徴するものとして、国民および国際社会に対して主権を回復した民主主義国家のあり方を示すものとして、重要な意義を持っていたと考えられる。従って、戦後日本の民主主義社会と建築の関係を建物の具体的な機能や形態から捉えようとしたとき、皇居宮殿は最も重要な事例の一つといえる。本研究はこうした視座のもと、皇居宮殿の設計経緯を検討し、どのような設計意図でデザインされたのか考察することを目的とする。

考察にあたっては、検討のプロセス、設計の理念、具体的な設計内容の3つの観点から検討を行う。まず、検討のプロセスについて、造営計画は一貫して宮内庁によって所管されたが、これが国家予算による事業として計画されたことが注目される。よく知られているように、戦前の宮内省は皇室令に基づいて他の省とは異なる独立した地位が与えられており、帝室費は国庫から支出され、皇室財産も宮内省が独自に管理していた。しかし、1949年には宮内庁と名称が変更されるとともに行政機関の一つに組み入れられ<sup>4)</sup>、これに伴って皇居宮殿の造営も国家予算による事業として計画された。そのため、宮殿は一般の人が自由に使うことができる公共建築とはいえないものの、国民の意志をいかに反映するかといったことが課題であったと考えられる。また、造営過程では設計内容の検討を目的とした委員会が多く設置されたことが知られているが、多数の主体が設計に関与するなかで設計の理念を言語化し、共有することは不可欠であり、ここには民主主義国家にふさわしい宮殿とはどのようなものかという主題に対する考えが反映されていると思われる。そして、これらを踏まえて設計内容を分析し、設計意図を考察することで、民主主義の思想がどのように皇居宮殿の設計に反映されたのか捉えることができると考えられ、また、これは戦後日本における民主主義社会と建築との関係を捉えることにつながると考える。

## 第2節 従来の研究

### 皇居宮殿に対する従来の評価

従来、皇居宮殿は吉村順三が設計者を実施設計半ばで辞任したことをめぐって、建築家の職能の問題が顕在化した事例として捉えられており、その設計内容を分析・評価して戦後の建築史に位置づけようとしたものはみられない。建築雑誌がこの問題を大きく取り上げた上、1995年に編纂された『現代の軌跡』（新建築、1995年12月）においても、「30年目の新宮殿問題」として吉村の辞任を問題としている。また、これに関連する当時の雑誌記事として以下のものが挙げられる。

吉村辞任当時の建築雑誌に発表された記事

- ・「建築家の問題—新宮殿問題を契機として—」（『近代建築』1965年8月号）
- ・「新宮殿問題を探る」（『新建築』1965年9月号、p.93）
- ・「座談会 新宮殿問題をめぐって」（『新建築』1965年10月号）

### 小幡祥一郎「宮殿の建築計画的研究」（東京大学博士論文、1969年）

小幡氏は、宮内庁の技官として皇居宮殿の設計に計画当初から関わったことで知られ、この論文では、その知見をもとに、主に皇居宮殿の造営に際して実施された調査内容、竣工建物の設計意図、実施設計に際して行なわれた特殊な材料・工法についての研究について述べられているが、いずれの内容も竣工記録としての意味合いが強く、竣工建物の設計内容がどのような経緯で成立したのかという視点から設計過程が検討されていない。

### 鈴木博之監修『皇室建築 内匠寮の人と作品』（建築画報社、2005年）

皇居宮殿を皇室建築の系譜として位置づけ、造営関係者のうち、内匠寮の出身の人物を取り上げて紹介しているが、設計内容については、触れられていない。

## 第3節 研究の範囲と方法

### 3-1. 研究の範囲

本研究の範囲としては、「皇居宮殿」すなわち儀礼空間と表御座所の建物を考察の対象とし、天皇・皇后の住居である吹上御所については、考察の対象外とする。また、明治宮殿焼失後には宮内庁庁舎3階を改装した「仮宮殿」で儀式や行事が行なわれていたが、これについても分析の対象としない。皇居宮殿と仮宮殿では規模は大きく異なり、また皇居宮殿の建設に際しては、儀式の計画も新たに策定されたため、仮宮殿での活動が皇居宮殿に与えた影響は大きくないと思われる。ただし、明治宮殿跡地で行なわれていた一般参賀については、民主主義体制における天皇のあり方を捉える上で重要と考えられるため、考察の対象とした。

また研究対象とする時期としては、1957年4月に宮内庁に調査組織が設置されてから、1963年4月に基本設計が完了するまでの期間とする。前述のように、皇居宮殿の造営過程では吉村順三が基本設計完了の約2年後に設計者を辞任し、その後の実施設計は宮内庁造営部が行ったことが知られ、吉村が辞任後に発表した文節で指摘するように<sup>5)</sup>、竣工建物では、細部のデザインに吉村の設計意図が反映されていないことが考えられる。しかし、平面構成および外観意匠については、基本設計の構想を覆すような大きな変更は認められず、吉村の辞任までに設計が完了していなかつ

たとみられる屋根の細部についても、造営の責任者である高尾が吉村の方針に従って設計を進めることを明言している<sup>6)</sup>ことから、本研究では、竣工建物の設計内容を基本設計と連続したものとして捉えて、これを「実施案」と位置づけ、吉村の設計思想が直接的に反映されていると考えられる基本設計図面を用いて、実施案の平面構成と外観意匠を考察した。

本研究では、以上のように建物の設計経緯を考察対象とし、宮殿の主な機能である儀式については、主に建物の平面計画における設計条件の一つとして捉えたが、宮殿の戦後的なあり方を明らかにする上では、儀式自体についてより詳細に把握するとともに、その継承の仕方と建物との関係について考察する必要がある。

現状では、その分析方法として以下のようなことが考えられる。まず、明治宮殿でどのように儀式が行われたのか把握する必要がある。終戦後から皇居宮殿が完成するまでの間は、上述した仮宮殿で儀式が行われたが、皇居宮殿での儀式には、明治宮殿で行なわれたものが参考にされた可能性が高い。既往研究<sup>7)</sup>では、明治宮殿の設計意図を儀式の側面から理解するための前提として、それ以前に使われていた西ノ丸皇居、赤坂仮皇居の改修経緯を分析し、立式・大空間・和洋折衷といった明治宮殿の儀礼空間と共通する特徴の成立過程とその要因が考察されているが、実際に明治宮殿で行なわれた儀式について扱った研究はみられない。明治宮殿の使用期間は、約60年(1888年～1945年)と長く、明治・大正・昭和にわたって3代の天皇に使用されていることから、この間に儀式のやり方が変更された可能性も考えられるため、その変遷も含めて把握しなければならない。なお、資料としては、今のところ宮内庁書陵部所蔵の公文書に含まれる儀式録が有用と思われる。その次の段階の作業として、皇居宮殿で計画された儀式を明治宮殿で実施されたものと比較することで、戦後に変更された点および明治宮殿から継承された点について検討し、これが皇居宮殿の設計内容にどのような形で反映されているのか考察することが考えられる。戦後の儀式に関しては、法的な位置づけが大きく変わったことが注目され、戦前まで存在した皇室令では、儀式に関する条項が存在し、明治宮殿では法的な正当性をもつものとして儀式が行なわれていたが、日本国憲法の発布に伴って皇室令は廃止された。天皇の国事行為を規定する日本国憲法第7条には、儀式に関連する取り決めとして「外国の大使及び公使を接受すること」(第9号)、「儀式を行ふこと」(第10号)があるが、儀式について詳細に定められていないことから、戦後の儀式は宮内庁の裁量で計画された可能性が高いとみられ、ここで計画された儀式の内容について宮内庁所蔵の資料から把握が可能かどうか検討する必要があるが、皇居宮殿で最初期に行なわれた儀式の様子からこれを把握することも一つの方法と考えられる。また、儀式と設計内容の関係を検討するにあたっては、建物の内観意匠、儀式における参列者の動線・立ち位置および座席配置、天皇・皇后および参列者の服装あるいは会食の内容などに注目する必要がある。このうち内観意匠が特に重要な位置を占めると考えられるが、基本設計図面と竣工図面を比較すると、変更点が多くみられ、儀式も設計変更の要因の一つとして変更内容に影響した可能性も考えられることから、皇居宮殿の設計意図を包括的に理解する上でも不可欠な要素である。

### 3-1. 研究の方法

本研究では、設計過程での言説と図面資料から把握される設計内容の変遷に注目する。皇居宮殿の造営は、宮内庁内部に設けられた複数の委員会によって運営され、また造営過程では宮内庁外部の諮問機関による審議が行われるなど、設計方針や設計内容について協議される機会が数多く設けられたことが知られている。こうした多くの主体が設計に関与する検討プロセスにおいては、設計の意図や主題を共有することが求められ、またこれは検討が行なわれた各段階の設計内



容に反映されていると考えられることから、建物の設計意図を理解する上で重要と思われる。また、設計意図を考察する上では、設計内容の時系列的の変化に注目し、その変更内容の意図を機能あるいは意匠表現から考察するとともに、設計を担当した人物による言説によってこれを補強する。

#### 第4節 資料について

##### 『皇居造営録』（臨時皇居造営部、1953年～1969年）

資料としては、宮内庁書陵部所蔵の公文書である『皇居造営録』（臨時皇居造営部）を主に用いた。この資料は、皇居宮殿の造営過程において、最初期の調査から竣工までに作成された文書や図面、写真などを包括的に集めて編纂したものと考えられ、目録によると合計766冊が資料の種類別に10部に分けてまとめられている。この中には、宮内庁試案の設計期間で作成された議事録や図面が含まれており、検討過程について詳細に知ることができる。以下に分類内容を示す。なお、本研究に用いた議事録や図面は「庶務の部」に主に収められている。

##### 分類内容

庶務の部(1)～(76)、工事の部(1)～(266)、管理調達部の部(1)～(26)、経理の部(1)～(36)、工事資料の部(1)～(22)、吹上の部(1)～(22)、地質調査(1)～(12)、物品取得(1)～(23)、秘書課の部(1)～(8)、写真の部(1)～(91)、構造計算(1)～(20)、寄付の部(1)～(199)

##### 吉村順三記念ギャラリー所蔵の「新宮殿基本設計図面」（1963年）

吉村順三記念ギャラリー所蔵の図面資料で基本図面に加えて、矩計図、展開図、天井伏図、儀式別の動線図、家具の配置検討図などが含まれており、基本設計段階での構想を詳細に知ることができる。

##### 『宮殿造営記録 解説編』（宮内庁、1972年）

宮内庁が編纂した竣工記録で、造営の経過についてもまとめられているが、その内容は概略にとどまる。

##### 『宮殿造営記録 図面編』（宮内庁、1972年）

上記の解説編とともに編まれたもので、竣工建物の図面が詳細図に至るまでまとめられている。建築図面のほか、構造、設備関係、調度、美術についての図面を含む計243枚の図面が収録されており、竣工建物を詳細に分析することができる。

上記の他、皇居宮殿に関する資料としては以下のものを用いた。

宮内庁蔵版『宮殿』（毎日新聞社、1969年）

高尾亮一『宮殿をつくる』（求龍堂、1980年）

吉村順三『吉村順三作品集』（新建築社、1978年）

小幡祥一郎『宮殿・桂・伊勢などの思い出』（1998年）

#### ・雑誌資料

『新建築』1964年1月号（基本設計）

『新建築』1968年12月号（竣工）

『建築文化』1968年12月号（竣工）

吉村順三「建築と設計 ― 私はなぜ新宮殿の設計から手を引くか」（『朝日ジャーナル』1965年7月）

小幡祥一郎ほか「新宮殿と造営技術」（『建築界』1970年1, 2, 3, 5月号）

高尾亮一「皇居造営プロデューサーの弁」（『芸術新潮』1960年12月）

#### ・ 明治宮殿および近代の和風意匠に関する論文

山崎鯛介「明治宮殿の意匠的特徴とその形成過程」（東京工業大学博士論文、2005年）

藤原恵洋「日本近代における和風意匠の歴史的研究」（東京大学博士論文、1987年）

#### ・ 天皇および皇室についての参考資料

ケネス・ルオフ『戦後日本の民主主義と天皇制』（共同通信社、2003年）

瀬畑源「「宮中・府中の別」の解体過程：宮内省から宮内府、宮内庁へ」（一橋社会科学、2013年）

所功『天皇の「まつりごと」象徴としての祭祀と公務』（NHK出版生活人新書、2009年）

河西秀哉『皇居の近現代史：開かれた皇室像の誕生』（吉川弘文館、2015年）

T・フジタニ『天皇のページェント 日本近代の歴史民俗誌から』（NHK出版1994年）

### 第5節 皇居宮殿の造営過程の概要

皇居宮殿の造営過程については、宮内庁による竣工記録である『宮殿造営記録 解説編』（1972年）などから、以下のようなことが知られている。造営計画は1957（昭和32）年4月から実施された宮内庁の調査に始まり、調査期間の2年間で試案の作成を通して造営予算や基本的な設計方針が検討され、その内容は政府の設置した「皇居造営審議会」を経て、1960（昭和35）年1月に閣議決定された。同年4月には宮内庁に造営組織が設置されると、建築家を招集して意見聴取が行われたのち、同年11月に吉村順三が設計者に採用され、1963（昭和38）年3月に基本設計を完了した。実施設計については、吉村が1965（昭和40）年4月に辞任したため、宮内庁の造営部がその後の設計を引き継ぎ、竣工に至った。本論文では、まず2章で宮内庁によって作成された試案（以下、「宮内庁試案」）の設計経緯を考察対象とし、3章で吉村が基本設計を行なった実施案を考察対象とする。そして、4章で設計経緯全体について、民主主義社会との関係から考察する。

## 第1章 注

- 1) 建物名称に関して、本論文では「皇居宮殿」を用いることとする。建物名称は媒体によって異なり、ジャーナリズムでは、「新宮殿」という名称が定着しているが、宮内庁刊行の書籍では「宮殿」が正式名称として使われている。本論文では、ビルディングタイプとしての宮殿と区別するためこれに「皇居」を付す。
- 2) 宮内庁蔵版『宮殿造営記録 解説編』（1972年）には、「(昭和)22年8月26日の皇室経済会議においても、宮内府に対し、宮殿造営の計画の有無が質問されたが、当局は、国力の回復をまって後日再建を考えるねきであり、現在のところその計画がない旨を答えている。」(P.15)とある。
- 3) 戦後の天皇の活動については、ケネス・ルオフ『戦後日本の民主主義と天皇制』（共同通信社、2003年）に詳しい。
- 4) 宮内省から宮内庁への移行に伴う、組織のあり方の変化については、瀬畑源『「宮中・府中の別」の解体過程：宮内省から宮内府、宮内庁へ』（一橋社会科学、2013年）に詳しい。
- 5) 「実施設計の段階に入ると、次第に実施設計は宮内庁造営部でやって、私は単にこれを指導する立場にあるような態度がうかがわれてきた。したがって、しばしば私の意図する設計が変形されつつ、進行するようになった。」(吉村順三「建築と設計—私はなぜ新宮殿の設計から手を引くか」『朝日ジャーナル』1965年7月号、pp.90-94)
- 6) 吉村の辞任後に屋根の細部意匠が検討された第10回顧問設計者会議（1965年7月23日）では、顧問である内田祥三が「吉村さんがこう申されたということはすっかり忘れて、造営部の全責任でおやりになったらどうでしょう。」と述べたのに対し、高尾は「それはそうではありますが、吉村先生の指導を受けていたので、その考えを断ち切って独自でやるような考えはもっていません。」と述べている。
- 7) 山崎鯛介「明治宮殿の意匠的特徴とその形成過程」（東京工業大学博士論文、2005年）、第7章「西ノ丸皇居・赤坂仮皇居の改修経緯にみる儀礼空間の形成過程」

## 第2章

### 宮内庁試案の意図

## 第2章 宮内庁試案の意図

### 第1節 序

本節では、造営計画の閣議決定前に宮内庁によって作成された試案（以下、「宮内庁試案」）の意図について考察する。宮内庁試案は1957年4月から1959年3月までの2年間で行なわれた宮内庁の調査の中で作成されたが、これまでその具体的な姿は明らかにされてこなかった。しかしながら、閣議決定に際して宮内庁試案の設計内容をもとに定められた建物の「規模」や「様式」といった基本的な設計条件は、実施案の設計においても前提とされたとみられ<sup>1)</sup>、またここでは民主主義国家の象徴に位置づけられた戦後の天皇にはどのような儀式の形式や意匠表現が相応しいのかという設計の主題について、ひとつの形が示されたと考えられる。そこで本研究では、宮内庁試案の検討プロセスと最終的な設計内容を明らかにするとともに、設計の各段階における検討内容を分析して設計意図を示すことで、宮内庁試案に反映された設計思想について考察した。

皇居宮殿の造営過程に関する既往研究としては、宮内庁の技官として皇居宮殿の設計に計画当初から関わった小幡祥一郎氏による「宮殿の建築計画的な研究」（東京大学博士論文、1969年）がある。この論文では、竣工建物の設計内容および設計に際して実施された調査や研究について、建築計画の観点から検討されており、宮内庁試案の検討プロセスについては、規模の算出に多くの時間を要し、配置計画、平面計画という順で検討が進められたことが述べられている<sup>2)</sup>が、具体的な設計内容や検討内容については明らかにされていない。しかし、ここでは「実際に竣工した宮殿は、この設計案〔引用者注：宮内庁試案〕とは相当趣を異にしているが、基本的な建築計画はこの調査によって大略の検討を完了していたので、実際の調査設計に当って非常に役に立つものであった」（p.3）と述べられ、設計の当事者として試案の段階で建築計画がほぼ完了していたという見解が示されており、本研究でその設計内容を把握することで、実施案の設計意図をより明確に捉えることも可能になると考えられる。

資料としては、宮内庁書陵部所蔵の公文書である『皇居造営録』（臨時皇居造営部）を主に用いた。この資料は、皇居宮殿の造営過程において、最初期の調査から竣工までに作成された文書や図面、写真などを包括的に集めて編纂したものと考えられ、目録によると合計766冊が資料の種類別に10部に分けてまとめられている。この中には、宮内庁試案の設計期間で作成された議事録や図面が含まれており、検討過程について詳細に知ることができる。

### 第2節 宮内庁試案の検討プロセス

#### 2-1. 試案の計画における作業工程

まず、既往研究などから宮内庁試案の設計体制について述べておくと、宮内庁は調査開始に際して、「宮殿造営計画協議会」（以下、「協議会」）と「宮殿造営調査室」（以下、「調査室」）を管理部内に設置した。協議会は構成員を庁内関係部局長とする委員会で、調査期間の2年間で19回開かれた。一方、調査室は総理府の技官を主な構成員とする組織で、調査要領<sup>3)</sup>によると「調査事務の庶務及び技術的な調査を担当し、実施略設計の作成及び予定価格積算の作業を行う。（中略）関係部局と密接に連絡し、特に協議会に意向を体して、その決定及び要請を設計に具体化するとともに顧問の学問的技術的識見を最高度に設計化する。」と役割が定められており、宮内庁試案における実質の設計組織といえる。なお、調査室の顧問には、内田祥三、関野克、平山嵩、武藤清

が委嘱された。

このように宮内庁試案の設計は委員会方式で進められたため、協議会で意思決定を行いながら設計が段階的に検討されたと考えられる。まず本節では、協議会の議事録<sup>4)</sup>および提示資料<sup>5)</sup>を用いて、宮内庁試案の設計過程における検討内容を時系列的に整理にした。なお『皇居造営録』には、調査組織の設置前に行われた予備調査<sup>6)</sup>に関する資料も含まれており、予備調査では設計案<sup>7)</sup>も作成されたことがわかるが、後述するように調査組織の設置後には建設敷地や設計範囲といった前提条件から検討されており、予備調査での検討と連続性が認められないため、これについては扱わないこととした。

協議会での検討内容および調査期間における主な出来事を年表(表2-1)にまとめた。調査要領によるとその期間は、1957(昭和32)年4月からの2年間と定められているが、1959(昭和35)年3月には調査結果をまとめた「宮殿造営調査報告書」<sup>8)</sup>が作成されており、ここでは所要経費<sup>9)</sup>が概算されていることから、予定通りに調査および試案の作成が完了したとみてよい。調査期間の作業工程としては、具体的な設計案の作成に先立ち、前半の1年間を使って基本的な設計条件が検討されたと考えられる。1958(昭和33)年3月には「新宮殿の設計条件の概要について」<sup>10)</sup>(昭和33年3月10日)とその補足資料である「新宮殿の設計条件基本事項」<sup>11)</sup>(昭和33年3月13日)が作成されており、これらには、宮殿および御住居の建設地、建物の延床面積、構造形式に加えて、設計上特に注意すべき事項が記載されている。また、この資料には「所要室面積表(総括)」(日付なし)と「儀式別使用主要室一覧表(第2次)」(昭和33年2月27日、以下、「主要室一覧」)が付属しており、前者には所要室の面積と主な用途が記載され、後者には各儀式で使用する部屋とその際の収容人数が記されていることから、所要室の面積や儀式の計画についてもこの時点で詳細に計画されていたと考えられる。

## 2-2. 設計条件の策定過程

表2-1 宮内庁試案の検討過程について年表

作業工程	日付	協議会	協議会での検討内容および主な出来事
設計条件の策定	1957年4月17日	1	調査事項の確認
	4月24日	2	儀式計画
	5月1日	3	儀式計画、迎賓施設
	5月8日	4	儀式室の形式と面積、奥宮殿の建設場所
	5月15日	5	食堂及び休所の面積
	5月29日	6	食堂の面積を卓子及び椅子の配置から再検討
	6月5日	7	表御座所の面積
	6月11日		内田祥三に調査室顧問を委嘱
	6月21日	8	外国宮殿の調査計画
	6月26日	9	奥宮殿(吹上御所)
	7月3日	10	大膳(調理所)
	7月24日	11	調査室の陣営強化について
	7月29日 - 11月8日		現地訪問による外国宮殿の事例調査
	7月31日	12	閣議了解要綱案
	8月8日		関野克に調査室顧問を委嘱
	8月16日		第1次面積案(「新宮殿建築面積概算調」)の作成
	8月19日	13	配置計画案(5案)
	10月1日		顧問が打合せを開始
	11月29日		武藤清、平山嵩に調査室顧問を委嘱
配置・外観の検討	1958年1月20日	14	外国宮殿の調査報告、鳥瞰図(4案)の検討
	3月10日	15	第2次面積案(「所要室面積表(総括)」)の承認、設計条件の確認
	3月13日		「新宮殿の設計条件基本事項」の作成
設計案の作成	6月9日	16	初期案(3案)
	8月12日	17	中間案(1案)
	11月6日	18	立面計画案(3案)
	1959年2月25日	19	最終案(1案)
	3月		「皇居造営調査報告書」の作成

設計条件の検討プロセスをみていくと、最初期の主な検討事項としては設計範囲が挙げられる。ここでは、主に天皇・皇后の住居である奥宮殿の建設地について議論されたが、第4回協議会では奥宮殿を独立して吹上地区に建設する意向が述べられている<sup>12)</sup>ことから、この時点で設計範囲は「儀礼空間」と両陛下が日常の公務を行う部屋や侍従の事務所が含まれる「表御座所」に限定されたと考えられる。

これと並行して協議会では所要室の面積についての検討も開始され、第15回協議会まで断続的に行われた。所要室の面積は事前に式部職によって策定された儀式計画を前提として検討されたと考えられ、第3回協議会では、各儀式の参列者数および使用する部屋の室名とその収容人数が記された式部職作成の「恒例儀式」<sup>13)</sup>が提示されている。その後の協議会は調査室が作成した面積案を検討、修正するかたちで進められ、儀式室（第4回）、食堂および休所（第5,6回）、表御座所（第7回）、大膳（第10回）の順で検討されたことがわかる。1957（昭和32）年8月16日には、これらの検討を総合した面積一覧表である「新宮殿建築面積概算調」<sup>14)</sup>（以下、「第1次面積案」）が作成されており、動線空間も含めて延床面積が9750坪（儀礼空間8350坪、表御座所1400坪）と見積もられている。第15回協議会には前掲「所要室面積表（総括）」（以下、「第2次面積案」）が提示されており、ここでは延床面積が6935坪（儀礼空間5960坪、表御座所975坪）に縮小されたが、これが作成されるまでの間には建物の配置や外観が検討されたと考えられ、第13回協議会では、建物の外形と車動線が描かれた配置図が5案<sup>15)</sup>提示され、つづく第14回協議会では4案の鳥瞰図<sup>16)</sup>が提示されたことがわかる。また第2次面積案をみると、監守、機械、電気関係の部屋が第1次面積案よりも細分化されているため、協議会では議論されていないが、調査室ではこうした管理・設備関係の部屋も検討されたと考えられる。このように所要室の面積は2段階の検討を経て決着したと考えられ、儀式計画に基づいて所要室の面積を算定した第1次面積案が作成された後、建物の配置や外観を検討した上でこれを修正した第2次面積案が設計条件として提示されたと考えられる。

また、調査室では国内外の宮殿に関する事例調査もこの期間に行われた。国内の事例については、京都御所と明治宮殿を中心に宮殿の系譜に属する建物が詳しく調査される<sup>17)</sup>とともに、調査室の技官による京都・奈良周辺の古建築の視察が少なくとも2度<sup>18)</sup>行われたことがわかる。外国の事例は、1957（昭和32）年7月29日から11月8日にかけて小幡氏と鈴木管理部長が欧米諸国を訪問して調査され、その結果は第14回協議会で報告された。なお、これらの調査内容については、小幡氏の前掲論文で詳しく述べられている。

### 2-3. 設計案の作成過程

設計条件が策定された後の調査期間では、これに基づいて設計案の作成が行われたと考えられる。協議会に提示された設計案を確認すると、第16回協議会では3案（以下、「初期案」）が同時に、第17回協議会では1案（以下、「中間案」）のみが提示され、第18回協議会で提示された図面は欠落しているが議事録から立面案が3案提示されたことがわかる。第19回協議会では、「最終案」という表題の案が提示されており、これに多少の修正<sup>19)</sup>を加えて設計は完了したとみられる。それぞれの設計過程における検討内容を同定すると、まず初期案から中間案にかけては平面計画が主に検討されたと考えられる。協議会に提示された初期案の図面はそれぞれ鳥瞰図<sup>20)</sup>と配置図兼主階平面図<sup>21)</sup>（縮尺1:1000）のみであるが、中間案では鳥瞰図<sup>22)</sup>と配置図および各階の平面図<sup>23)</sup>（縮尺1:1000）に加えて儀式の動線図<sup>24)</sup>と食堂座席割図<sup>25)</sup>（縮尺1:400）が提示されており、直後の第18回協議会では平面の検討が既に完了したことが述べられている<sup>26)</sup>ことから、中間案の

時点で平面計画はほぼ確定していたとみられる。中間案と最終案の間には立面検討が行われているため、中間案から最終案にかけては外観意匠が主に検討されたと考えられ、最終案の鳥瞰図は未見であるが、最終案には柱型がわかる各階の平面図<sup>27)</sup>(縮尺 1:500)が含まれており、1959(昭和 34)年 3 月 2 日には屋根伏図<sup>28)</sup>(縮尺 1:500)が作成されている。また、最終案が提示された第 19 回協議会では内観意匠や設備計画の構想が述べられており、前掲「宮殿造営調査報告書」の「調査室作製図面目録」(pp. 72-75)によると、「室内意匠計画図試案」が 16 枚、「電気設備関係」が 43 枚、「機械関係」が 16 枚、「給排水関係」が 6 枚、作成されていることから、調査期間の終盤ではこうした細部まで一通り検討し、所要経費が算出されたと考えられる。

### 第 3 節 建物規模の検討過程にみる宮内庁試案の設計方針

前節で明らかにしたように、設計案の作成に先立って策定された設計条件の検討過程では、主に建物規模について検討され、儀式計画に基づいて所要室の面積が算定された後、建物の配置や外観の検討を経てこれが縮小された。本節では、その検討内容を分析することで宮内庁試案の設計方針を考察した。具体的には、まず所要室の検討過程を分析することで儀礼空間の計画で重視された要件とその意図を示し、次に外観の検討過程から外観の設計方針と建物規模が縮小された要因について明らかにした。

#### 3-1. 儀式の大規模化への対応

前述のとおり、所要室の面積は式部職によって策定された儀式計画に基づいて検討されたが、ここでは儀式の招待人数が従来よりも大幅に増加して見積もられたと考えられる。第 3 回協議会に提示された「新年式拝賀人員調(1 月 1 日)」<sup>29)</sup>には 1930(昭和 5)年から 1956(昭和 31)年までに実施された「新年祝賀の儀」の参列者数が記されており、これをみると記載のある年<sup>30)</sup>のうち参列者が最も多いのは 1937(昭和 12)年の総勢 1443 人<sup>31)</sup>で、明治宮殿で儀式が行われた戦前は 1300 人前後を推移し、戦後では 1956(昭和 31)年の 707 人<sup>32)</sup>が最多である。明治宮殿が焼失した後の儀式は、その翌年から内廷庁舎で行われ、1952(昭和 27)年の平和条約発効以降は宮内庁庁舎の 3 階を一部改装した「仮宮殿」で行われたことが知られるが、場所の制約も影響して戦後は参列者数が減少したとみられる。一方、新たに計画された参列者数について、第 3 回協議会で提示された前掲「恒例儀式」では「約 2000 名」と概算されており、のちに作成された前掲「主要室一覧」では、最大 2750 名<sup>33)</sup>と見積もられている。このように「新年祝賀の儀」の最大参列者数は、明治宮殿で実施された時期と比較しても 2 倍近く増加して見積もられたと考えられ、「宮殿造営調査報告書」によると宮中席次に拘らずに招待する方針であったことがわかる<sup>34)</sup>。

次に、こうした大規模な儀式を対象に主要な行程である謁見と会食に使われる部屋の構成を分析した。分析にあたっては、設計条件の一つとして作成された資料である前掲「主要室一覧」を主に用い、これを参照して表 2-2 を作成した。表中では、資料に記載されている儀式のうち、特に規模の大きい「新年祝賀の儀」と「天皇誕生日」を取り上げ、これに用いられる部屋と各儀式の収容人数を示した。なお両儀式では、外国交際官と国内の参列者は別々に実施することが計画されたが、想定参列者数の多い後者を対象とした。まず、天皇・皇后との謁見について検討過程をみると、前例がないほど大人数の参列者が見積もられたために儀式室の形式や面積は慎重に検討されており、最大 2000 人が一同に集まって儀式を行うことを想定して、最も広い儀式室を劇場のような形式にすることも提案された<sup>35)</sup>が、最終的には両陛下が整列した参列者の傍を通りながら謁見する「通



表 2-2 主要な部屋の構成と大規模儀式の関係

儀式名	室名	第 1 休所	第 2 休所	第 3 休所	大儀式室	大食堂	中食堂
	面積 (坪)	300 (90)	300 (90)	200 (60)	500 (150)	1000 (300)	430 (130)
新年祝賀の儀	1000 × 2	★ 225 × 2	★ 225 × 2	★ 100 × 2	★ 450 × 2	1000 × 2 (大中合せて) [祝酒立式]	
天皇誕生日 宴会の儀	800	● 200	● 200		● 400	● 800 (大中合せて) [和食椅子付]	

★ / 天皇・皇后の出御  
● / 天皇のみ出御

御式」を前提に部屋の構成が考案されたと考えられる。「主要室一覧」に記載された謁見の形式をみると、外国交際官との謁見は参列者と天皇が個別に対面する「単独拝謁」が計画されているが、国内の参列者との謁見は通御式が全面的に採用されたことがわかり、表 2-2 に示した儀式に加えて、最大参列者数が 200 人と見積もられた比較的小規模の「皇后誕生日」でも採用されている。その理由としては、謁見を簡略化しながらも参列者全員が両陛下と近距離で対面できることが重視されたためと考えられ、第 3 回協議会では、吉川式部副長が「将来の儀式は列立拝謁という形式はやめにして、なるべく陛下がお通りになるように通御式にやりたいと思っています。」と述べたのに対し、瓜生会長が「そうですね。将来は参列者の全部が儀式の様様に見えるようにしたいものです。」と発言している。部屋の構成も通御式を念頭に考案されたと考えられる。表 2-2 をみると、謁見の際には参列者を複数の部屋に分けて収容し、両陛下が部屋を巡回する計画であったことがわかり、例えば、最大 2000 人の参列者が想定された「新年祝賀の儀」では、儀式を 2 部制として 1000 人ずつ実施することが計画されたが、1000 人の参列者が大儀式室、第 1・第 2・第 3 休所の 4 室に分けられており、これらの部屋には両陛下が出御する計画であることが確認できる。このように通御式の謁見には、儀式室に加えて、本来は控室として計画された休所も同時に用いることが見込まれていることから、部屋を兼用することで床面積を最小限におさえることも意図されたと考えられる。

一方、会食が行われる食堂については、参列者全員を収容可能な広い空間が求められたと考えられる。「主要室一覧」をみると、表 2-2 で示したように「新年祝賀の儀」と「天皇誕生日」では、300 坪の大食堂と 130 坪の中食堂が結合されて「大中合せて」という注意書きが書かれており、この部屋に出席者全員を収容する計画であることがわかる。また、前掲「新宮殿の設計条件基本事項」には「大・中食堂は一つにして使へるようにする。」と記載されており、これに関して、第 5 回協議会では瓜生会長が「間の境をはずせば大と中とが一つになり広い部屋になるが、これは設計上の問題ですが場合によっては両室が一つになり、そこにおでましになり両陛下を同時に拝されるというほうがいゝように思います。陛下がおいでになる室とまらない室とでは参列者の気持が大へん違うようです。」と述べている。このように出席者の待遇を平等にするため<sup>36)</sup>に天皇と参列者全員が集まって会食ができる空間が求められ、設計条件の策定段階では、大・中食堂の間に可動式の間仕切りを用いて両室を一体的に使えるようにすることで、これを実現する方針であったと考えられる。なお、可動式の間仕切りを用いる案は中間案で断念されたが、大食堂の面積を拡大することでこの要望に対応された<sup>37)</sup>。

### 3-2. 外観の設計方針：和風意匠による伝統表現

前掲「新宮殿の設計条件の概要について」によると、建物の構造形式は、鉄骨鉄筋コンクリート造とする計画であったことがわかるが、不燃構造とする方針は調査開始当初から定まっていたと考えられる。第1回協議会では、瓜生会長が「様式構造の問題では、耐火的であり日本のものを希望する」と述べ、第13回協議会では内田が「構造も今では木造は考えられません。鉄骨を入れた鉄筋コンクリートになるわけですから、多少日本的でない部分もできることになると思います。」と述べて、鉄骨鉄筋コンクリート造とする考えが示されたが、その間に木造は一度も検討されていない。

また、建物の外観については、設計条件が記された資料に具体的な記述はないが、和風意匠によって伝統を表現する方針が調査組織の中で共有されていたと考えられる。第14回協議会では図2-1に示した鳥瞰図が提示され、初めて外観の構想が示されたが、これを見るといずれの案も勾配屋根をもつ低層の建物が分棟形式で構成されており、伝統的な日本建築の外観が踏襲されたことが窺える。こうした外観の設計方針は内田祥三をはじめとする調査室顧問が先導したと考えられ、配置図が提示された第13回協議会では、内田が屋根を考慮して平面構成を設計する必要性を説いており、「廊下のようなつなぎの部分」をもつ「ブロック型」とすることを提案している<sup>38)</sup>。また「宮殿調査室日誌」<sup>39)</sup>によると、第13回と第14回の協議会の間には顧問との打合せが行われており、ここでは関野が「屋根を付けようとする場合には、荷重や経済面から之れを否定される理由になることも考慮しなければならぬと思う。」と留保をつけながらも、屋根を「日本的な要素の一つ」とし、「日本の気候の面（雨や風、湿度等）から良い効果のあるもの」と評価したことがわかる<sup>40)</sup>。一方で協議会もこれを支持していたとみられ、第13回協議会では内田が「私個人の考えとしては、宮殿は昔からの伝統にのつた気持ちのあるものにされたい」という意見を長官にも話しておきました。」と述べたのに対し、瓜生会長は「協議会の意向もそのとおりです。」と述べており、鳥瞰図に示された外観案に対して否定的な意見はみられない。内田はこれらの案について「この場所に建てるのでは建物の面積が広すぎます。日本の形を活かすには土地が狭い」と述べており、直後の第15回協議会では第1次面積案よりも延床面積を縮小した第2次面積案が提示されたこと

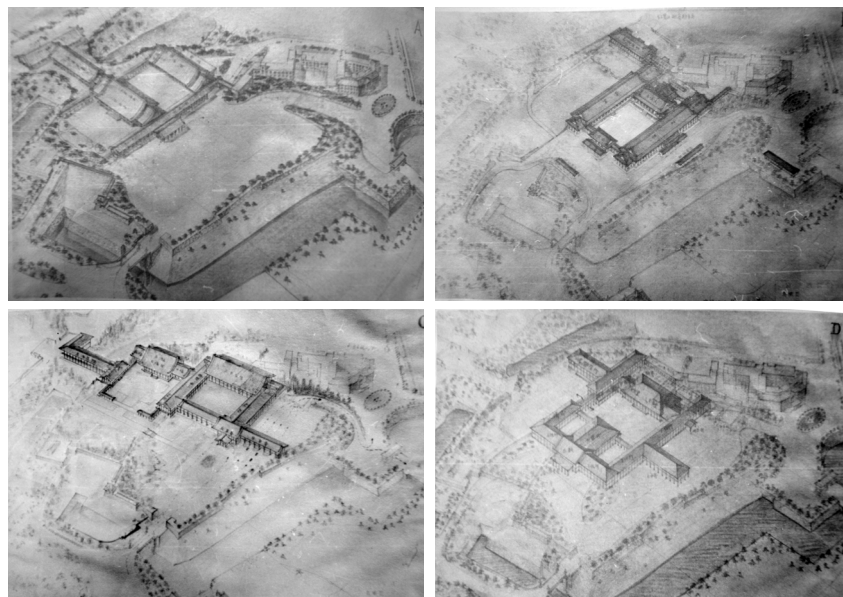


図 2-1 第14回協議会で提示された鳥瞰図

から、伝統的な和風外観が実現可能な建物規模とするために延床面積が縮小されたと考えられる。

#### 第4節 平面計画：正殿の格式表現と合理的な動線の両立

前節では、設計条件の策定において、従来よりも大幅に増加して見積もられた参列者に対応できるように儀礼形式や部屋の構成が考案されたこと、外観は伝統的な和風意匠とする方針であったことを明らかにした。本節と次節では、設計条件策定後に作成された設計案の変遷を分析することで、こうした設計条件が設計案としてどのような形で表現されたかについて考察した。2節で述べたように初期案から中間案にかけては主に平面計画が検討されたと考えられることから、本節では、その設計過程を分析することで、最終案に適用された平面計画の設計意図を考察した。また設計案の変遷について、2節では協議会に提示された案のみを用いて検討内容を同定したが、各協議会の直前に行われた顧問との打合せでは、それぞれの技官が担当した設計案が提示されており、初期案では6案中3案<sup>41)</sup>が、中間案では2案中1案<sup>42)</sup>がそれぞれ選ばれて協議会に提示されたことがわかる。これらの案は協議会に提示されたかどうかに関わらず同時期に作成されたと考えられるため、設計内容の分析にあたっては、これらを含めて設計案の変遷を、「6案（初期案）→2案（中間案）→立面検討→1案（最終案）」と捉え<sup>43)</sup>、平面図<sup>44)</sup>をもとに略図を作成して各案の鳥瞰図<sup>45)</sup>とともに図2-2に示した。なお、最終案の鳥瞰図は未見のため屋根伏図で代用し、各案の名称については、初期案と最終案は図面に記載の表題を用い、中間案は筆者による。

##### 4-1. 建物正面の検討にみられる「天子南面」に拘らない設計態度

まず、建物の正面の方角について、図2-2をみると「最終案」では南を正面としており、天皇が儀式を行う建物として「天子南面」の伝統が守られているが、検討過程をみると絶対的な条件ではなかったと考えられる。設計条件の策定の段階では、「天子南面」に則る方針であったと考えられ、前掲「新宮殿の設計条件基本事項」には「正殿（中儀式室）はなるべく南面させる」と記されており、外観案（図2-1）をみると全ての案で正殿を南正面としている。しかし、初期案では、図2-2のように正殿を東正面とする案が3案作成されており、第16回協議会ではこのうち「東-A」と「東-B」が提示され、ここでは東正面とした理由について、「元宮殿の敷地が南北の長く、東西にせまい。また、前側が低くて後側が高いので、地勢上東面しておるので建物も東面するのが自然である」（三井委員）と説明されている。同協議会には「南-C」も提示されたが、これについては『「天子南面す』』ということを取り上げて南面させたものではありません。（中略）光線のぐあい、風通し等からいって他に支障がなければ南面がいいということです」（三井委員）と述べられ、各案ともに敷地の形状や採光通風といった条件から合理的に設計されたことが強調されている。

##### 4-2. 儀礼空間と表御座所の位置関係

次に、表御座所と儀礼空間の位置関係について、図2-2みると初期案では正面の方向に関わらず全ての案で共通して、表御座所は敷地西側に配置され、儀礼空間は南北に長い長方形平面で東側に配置されていることがわかり、中間案および最終案にもこの位置関係は踏襲されている。これは敷地外からのアプローチを考慮したものと考えられ、表御座所は吹上地区に計画された天皇・皇后の住居からアクセスのよい位置に置かれたと見ることができ、一方、儀礼空間の配置は大規模儀式における参列者の車動線が想定されたと考えられ、南正面案はいずれも南側と東側の両方に車寄を設けており、東正面案では東側に広い前庭を確保していることがわかる。

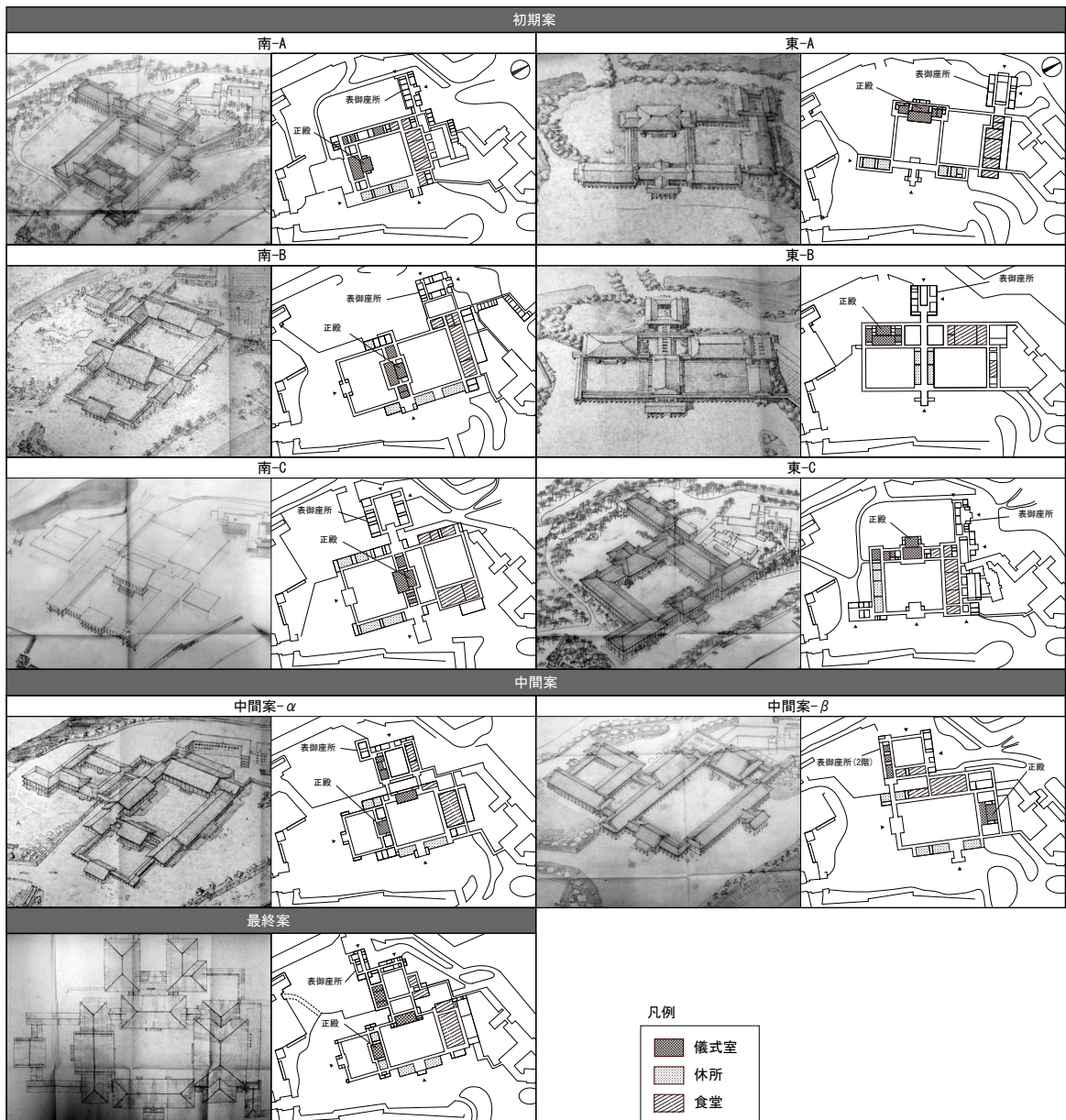


図 2-2 設計案の変遷

#### 4-3. 回廊および車寄による正殿の格式表現と中庭を囲む構成による動線短縮

次に、儀礼空間の平面計画について、図 2-2 をみると「最終案」には「中間案 - α」の平面計画が適用されていることがわかり、両者の平面形式および主要な部屋の配置が一致している。そこで以下では「中間案 - α」と南正面の初期案を比較することで「最終案」に適用された平面計画の設計意図を考察した。まず、平面形式についてみると、「中間案 - α」は「南 - B」の平面形式に基づいているとみられ、図 2-2 を用いて両者の平面図を比較すると、南側に配置した正殿の前方に回廊と車寄に囲われた中庭を設け、正殿後方の中庭の周囲に儀式室、休所、食堂を配置する構成が共通していることがわかる。正殿の前方を回廊で囲む構成について協議会の発言をみると、「南 - B」については「周囲に回廊をめぐるせてあるのですが、重要な儀式室が、玄関からいきなり見え、むき出しになるのは、格好がつかないしまた雅楽などを演じる際に中庭を使えると思いました。実用価値という点からいえば、必ずしも、必要だとは思いませんが。」（第 16 回協議会、三井委員）

と述べられ、また「中間案-α」については、「回廊は、正殿がむき出しになっては面白くないし、日本建築の様式を重んじたわけです。」(第17回協議会、三井委員)と述べられているように、外部からの視線を遮断して正殿の格式を表現することが重視されたと考えられ、「南-A」の平面形式は正殿が外部に露出しているために採用が見送られたと考えられる。一方で1つの中庭を儀式室・食堂・休所が囲む構成は、伝統的な和風外観という条件を考慮しながら、合理性を追求したものと考えられる。初期案の平面図をみると、いずれの案でも主要な部屋を積層させず、中庭の周囲に配置していることがわかるが、これは伝統的な日本建築に近いプロポーションを実現するためと考えられ、鳥瞰図をみるといずれの案でも勾配屋根がかけられた平屋建ての外観をもつ建物(「南-C」は正殿のみ)が確認でき、初期案が提示された第16回協議会では「こういう案ではなく、もつと西洋的な近代的な建物の案はないんですか。何かこういう案は面積ばかりとつてもつたない気がしますね。近代風の二階か三階建にしたらもつと小さくてすむんじゃないですか、これは私の感じですが。」(瀬戸山主計課長)という意見に対し、「そういう案はありません。日本的な建物であること、各室とも地に接する所が欲しいということが要求されているのでどうしても面積をとることになります。」(小幡幹事)と述べられており、また瓜生会長は「立体的にするのは便利でしょうが、二階にしてしまうと、日本的な感じは出しにくいという点はあるでしょうね。」と述べている。「南-A」や「南-B」に採用された1つの中庭を儀式室・食堂・休所が囲む構成は、こうした条件の中で合理的な動線を追求したものと考えられ、図2-2をみると主要な部屋が2つの中庭の周囲に分散している「南-C」と比較して部屋間の動線がコンパクトにまとまっていることがわかる。以上のことから、平面形式が設計においては、正殿の格式表現と合理的な動線を両立することが意図されたと考えられる。

#### 4-4. 通御式謁見に考慮した儀式空間の部屋の配置

次に、平面形式が共通する「南-B」と「中間案-α」を比較し、設計変更の意図を儀式動線との関係から考察した。図2-2を用いて両者の平面図を比較すると、儀式室の配置が大きく異なり、「南-B」では小儀式室は正殿の左右に、大儀式室は前方に置かれ、正殿付近にまとめられているが、「中間案-α」では、小儀式室は敷地西奥の表御座所に近い位置に配置され、大儀式室は独立して正殿後方の中庭の西側に置かれていることがわかる。小儀式室の配置変更の理由については「日常使われる部屋は主として表御座所よりに片寄せました」(第17回協議会、三井委員)と述べられていることから、使用頻度の高い小儀式室を表御座所に近づけることで、天皇の日常的な動線や表御座所に事務所が設置された侍従の動線を短縮することが意図されたと考えられ<sup>46)</sup>、「中間案-α」では小食堂およびこれに附属する後席の間も表御座所付近に配置されたが、これも同様の意図が考えられる。一方で大儀式室の配置変更の意図は、通御式における天皇・皇后の動線を整理するためと考えられる。表2のように通御式に用いられる主な部屋として大儀式室と第1・第2休所が計画されたが、図2-2をみると「中間案-α」では大儀式室が移動したことで、これらの部屋が全て正殿後方の中庭に面するように配置されていることがわかる。「中間案-α」に含まれている「新年祝賀の儀」の動線図をみると、通御式における両陛下の動線は、表御座所棟1階の御座所を出発し、中庭西側の大儀式室、東側の休所を順に通過しながら、中庭を時計周りに一周するように描かれていることが確認できる。また、協議会では通御式の両陛下の移動距離が示されており、初期案ではそれぞれ、520m(南-B)、640m(東-A)、520m(東-B)であったが、中間案では497mに多少短縮されたことがわかる<sup>47)</sup>。これらのことから、「中間案-α」では通御式に用いられる部屋を中庭に面して配置することで、中庭を一周する両陛下の動線が整理されたと考えられる。

ところで、東正面案から派生して作成されたとみられる<sup>48)</sup>「中間案 - β」の平面計画についても、「中間案 - α」と同様の設計意図を見出すことができる。すなわち、中庭の北側に正殿を配置して前方を建物で囲うことで正殿の格式を保持しており、また小儀式室および小食堂を表御座所付近に配置し、通御式の謁見で使われる大儀式と休所を中庭に面して配置していることから、「中間案 - α」と同様の方法で大小の儀式の動線が合理化されたとみられる。なお、「最終案」に「中間案 - α」の平面計画が適用された要因としては、回廊を用いた正殿の格式表現が評価されたこと<sup>49)</sup>や「中間案 - β」に比べて中庭が狭く動線がコンパクトにまとまっていることが推測される。

## 第5節 外観意匠：威圧感を与えない記念性の表現

外観意匠に関して、3節では設計条件として鉄骨鉄筋コンクリート造で勾配屋根をもつ伝統的な和風意匠が計画されたことを示し、4節ではこうした外観を考慮しながら合理的な動線計画が設計された一方、正殿の格式表現として正殿の前方に回廊を設ける平面形式が採用されたことを明らかにした。本節では、中間案から最終案にかけての設計過程を対象に、外観意匠について検討し、正殿の外観意匠に注目するとともに、コンクリートによる構造形式でどのように伝統が表現されたかについて考察した。なお、最終案の鳥瞰図や立面図は見つかっていないため、屋根伏図と平面図を主に用い、協議会の議事録や調査室の打合せ記録を併用して外観を推測した。

### 5-1. 正殿前方における記念性の表現

最終案では、中間案から回廊および正殿の平面構成が変更されたことで、外観の正面性が強調されたと考えられる。まず南前面は、図2-3に示した平面図からわかるように中央の車寄の両側に回廊側面の端部を突き出して切妻屋根の妻面を表わした南北軸を中心とする対称性の強い立面と推測され、中間案では平屋建ての回廊が、最終案では側面部のみ2階建てに変更されたことで、その構成が明確になったと考えられる。また正殿について、図2-2を用いて中間案の平面と比較すると、中間案では正殿の両脇に坪庭が設けられ、正殿は渡り廊下によって両側と連結されているが、最終案ではこの部分に休所が配置されて寄棟の屋根がかけられ、中央部の正殿には一段高い平入りの切妻屋根がかけられて、東西に長い棟が形成されており、正殿を中心とした横長の立面がつくられたと推測される。

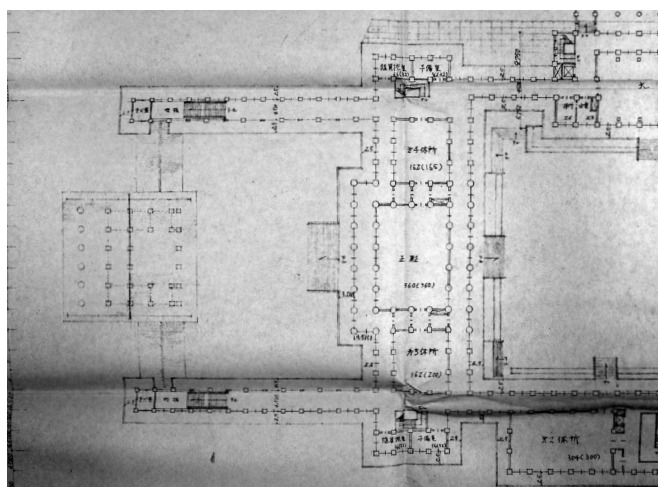


図2-3 最終案2階平面図（部分）

## 5-2. 伝統的な木造建築を踏襲した意匠

このように最終案では記念性の創出を目的の一つとして平面構成が変更されたと考えられるが、立面構成や屋根形状といった意匠表現の検討過程をみると、権威の表現よりもむしろ建物を訪れる人に威圧感を与えないように苦心して設計されたことが窺える。まず回廊の変更の意図について、第19回協議会では、大きな行事が行われる際に1階部分が臨時の車寄として使われ、正殿前の中庭で舞楽が催される際には観客席として使われるといった副次的な機能も説明されている<sup>50)</sup>が、その主目的は回廊の閉鎖的な印象を緩和するためと考えられる。第17回協議会では、宇佐美長官が「どうも高い回廊がまわりにあると何か威圧されるような感じを受け、折角の庭園の味がなくなるのではないかと思いますね。」と述べ、また第18回協議会では高尾委員が「回廊が閉鎖的です。そこを薜戸のような格好にしたらどうですか。」と述べられているように、回廊の威圧感や閉鎖性が指摘されたが、最終案の回廊については「回廊は壁を全部取り、正面は平屋、側面は二階にし一階は開放的にして吹きぬけにし薜戸をつけました、二階の内側は一枚ガラスの建具を入れデザインの上からも開放的にしました」（第19回協議会、小幡幹事）と説明されていることから、最終案ではこうした批判に対応することが意図されたと考えられ、平面図からは最終案の回廊外周の柱間はすべて開口部となっていることが確認できる。また正殿の外観については、伝統的な木造建築にみられる開放的な立面をコンクリートで再現する方針であったと考えられる。図2-3をみると正殿の正面とその両側部分は回廊と同様に柱間がすべて開口部となっていることわかり、外装については「柱は構造体のコンクリートの外側に種石を入れたコンクリートを打ちそれを小叩き仕上とし、壁は漆喰、なるべく開口部を多くして建具はステンレススチールを使用大きいガラスを入れます。」（第19回協議会、小幡幹事）と説明されていることから、コンクリートの柱と白漆喰の小壁、ガラス窓の開口部によって伝統的な木造建築の立面構成が再現されたと推測される。正殿の正面は太めの柱が芯々4500mmの間隔で立てられているが、これは少ない壁量で構造を頑丈にするためと考えられ、「宮殿造営調査報告書」では、構造計画について「宮殿のように重要で耐用年限も長いことが要求される建物では、地震力は通常の建物より大きく考える必要がある。本計画では、通常の建物における場合の2倍、すなわち震度0.4（建物重量の40%が水平力として加わる）の地震力を考えることにした。」（p.46）と記され、正殿の柱については直径850mmの円形のコンクリートの中に600mmの鉄骨を十文字に入れる計画であった<sup>51)</sup>ことがわかる。

## 5-3. 威圧感を懸念した屋根勾配の低減

屋根材には瓦葺きが採用されたが、これは内田が躯体部分のコンクリートと調和する屋根材として瓦を評価していたためと考えられる。立面の検討が行われた第18回協議会では、瓦葺き、銅板葺き、陸屋根の3案<sup>52)</sup>が提示されたことがわかるが、内田は銅とコンクリートを接着させると銅が腐蝕するという学説があることを主張して銅板案に否定的な姿勢を示す<sup>53)</sup>とともに躯体部分がコンクリートで木造よりも重厚な印象になることから、これと調和するものとして瓦葺き案を推している<sup>54)</sup>。しかし、同協議会では瓦葺き案に否定的な意見もみられ、瓜生会長が「瓦はどれも重々しい感じですね。銅板の方がどことなく近代的で明るい感じがします。瓦がよければもっと重くるしさが少ないような感じに何とかできないものですかね。」と述べ、また鈴木委員が「瓦では重苦しくて、威圧的な感じ。実際にはそうはならないかもしれませんが。」と述べており、瓦葺きの屋根が威圧的に見えることが懸念されている。最終案の屋根勾配については「全般に屋根の勾配、高さ等について研究をし、近代的な軽い感じのある独特のものにしました。」（第19回協議会、小幡幹事）「屋根の勾配をできるだけゆるやかにいたしました。現実の屋根の高さは前の宮殿とほと

んど変りはありませんが傾斜がゆるやかであり屋根の感じはずつと軽くなっています。」（第19回協議会、三井委員）と説明されており、上述の批判を考え合わせると瓦葺きの屋根面が強調されないように屋根の勾配は緩めに設定されたとみることができる。

## 第6節 小結

本章では、宮内庁書陵部所蔵の公文書資料を用いて、宮内庁試案の検討プロセスを明らかにするとともに設計の各段階における検討内容を分析し、戦後において民主主義国家の象徴となった天皇の儀礼形式や意匠表現がどのような形で示されたかに注目して考察を行い、以下のことを論じた。

宮内庁試案の検討過程では、2年間の調査期間のうち、前半の1年間で基本的な設計条件の策定を完了した。ここでは主に建物規模が検討され、まず儀式計画との関係から所要室の面積が検討された後、外観意匠の検討を経て決められた。調査期間の後半では、この設計条件を前提として具体的な設計案が作成され、平面計画、外観意匠の順に検討が進められた。

設計条件の策定過程で行われた規模の検討を分析すると、以下のような設計方針が見出された。部屋の構成には、従来の儀式よりも大幅に増加して見積もられた参列者に対応するための工夫がみられ、通御式による謁見を念頭にこれに使われる部屋は複数を同時に使うことを想定して計画されるとともに、会食や祝酒が行われる食堂は、参列者への待遇を平等にするために天皇と参列者が一同に集まれる広さの部屋が計画され、可動式の間仕切りによって大空間を確保することも検討された。また外観意匠については、鉄筋鉄骨コンクリート造による伝統表現が志向され、分棟形式で勾配屋根をもつ伝統的な和風外観とする方針がとられた。

平面計画の検討では、正殿の格式表現と動線の合理化を両立することが追求されたと考えられる。正殿の前方に回廊および車寄を設けて正殿への視線を遮断するとともに、正殿後方の中庭を儀式室・休所・食堂が囲む構成とすることで主要な部屋間の動線がコンパクトにまとめられた。また、通御式の謁見に用いられる部屋を中庭に面するように配置することで中庭を一周する天皇の動線が整理されるとともに、頻繁に使われる小規模な部屋を表御座所付近に配置することで天皇や侍従の日常的な動線が短縮され、大小の儀式における動線がともに合理化された。

外観については、記念性を追求しながらも、意匠表現は威圧感を与えないことが重視されたと考えられる。最終案では、対称性の構成をもつ南前面の回廊の後方に正殿を中心とする横長の立面がつくられ、正面性が強調されたが、回廊の壁を取り払うことで南前面の閉鎖性が緩和され、正殿の正面には柱間を全面開口部とする列柱が立てられた。屋根材にはコンクリートとの調和を考慮して瓦葺きが採用されたが、屋根面が強調されないように勾配は緩めに設定されたとみられ、伝統的な和風意匠で開放的な外観が設計されたと考えられる。



## 第2章 注

- 1) 皇居造営審議会答申（『宮殿造営記録 解説編』収録、pp. 26-27）には、「皇居の位置」「皇居の規模及び様式」「周辺の施設」「造営の経費」「造営の実施計画」について明記されており、実施案の設計においても設計条件として捉えられたと考えられる。
- 2) 「これは宮殿の設計図をまとめるというよりむしろ宮内庁として新宮殿に対する基本的な考え方を具体的にまとめて政府の間に答えようとするものであった。従って一応の設計はしたが、その細部の問題や具体的意匠の問題より「位置」「規模」「経費」の調査に重点がおかれた。なにかんづく「規模算出」についての調査に多くの時間を要した。（中略）機能的に規模算出が出来る部屋は少ないが、造形上演上からみて各室の規模を決め配列を考慮し、配置計画、平面計画へと進み、一応の設計案をとりまとめた。」（p. 2）
- 3) 『宮殿造営記録 解説編』収録、pp. 16-17
- 4) 『皇居造営関係録』所収、「宮殿造営計画協議会議事録（1）」（第1回から第10回を収録）、「宮殿造営計画協議会議事録（2）」（第11回から第19回を収録）、以下、協議会での発言を引用する場合はこの資料を参照した。
- 5) 『皇居造営録・庶務の部（4）』、『皇居造営録・庶務の部（5）』所収
- 6) 『皇居造営録・工事資料の部（1）』第3号「宮殿造営準備調査日誌大要」によると、予備調査は元宮内技師の武村忠を委嘱して、昭和28年12月から昭和32年4月まで行われ、明治宮殿についての調査と戦時中各所に納められた宮殿建築参考図書を蒐集して整理することを主な目的としていたことがわかる。
- 7) 『皇居造営録・庶務の部（4）』所収、第1号「表宮殿平面図試案」第2号「奥宮殿試案」には、表宮殿と奥宮殿の設計案がそれぞれ3案ずつ含まれており、図面に記載の日付から作成されたのは調査組織設置前と判断できる。
- 8) 宮内公文書館所蔵「宮殿造営調査報告書」（宮殿造営調査室、昭和34年3月）
- 9) 「宮殿造営調査報告書」（pp. 69-71）によると、所要経費は2案作成されており、第一案は「79億1766万8千円」、第二案は「75億3481万8千円」と見積もられている。
- 10) 『皇居造営録・庶務の部（5）』第14号
- 11) 同上
- 12) 第4回協議会では、奥宮殿について侍従職による意見交換の結果、以下のような結論に至ったと述べられている。「現在の御文庫のお住いは、継続使用は不相当と考えるが陛下の現在の草木を愛される生活と、将来の御健康のための御運動を遊ばすという点で、表宮殿にくっつけて造るのは不相当と考えられる。したがって適当な御運動にもなり又草木にも接しられるということで、吹上に新設し現在のお文庫は臣下廻りの建物又は倉庫にする。そして表宮殿に接しては儀式は行事に附属したお住いを若干作るという案であります。」（稲田委員）
- 13) 『皇居造営録・庶務の部（4）』第4号
- 14) 『皇居造営録・庶務の部（4）』第6-2号
- 15) 『皇居造営関係録』第13号「宮殿造営計画協議会会議」（昭和32年8月19日）議事録内に掲載。
- 16) 『皇居造営関係録』第14号「宮殿造営計画協議会会議」（昭和33年1月20日）議事録内に掲載。
- 17) 「宮殿造営調査報告書」には、日本の宮殿建築についての沿革が述べられるとともに、平安宮、京都御所、明治宮殿の平面図が掲載されている。また明治宮殿については、造営過程や造営組織などが詳しく記載されている。
- 18) 『皇居造営録・工事資料の部（1）』第4号「宮殿調査室日誌」（昭和32年4月）によると、一

部の調査室技官が昭和32年11月18日から11月23日にかけて京都・奈良に、昭和33年2月9日から2月15日に京都・奈良・三重に出張したことがわかり、ここに記載された調査物件の大半は古建築であるが、内田祥三が設計した天理教関係の建物などコンクリート造の和風建築も視察されている。

- 19) 最終案の平面図には、第19回協議会（昭和34年2月25日）以降に加筆・修正した記録がある。
- 20) 『皇居造営録・庶務の部（5）』第15号「宮殿計画案」所収、「南-B 鳥瞰図」（昭和33年6月2日）、「東-A 鳥瞰図」（昭和33年6月〔不明〕日）、「東-B 鳥瞰図」（昭和33年6月5日）
- 21) 『皇居造営録・庶務の部（5）』第15号「宮殿計画案」所収、「南-B 配置図」（昭和33年6月5日）、「東-A 配置図」（日付なし）、「東-B 配置図」（昭和33年6月6日）
- 22) 『皇居造営録・庶務の部（5）』第16号「宮殿計画案」所収、「鳥瞰図」（日付なし）
- 23) 『皇居造営録・庶務の部（5）』第16号「宮殿計画案」所収、「宮殿平面図（案）1階平面」（昭和33年8月6日）、「宮殿平面図（案）2階平面」（昭和33年8月6日）「宮殿平面図（案）3階平面」（昭和33年8月6日）、「宮殿平面図（案）2階平面」（昭和33年8月6日）
- 24) 『皇居造営録・庶務の部（5）』第16号「宮殿計画案」所収、「儀式別動線図」以下の計6枚、「新年祝賀の儀（外人）」「新年祝賀の儀・新年宴会・天皇陛下御誕生日」「歌会始の儀」「信任状捧呈式・新任式」「御陪食」
- 25) 『皇居造営録・庶務の部（5）』第16号「宮殿計画案」所収、「大食堂座席割図」（昭和33年8月1日）、「小食堂座席割図」（昭和33年8月1日）
- 26) 「平面図については、将来の宮殿で行われるであろういろいろな儀式というものを考えてそれらがやりいように相談をしてすでにきまったわけです。」（第18回協議会、瓜生会長）
- 27) 『皇居造営録・庶務の部（5）』第17号「宮殿計画案 最終案」所収、「平面図 宮殿1階 表御座所1階」（昭和34年2月24日）、「平面図 宮殿2階 表御座所2,3階」（昭和34年2月24日）
- 28) 『皇居造営録・庶務の部（16）』第2号「宮殿造営専門家会合第1回提出資料」所収、「平面図 屋根伏」（昭和34年3月2日）
- 29) 『皇居造営録・庶務の部（4）』第3号「仮宮殿使用状況調査（諸儀式の参列者数および使用室調）」所収
- 30) 昭和5年、昭和12年、昭和17年、昭和19年、昭和21年、昭和22年、昭和23年、昭和26年、昭和28年、昭和31年
- 31) 内訳は以下の通り、皇族27名、大勲位以下公爵従一位以上213名、高等官一等以下神佛管長以上同夫人857名、宮内奏任官同待遇172名、外国交際官174人名
- 32) 内訳は以下の通り、皇族7名、内閣総理大臣国務大臣以上夫人29名、衆院議長以下議員同夫人121名、参院議長以下議員夫人112名、最高裁長官以下同夫人23名、府県知事議長以上夫人63名、外国交際官同夫人52名
- 33) 内訳は以下の通り、皇族・旧皇族50人、内閣総理大臣以下含夫人2000人、外国交際官500-700人
- 34) 「従来の儀式では、その参列者は一般には宮中席次によって定められたのであるが、将来は国会議員その他国民各界の代表者をできるだけ広く招待することが望まれるので、現在よりは更に増加される見込みであるから、別表（1）に示す人員は、その際の予想を示したのである。」（pp. 33-34）
- 35) 第2回協議会では、深尾幹事が大儀式室について「2000人収容出来る程度の広さとして150坪と入側棧敷を使用したいと考える。」と述べ、また第4回協議会では鈴木委員が大儀式室は最も

- 大きいもので面積 300 坪、収容人数 2 千人、スローンルームではなく色々な用途に使用します。例えば新年拝賀、雨の園遊会、臨時の立太子式或いは御成年式といった様に大勢の人が一同に集るという場合に使用するわけで大広間の役目をします。」と述べており、参考資料として歌舞伎座や東京宝塚劇場など 6 件の劇場施設の客席総面積、客席数、客席 1 階面積を示した「儀式場の大きさについて」(『皇居造営録・庶務の部 (4)』第 5 号、昭和 32 年 5 月 8 日) が提示された。
- 36) 第 5 回協議会では、吉川式部副長が「たゞ中食堂と大食堂の関係は、もともと千人を入れる部屋が欲しいので三百人と七百人に分けたわけで、これを必要に応じて一つにして千人を入れられる部屋になるように考えていたゞきたいものです。(中略)陛下がおいでになる部屋とならぬ部屋とでは、お客様の喜び方も違うのですから各々が変わった模様ではこまるので、同じ部屋の感じにしたいゞきたいと思います。」と述べている。
- 37) 可動式間仕切りを断念した理由については、「当初中食堂と大食堂は途中で仕切り、中食堂のときは仕切りをして使い、大食堂のときにはこの仕切りを取り払う予定でしたが、これは建築的にもちょっと無理がありますし、仕切りがいかにもおかしくなりますので一つにして大食堂としました。」(第 17 回協議会、三井委員) と述べられている。
- 38) 「まず宮殿の型、正面がどうなるのかということを決めておかないと、いろいろな計画が進めにくいでしょうね。例えば屋根の型、ABC 案などは屋根のある日本風の建物にするのは非常にむずかしいと思います。むしろ不可能ではないかと思います」と述べ、また「外観を日本風というお考えなら、E 案のようなブロックの型でないかとやりにくと思います。アイデアとしては廊下のようなつなぎの部分がないとやりにくい。」(第 13 回協議会、内田顧問)
- 39) 『皇居造営録・工事資料の部 (1)』第 4 号「宮殿調査室日誌」(昭和 32 年 4 月)
- 40) 「宮殿調査室日誌」昭和 32 年 11 月 25 日の記録
- 41) 「宮殿調査室日誌」昭和 33 年 6 月 9 日の記録には、「6 月 3 日顧問会議で来る 6 月 9 日協議会に宮殿計画 6 案全部を提出するよう一応定めたが、更に検討の結果、南面 B(池内案)、東面 A(小林案) 及東面 B(伊藤案) の 3 案だけを定めた。」とある。
- 42) 「宮殿調査室日誌」昭和 33 年 7 月 29 日の記録によると、南正面と東正面が各 1 案検討されたことがわかり、「内田顧問は両案共あまり相違はなくなり、同じようなものになったのだから、次回協議会には南面 1 案だけを提出し、東面案は出さない方がよかろうとの意見であった。」とある。
- 43) 顧問との打合せで提示された案は以下のように特定した。初期案については、第 16 回協議会に提示された案と同様の図面枠があり、アルファベットを用いた表題がつけられていることから判断した。中間案については、註 42 からわかるように東正面と南正面が各 1 案ずつ検討されたとみられるため、協議会に提示された南正面案に加えて、東正面案の中で顧問との打合せに最も近い日付が記載された案を選んだ。なお、この案(「中間案 - β」)は、正殿を南正面としているが、東正面案がまとめられた封筒に納められており、この案の正殿と食堂の位置が入れ替わった平面をもつ、正殿が東正面の案が存在することから、東正面案とみなされたと考えられる。
- 44) 初期案については、『皇居造営録・工事資料の部 (3)』第 3 号「宮内庁試案の為の 3 次案」所収、「南 -A 配置図」(縮尺 1:1000、昭和 33 年 6 月 8 日)、「南 C 配置図」(縮尺 1:1000、昭和 33 年 6 月 4 日)、「東 -C 配置図」(縮尺 1:1000、昭和 33 年 5 月 31 日)を用い、中間案については、第 4 号「宮内庁試案の為の 4 次案」所収の表題なしの平面図(昭和 33 年 7 月 21 日)を用いた。なお、協議会提示案については、註 21、註 23 参照。

- 45) 初期案については、『皇居造営録・工事資料の部 (3)』第 3 号「宮内庁試案の為の 3 次案」所収、「南-A 鳥瞰図」(縮尺 1:1000、昭和 33 年 6 月 8 日)「東-C 鳥瞰図」(縮尺 1:1000、昭和 33 年 5 月 30 日)に加え、表題はないが平面図との照合から「南-C」とみられる鳥瞰図を用いた。中間案については、平面図と照合して、第 4 号「宮内庁試案の為の 4 次案」所収の表題なしの鳥瞰図(昭和 33 年 7 月 21 日)を用いた。なお、協議会提示案については註 20、註 22 参照。
- 46) 第 16 回協議会では、宇佐美長官が「大勢の集る儀式のことを多く考えてあるようですが、そのために少い人数の場合になると儀式室から食堂までの距離が非常に遠いようですね。この間を職員なんかは何回も往復することになると思うが、これは相当にこたえませんか。」と述べている。
- 47) 第 16 回、第 17 回協議会における小幡幹事の発言を参照。
- 48) 註 44 参照。
- 49) 「中間案 - α」の回廊については以下のように説明されており、回廊から正殿を眺めることで入場者に対して建物の印象を象徴的に示すことも意図されたと考えられる。「回廊は、宮殿という建物の性格から、歩いて行く途中で正殿が眺められ、いかにも宮殿に入ったなという荘厳さや威厳の感じを出すように考えました。」(第 17 回協議会、竹崎書記)
- 50) 「大きな行事でたくさん車が来て玄関だけでは収容できないようなときは、回廊の薮戸をあげれば全部車寄として使用できるようにし、機能の点で合理的にしました。正殿前中坪で舞楽をやる場合には、一階にも二階にも椅子をならべ千五百人ぐらいの人が回廊からながめられるようにしました。」(第 19 回協議会、小幡幹事)
- 51) 「宮殿造営調査報告書」には「柱の大きさはコンクリートで 85cm 中の円形、鉄骨は 60cm × 60cm の中におさめ十文字である。」(p. 47) とある。
- 52) それぞれの案については、以下のように説明されている。「第一案は、屋根が本瓦ぶき、日本古来の様式を取り入れてあります。本瓦ぶきは耐久力の点ですぐれています。屋根のこう配も日本建築の中から宮殿建築として最もいいと思われるものを研究して設計しました。(中略) 第二案は、根本的には第一案と相違がありませんが、屋根が銅板ぶきになっています。(中略) 銅板も相当に耐久力がありますし、屋根にこう配もつけ全体的に軽い感じを出し、回廊等はフラットにして中庭に入った時に広々とした感じにしました。(中略) 第三案は、前の二案と少し趣を異にしております。平面の方は根本的には大きな相違はありませんが、屋根はかけるにはかけてあるが、極力こう配をさけて、屋根の感じを出さないようにしています。」(第 18 回協議会、小幡幹事)
- 53) 「銅板の場合にはこういう説があります。銅板とコンクリートを直接接着することはよくない。銅板も早くいたむした下のコンクリートのためにもよろしくない。というのです。(中略) それで私の常識から言えばそういう学説があるものを宮殿という重要な建物に実行しない方がいいと思います。」(第 18 回協議会、内田顧問)
- 54) 「コンクリート造りでは木造の場合よりは下の部分が目方のついたものになりますから、頭が軽いと軽快といった感じよりは上下のバランスがおかしくなりはしないかと思われます。」「下の部分が木造でなしにコンクリートだから上の方をもっと重い感じをだすために瓦がいいと思います。」(第 18 回協議会、内田顧問)

## 第3章

### 実施案に反映された高尾亮一と吉村順三の設計思想

### 第3章 実施案に反映された高尾亮一と吉村順三の設計思想

#### 第1節 序

前章では、造営計画が閣議決定される前に作成された宮内庁試案の検討過程を明らかにするとともに、戦後において民主主義国家の象徴と位置づけられた天皇の儀礼形式や意匠表現がどのような形で示されたかに注目して設計意図を考察した。すなわち、平面計画については、儀式の場である正殿の前方に回廊および車寄を設けてその格式が表現された一方、従来より大幅に招待人数を増やした大規模な儀式を想定して儀礼空間の各部屋の面積や動線が合理的に計画されたことを述べ、外観については、分棟形式で構成された低層の建物に瓦葺きの屋根をかけた和風意匠の外観によって日本の伝統が表現され、正殿前方では車寄や回廊によって左右対称の構成をつくることで記念性が示されたが、瓦屋根が与える威圧感を懸念して勾配が緩く設定されたことなどを論じた。

しかし、実施案は、宮内庁試案と大きく異なっていることから、設計方針が変更されたと考えられ、この方針転換には、宮内庁の官僚として閣議決定後から造営組織を率いた高尾亮一（1910-1985）と基本設計を行った吉村順三（1908-1997）が深く関与したと考えられる。そこで本研究では、試案完成後における造営計画の策定過程を明らかにし、高尾と吉村の設計思想に注目して設計内容を考察した。具体的には、高尾の言説を検討することで、高尾が造営計画のプロデューサーとして描いた宮殿のイメージを示すとともに、設計者である吉村の言説から宮殿のデザインに対する考えや設計の主題を読み取って、それぞれの立場における設計思想を明らかにし、竣工建物を宮内庁試案と比較して変更内容を分析することで、設計意図が高尾と吉村の思想に立脚していることを示した。

皇居宮殿の実施案に関する既往研究としては、小幡祥一郎氏による「宮殿の建築計画的研究」（東京大学博士論文、1969年）が挙げられる。皇居宮殿の設計に宮内庁の技官として関わった小幡氏は、この論文において、平面計画の意図を儀式や行事といった機能的な側面から説明し、外観意匠については、設計者の立場から設計主旨を述べている。また、竣工建物に採用された特殊な工法については、その目的や意図を説明し、これに伴って行なわれた実験の内容を示している。ただし小幡氏は、吉村辞任後から中心的な役割を担った可能性が高く、この論文では実施設計についての記述は充実しているが、基本設計に関する設計意図は詳細に述べられていない<sup>1)</sup>。本研究では、この点も考慮し、宮内庁試案との差異に注目して基本設計の内容を詳細に分析することで、吉村の設計意図を明確にした。

資料については、吉村順三記念ギャラリー所蔵の基本設計図面（以下、「吉村資料」）を用いて設計内容を把握し、宮内庁書陵部所蔵の公文書である『皇居造営録』に含まれる議事録から、宮内庁の所管で行われた造営計画の策定過程や設計についての協議内容を把握した。なお、高尾が皇居宮殿の造営について著した『宮殿をつくる』（求龍堂、1980年）や宮内庁発行の竣工図面および竣工記録<sup>2)</sup>、関連する雑誌記事なども合わせて参照した。

#### 第2節 高尾亮一による造営計画の策定

まず本節では、高尾亮一に注目して造営計画の策定過程を検討し、高尾がどのような方法でこれを行なったのか明らかにするとともに、この時期の高尾の言説を分析することで、造営計画の

プロデューサーとして描いた宮殿のイメージについて考察した。

## 2-1. 皇居造営審議会での議論と試案に対する付帯条件

皇居宮殿の造営過程について表 3-1 にまとめた。まず、高尾が造営組織を率いる前の経緯を述べておくと、造営計画は、1957 年 4 月から開始された宮内庁試案の作成に始まり、宮内庁に担当組織として「宮殿造営調査室」と（以下、「調査室」）「宮殿造営計画協議会」（以下、「協議会」）が設置された。調査室は内田祥三や関野克ら顧問と総理府技官で構成された実質の設計機関、協議会は宮内庁関係部局による審議委員会である。調査期間の 2 年間で計 19 回開かれた協議会では、規模の算定から外観意匠に至るまで計画案が綿密に検討され、1959 年 3 月に試案が完成した。なお、議事録<sup>3)</sup>からは、高尾が協議会委員<sup>4)</sup>として計 17 回に出席していたことが確認でき、試案の設計過程の全容を把握していたと考えられる。

宮内庁の調査期間が終了すると、1959 年 4 月から 10 月にかけて政府の審議機関である「皇居造営審議会」<sup>5)</sup>（以下、「審議会」）によって試案の内容が審議された。審議会の主な委員は国会議員や各界の権威で、建築関係者として試案の設計を主導した内田祥三と日本建築学会会長の二見秀雄が出席した。ここでは建物のデザインを設計競技によって決めるべきという意見<sup>6)</sup>や、試案では敷地内での実施が見送られた一般参賀について説明を求める発言<sup>7)</sup>が出され、これを発端として「皇居の規模、様式及び経緯に関する小委員会」が設けられた。結果的に試案は審議会で承認され、1960 年 1 月に造営計画が閣議決定されたが、この小委員会での意見<sup>8)</sup>は審議会の答申に反映され、建物の規模と様式に関する専門家の意見聴取と敷地内での一般参賀の検討が要求された<sup>9)</sup>。

## 2-2. 皇居造営専門家会合における建築家の意見を反映した造営計画

閣議決定後、1960 年 4 月に宮内庁に造営機構が設置され、高尾が造営主管に就任すると、前述の審議会の要求に従い、専門家の意見聴取が「皇居造営専門家会合」（以下、「専門家会合」）として 1960 年 5 月から 8 月にかけて行われた。この会合には、後に設計者に採用される吉村に加えて前川國男や丹下健三ら当時を代表する 10 名（表 3-1 参照）の建築家が招集され、初回に全員に対して宮内庁の方針や試案の設計内容が説明された後、各建築家と個別に会合を設ける形式で綿密に意見が聴取された。議事録<sup>10)</sup>をみると、最後の会合（第 11 回）では全員同席の上で、高尾が各建築家から出された意見を要約し、造営計画に取り入れるものとして、①チーフデザイナーの選定、②設計期間の延長、③前庭の拡大、を挙げている<sup>11)</sup>が、それぞれの項目について、以下のような経緯を確認することができる。

①——1960 年 11 月に、吉村が設計者に委嘱された。同時に顧問として内田と関野に加えて竹山謙三郎が採用され、設計内容を協議する場として「顧問設計者会議」が設置されたが、吉村が辞任するまでの 4 年半の間に計 10 回とその頻度は少なく、影響力は大きいとはいえない。なお、試案の設計を主導した宮内庁関係部局に進捗状況を報告する機会として「部局連絡会」が設けられた。

②——審議会答申では、設計期間が 1961 年度内と定められた<sup>12)</sup>が、1961 年 2 月に策定された「宮殿設計の作業計画」では基本設計の期間が 1962 年度内とされ<sup>13)</sup>、設計期間が 1 年間延長された。

③——作業計画と同時に策定された「宮殿設計の基本的条件」<sup>14)</sup>では、基本構想について「前庭を広くとり、できる限り国民参賀もここでいいうるようにする。」と記され、主要な部屋の面積および収容人数について、試案から修正した案が示された。

このように、高尾は専門家会合での意見を反映するかたちで、造営計画を策定した。その後、吉村は約 2 年間かけて基本設計を行い、1963 年 3 月にこれを完了した。

表 3-1 皇居宮殿の造営過程

年月	造営過程	主な出来事（枠内は備考）
1957年 4月	宮内庁試案の作成	宮内庁に宮殿造営の調査組織が発足
1959年 3月		試案の作成が完了
1959年 6月	政府の審議・開議決定	皇居造営審議会（全7回） 一 皇居の規模、様式及び経費に関する小委員会（全2回） 一 皇居周辺の計画道路及び皇居東側地区に関する小委員会（全3回）
1960年 1月		開議決定
1960年 4月	意図聴取・造営計画の策定	皇居造営主管以下造営機構設置
1960年 5月		皇居造営専門家会合（全11回）
1960年 8月		宮殿造営顧問および設計者発令 第1回、第2回顧問設計者会議
1960年 11月		高尾が『芸術新潮』に文章を発表
1961年 2月	基本設計	「宮殿設計の基本的条件」の決定
1961年 3月		第3回顧問設計者会議
1961年 4月		吉村順三が海外出張
1961年 10月		第4回顧問設計者会議
1962年 1月	実施設計	第5回顧問設計者会議
1962年 2月		地下駐車場に関する打合せ会
1962年 6月		敷地に実大模型を設置
1962年 7月		第6回顧問設計者会議
1962年 10月	第7回顧問設計者会議（議事録欠）	
1963年 3月	実施設計	基本設計完了
1963年 4月		第8回顧問設計者会議
1963年 6月		臨時皇居造営部長が発足
1965年 4月	実施設計	吉村順三が設計者を辞任
1968年 11月		竣工

2-3. 高尾が描いた宮殿のイメージ

次に、造営計画の策定過程における高尾の言説から、設計変更の際に描いていた宮殿のイメージを考察した。専門家会合での発言をみると、高尾は宮内庁試案を批判的に捉えていることがわかり、その内容からは外観のイメージを窺うことができる。試案では、図 3-1 のように正殿の格式表現としてその前方に回廊と車寄が設ける平面形式が採用され、建物の正面は中央の車寄と両側に突き出した2階建ての回廊側面部によって左右対称の構成がとられたが、高尾はこれを嫌っており、左右対称の構成を日本的でないとして述べている。

- ・「誠に素人考えの質問でございますが、吾々が問題にしていることは全体をもっとコンパクトにして広場をもっと広げたい、この案では宮殿前の広場がせますぎる、ということ、それから、建物の配置として軸が真中を通っていて感じが大陸的であるということ、軸がはっきりして変化がない、それはどうも日本的でない、ということ。」（第3回、今井兼次との会合）
- ・「全般的な問題ですが、こういうシンメトリな、どこことなく支那式なものでは日本の宮殿として



おかしくはありませんか、もっとやすらかなものでいいではありませんか。」(第9回、吉田五十八との会合)

正殿前方の回廊および車寄についても、以下のように実用性がないと批判している。

- ・「廻廊はローテーションの上から云うと具合が悪いのです。式部の実際からの使い方から云うと廻廊もいらぬし、車寄せもいらぬのです。実用ばかりからでは造れませんが。」(第2回、谷口吉郎との会合)
- ・「回廊は必要でしょうか。明治宮殿の回廊は純すいの回廊ではなく、控室に附属していましたが、今度のは純粹の回廊です。実用的な意味がなく、正殿をむき出しにしないための飾りとも云えます。これがないと広場が広くとれ国民参賀もここで行われることができるようになります。」(第8回、村野藤吾との会合)

また、試案の屋根については、威圧的とみなしている。

- ・「瓦だと、観音様のような感じになるし、また威圧感も起こるので何かほかのものにしたいと思っているのですが、明治宮殿は銅板葺だったのですが、如何ですかあの感じは。」(第2回、堀口捨己との会合)
- ・「この屋根では威圧感が大きすぎます。」(第3回、今井兼次との会合)

このように、高尾は試案にみられる格式表現の仕方や屋根の意匠を威圧的と捉えて、これを払拭しようとしたと考えられ、それは以下の発言に表れている。

「実はその案は、審議会へ出すために大急ぎでつくり上げたまことに粗末な案でございまして、実際にはもっともっとよく考えを練りまして、いいものをつくりたいと存じております。宮殿そのものについての考えも神殿くさくなく、もっとアットホームなもの、明治宮殿より更に親しみのあるものにしたいと思っております。そういうことで、あの案は一応白紙に戻して出発しても一向さしつかえございません。」(第8回、村野藤吾との会合)

また、高尾はイメージの変更を「国民に親しみやすい外観」と言い表し、設計条件に反映したと考えられる。吉村を設計者に採用した直後、『芸術新潮』(1960年12月号)に発表した「皇居造営プロデューサーの弁」<sup>15)</sup>では、試案を「新しい宮殿のキャパシティや機能を検討するためのもので、これを具体化すれば宮殿になるというわけのものではない。」と位置づけた上で、「全体の感じは威厳よりは親愛を、莊重よりは平易を主調として国民に親しまれるようにされなければならない。」と述べており、また前掲「宮殿設計の基本的条件」では、外観の構想について「新しい宮殿は気品をそなえると共に国民にしたしみやすいやすらかな外観とする」と定められている。

### 第3節 吉村順三の言説にみる設計の主題

次に本節では、基本設計の設計者である吉村順三の言説に注目し、設計者就任前に開かれた専門家会合(第7回)での発言をみることで、宮殿のデザインに対する考えを示すとともに、設計

期間中の言説から吉村が設計を進める上で重視した点を明らかにした。

### 3-1. 皇居造営専門家会合での発言にみる宮殿のデザインに対する考え

前述のように高尾が試案の外観を批判的に捉えていたことから、専門家会合では建物の外観が中心的に議論されたが、吉村の発言からは、外観を設計において特別視しない態度が窺え、儀式や行事のあり方を重視すべきと主張する<sup>16)</sup>とともに、建物の造形を起点として設計することを批判している。

「日本建築のよさは、与えられた問題を最も正直に、こだわりなくつくり、見せかけをしないということです。ここから出発しないで、まず形をつくりたいときめてやることは非常に危険です。形より内容からやってみる必要があります。」

吉村はこうした前提の上で、造形を誇張しない軽快な意匠を新たな宮殿に相応しいものと考えていたとみられ、専門家会合では、自身の考える日本的な意匠の特色を「軽い」「簡単」「気楽」といった言葉を用いて説明している。

- ・「形体が複雑で、重々しいものが価値があるというのは間違えて、簡単なものでも誠実さのあるものがある、ヨーロッパ的な大きさである見せ方でなく、日本には日本なりの建築の仕方があります。」
- ・「やたらに重々しく造ることが流行っているようです。(中略)日本建築のよさは、私はむしろ軽い、気楽な、上品な建築の方がいいように思います。」

以上のように吉村は、自身の考える宮殿のデザインを日本建築の伝統を継承するものとして説明したが、伝統表現の仕方については、伝統的な日本建築に学びながらも現代的な感覚に基づいて設計すべきと主張している。

- ・「日本的というのは文化財的なクラシックではいけないので、現代[に]建てるのだから現代的な建築であり、しかも日本のシンボルともなるべきもの、これからの日本の歴史的方向を見透したものであること。そして潑らつとした新しい感じのものでなくてはならないと思います。」
- ・「…日本的な建築とは何かということになると、結局古い建築ということになってしまう。新しい日本建築というものは、古いものに対決して造るということです。すべての日本の建築、日光も伊勢も神社や寺の建築も含めて、そのいいところはどこかということを知り、それと同じくらいの感度を持つようにすることです。」

こうした姿勢は、具体的なデザインについての言及からも窺え、吉村は屋根や軒の出、柱梁を「日本建築で一番美しい部分」と評価した上で<sup>17)</sup>、屋根を新しい方法でつくることを提案しており、また建物の色彩についても懐古的になるべきではないと述べている。

- ・「…いずれにしても屋根を古い建築から借りてくるのではなく、あれをもっと新しい方法でやったらいいと思う。特にこの環境からいっても勾配屋根はいいと思います。」
- ・「軒は、新しいものをつかい、もっと軽快にすべきです。現代の考え方でそれができないこと

はないと思います。」

- ・「宮殿は色も積極的であった方がいいと思います。(中略) 日本古来のもののあせた色を今まねを  
すると、色を殺してしまうことになります。余り古い色を出し、懐古的になってはいけません。」

### 3-2. 設計者就任後の言説にみる周辺景観との調和を重視する姿勢

一方で、設計開始後の言説をみると、外観意匠に関してはほとんど言及されておらず、周辺環境と建物との関係が中心に語られている。設計者就任から11ヶ月後に行われた第4回顧問設計者会議(1961年10月9日)では、吉村が初めて設計の構想を示したが、議事録<sup>18)</sup>ではその要点として以下の4点が挙げられている。以下、引用する。

- (1) 宮殿を東面にし、東側に広場をつくる。
- (2) 宮殿を原則的に単層とし、各ブロックを廻廊でつなぐ。
- (3) 建物を山里方面へと深く後退させる。現在ある石垣だとか濠にはできるだけ手をつけないで  
今ある型の中にはめ込むようにしてつくる。
- (4) 周囲の庭園及び森林の景観をとり入れる。

まず、(1)については、一般参賀を実現するための計画と考えられ、次節で詳しく検討する。(2)の意図としては、伝統的な木造建築のプロポーションが念頭に置かれたと推測されるが、具体的な意匠表現については触れていない。ここで注目されるのは(3)(4)で、石垣や濠といった江戸城史跡を保存し、周囲の景観を建物に取り入れることを示している。このように吉村は、建物と周辺の景観との調和を重視していたと考えられ、配置計画が示された第5回顧問設計者会議(1962年1月31日)では、既存の景観を生かして庭を設計する方針を述べている。

「大体こういう場所を占め、おおよそこういう配置でどうか、地形と配置との大ざっぱな関係のチェックです。こまかいことはこれから取かかります。周囲の景色には手をつけていません。むしろ今ある姿に教わって自然に庭園の構想も出て来ます。」

基本設計完了後、『新建築』(1964年1月号)に発表した解説文<sup>19)</sup>においても、同様の視点から設計内容が語られ、その冒頭では以下のように、周辺の景観を評価し、建物と敷地を一体として設計したことが強調されている。

「この敷地は、歴史的な古い石垣と、大きな樹木に囲まれた皇居内でももっとも建築的条件に恵まれた場所でもある。この敷地はおよそ2万坪で、宮殿の床面積はおよそ7千坪になる。従来の敷地に対する建物の比例として、2万坪の敷地は広いとはいえないが、この場合とくに建物を敷地から別個のものとしては考えなかった。いいかえれば、建物と庭とを同時にひとつのものとして設計した。」

また、ここでは庭の重要性が指摘され<sup>20)</sup>、建物をとりまく様々な庭が周囲の風景との一体感を生み出す要素として説明されている。

「たとえば前庭は石を敷きつめた庭であり、中庭は砂の庭、その他苔の庭、水草の庭、芝生、灌

木の庭、それぞれの庭が周囲の広大な樹木と溶け合って大きな空間を与え、おのおのその特徴をもつことになろう。」

#### 第4節 実施案の設計内容にみる高尾と吉村の設計思想の反映

2節では、高尾亮一が、試案にみられる格式表現の仕方や屋根の意匠を威圧的と捉え、国民に親しみやすい外観を設計条件とすることで、これを払拭しようとしたことを述べ、3節では、吉村順三が、新たな宮殿に相応しいデザインとして、造形を誇張しない軽快な意匠や現代的な感覚に基づいた伝統表現を提唱し、また設計過程では建物と周辺の景観との調和を重視していたことを述べた。つづく本節では、実施案の設計内容を分析することで、高尾と吉村の設計思想が反映されていることを示した。

##### 4-1. 平面構成：一般参賀の実現、南庭による儀式動線の演出

まず、実施案の平面構成の意図について、宮内庁試案との比較を通して、一般参賀が可能な広い前庭を確保するための方法と格式表現の仕方を明らかにするとともに、建物が外部空間とどのように関係づけられたかについて考察した。

##### 4-1-1. 東正面の構成による一般参賀が実施可能な前庭の確保

実施案と宮内庁試案の平面略図を図3-1に、儀礼空間の主要な部屋の面積を表3-2に示し、図3-1中に各部屋の位置を記号で表わした。なお、部屋や建物の名称については、吉村資料記載のものに統一し、試案での名称をこれに対応させた。図3-1をみると、両者とも敷地西側に御座所棟および附属棟を、東側に儀礼空間を置いており、また儀礼空間では、主要な部屋が中庭を囲む構成は一致している。しかし、中庭を囲む建物の構成や位置関係は異なっており、まず、その大きな違いとして正殿[A(図3-1)]の配置が挙げられ、この変更の意図は第一に、一般参賀が可能な前庭を確保するためと考えられる。図3-1からわかるように、試案では正殿が中庭南に南正面で配置され、格式表現として正面が外部に露出しないように前方に回廊と車寄が設けられているが、実施案では中庭西に東正面で配置されたことに伴い、この回廊および車寄が撤廃され、建物全体の軸も南北から東西に振れている。また、試案では正殿棟と別棟で配置された小規模な儀式室[B,C,D]が、実施案では1室削除されて正殿棟にまとめられ、同時に小食堂棟[M,L]が試案よりも北寄りに置かれたことで、儀礼空間全体が試案と比べて西寄りに集約されている。こうした使用頻度の多い小部屋について、試案では、天皇・皇后や宮内庁職員の動線を考慮して、儀礼空間と御座所棟の間にゾーニングされたことを前章で述べたが、実施案でもこの位置関係はほとんど変わっておらず、動線の問題にも対応していることがわかる。

この実施案の配置構成は、正殿と大食堂[J]がともに中庭に正面を向ける形をとるため、正殿の格式表現が問題となるが、敷地の傾斜を利用した断面構成でヒエラルキーをつくり、これに対応したと考えられる。図3-2に示した断面図からわかるように、敷地は西に向かって上がっており、中庭西に配置された正殿棟の床高は、敷地西奥に位置する御座所棟や附属棟と揃えられたことで、儀礼空間の中で最も高くなっている。棟高についても、正殿が建物全体で最も高く、試案では2階建てで計画された御座所棟が平屋建てに変更され、正殿棟の屋根は他の棟より急勾配で設計されている。なお、大広間棟の中央部の床高は一般参賀の際に天皇や皇族が出御することも想定して前庭からの視線を広く確保できる高さに設定されたと考えられ、前庭から3360mm上げられてお

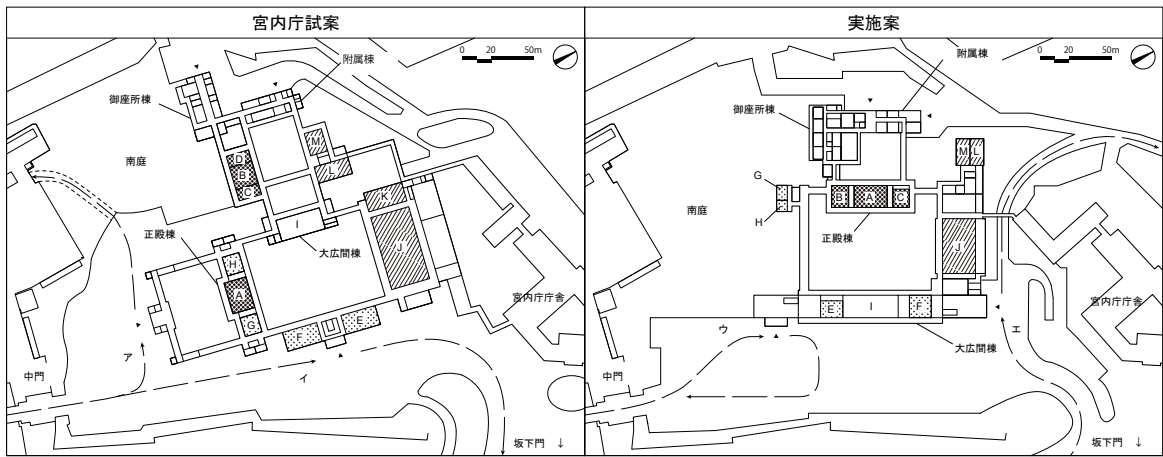


図 3-1 宮内庁試案と実施案の平面略図

■ 儀式室    ● 休所    ▨ 食堂

表 3-2 儀礼空間主要室面積 m<sup>2</sup>

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	合計
	正殿	第1儀式室	第2儀式室	第3儀式室	第1休所	第2休所	第3休所	第4休所	大広間	大食堂	大食堂後席の間	小食堂	小食堂後席の間	
宮内庁試案	360	192	96	96	304	304	162	162	504	1409	365	288	192	3930
実施案	365	182	152		182	243	64	87	656	985		190	190	2640

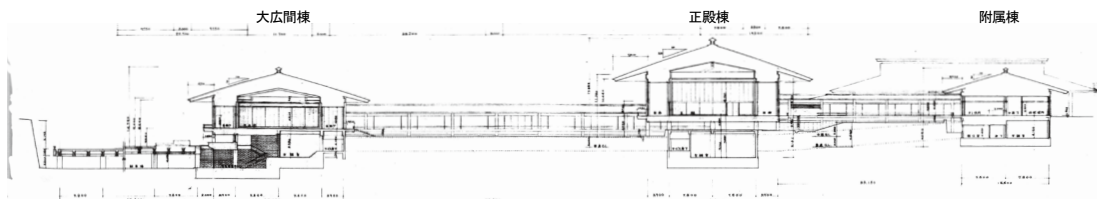


図 3-2 東西方向断面図（建物名称は筆者加筆）

り、正殿棟の床高はこれよりも 2400mm 高くなっているが、前庭より西側にある中庭とのレベル差は抑えられており、正殿棟の床高は +3720mm、大広間棟を含むそれ以外の建物は +1320mm となっている。

#### 4-1-2. 南庭による儀式動線の演出

また、実施案では建物の正面が東向きにされると同時に、車動線も試案から変更されたが、ここでは南庭を広く設けることが意図されたと考えられる。試案では、儀礼空間に接続する主な車動線として、図 3-1 中の [ア] と [イ] が想定されたとみられ、[ア] については、敷地南西部に山里門前に抜けるトンネル(図 3-1 点線部分)を掘って車道を確保することが計画された<sup>21)</sup>。一方、実施案の車動線図<sup>22)</sup>をみると、[ウ] と [エ] および後述する地下玄関に接続するルートが設計されており、広くとられた前庭を利用して U ターンすることが想定されたとともに、建物北面に車寄が設けられ、宮内庁庁舎の脇を通過して敷地北西に抜ける車道が計画された。このように実施案では、東正面の構成に対応して敷地の東側と北側で車動線を処理することで敷地南側の車道が廃止されており、これによって、南庭が試案よりも拡大していることがわかる。

この南庭との関係に注目して、実施案の儀礼空間の平面構成を試案と比較すると、南庭と建物を密接に関係づけようとする姿勢が見られる。図 3-1 のように、試案では中庭の四方に大部屋が配置されているが、実施案では、大部屋が中庭南面に置かれておらず、試案では中庭西に独立して配置された大広間 [I] を、第 1, 第 2 休所 [E,F] および 2 つの車寄を複合する長大な建物(大広

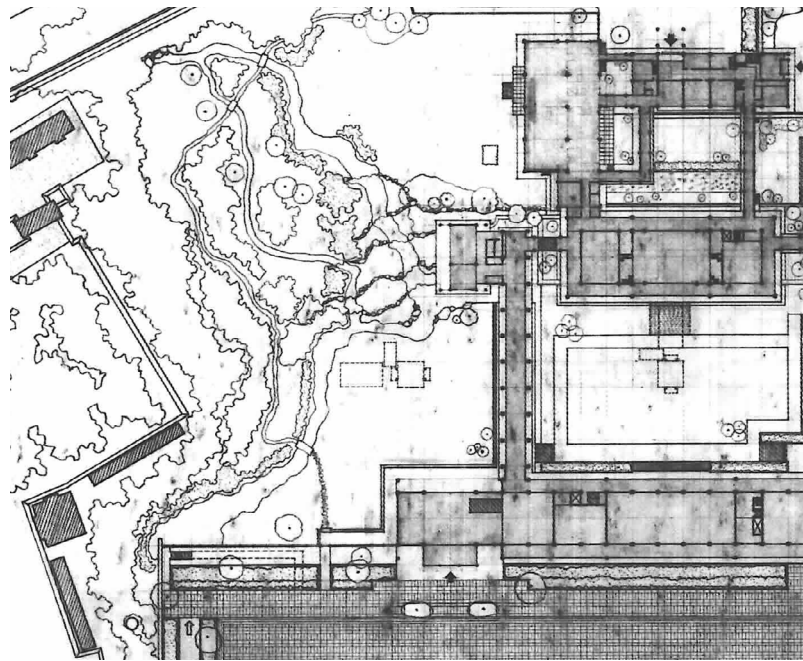


図 3-3 配置図 (南庭部分)

間棟)として中庭東に置くことでこれを実現している。この配置構成の意図としては、建物南側の開放性が考慮されたと考えられ、中庭南面を単独の廊下とすることで建物の高さが低く抑えられており(図 3-2)、南に突き出したエントランスホールの西面、南車寄から入った突き当たりには、この部分に向けて幅 15m を超える開口がとられている(図 3-3)。また実施案では、第 3, 第 4 休所 [G,H] が南庭への眺望を重視して配置されたと考えられ、試案ではこれらは正殿の両脇に置かれ、部屋の周囲に廊下が回されているが、実施案では独立した建物(休所棟)として、南庭に面して配置されており、図 3-3 のようにこれらの部屋の南面には柱間の幅いっぱい開口がとられ、濡縁を介して外部と連続している。このような建物南側の平面構成は、儀式参列者の一連の動線を演出することを念頭に置いたものと考えられる。吉村資料に含まれる儀式動線図<sup>23)</sup>をみると、信任状捧呈式や親任式といった小規模な儀式における参列者の動線が、この部分に配されていることが確認でき、南車寄から入ってエントランスホールの階段を上り、西に向かって延びる単独の廊下を渡って休所棟に入った後、正殿へと至る動線が描かれている。

#### 4-1-3. 大規模な儀式の計画変更による儀礼空間の面積縮小

以上のように実施案では、敷地内に外部空間が広く確保されたが、建物規模を縮小するために、試案で策定された大規模な儀式の計画が変更され、限られた空間を有効に使う臨機応変な対応が想定されたと考えられる。表 3-2 をみると、実施案では、儀礼空間の主要な部屋の面積が試案よりも合計 1290 m<sup>2</sup> 減らされていることがわかり、特に食堂関係の面積が大きく削減されている(889 m<sup>2</sup>減)。まず大食堂について、実施案では 985 m<sup>2</sup>で計画され、試案に比べて 424 m<sup>2</sup>小さくなっているが、実施案における大規模な儀式では、大食堂と大広間を併用することが想定されたと考えられる。前章では、試案の大食堂の面積が参列者の待遇を平等にすることを念頭に天皇を含む全員を一同に収容できる広さで計画されたことを述べたが、実施案ではこの方針が変更されたとみられ、吉村資料に含まれる「新宮殿行事別使用室及収容人数」から実施案の儀式計画を確認すると、規模の大きい「新年祝賀の儀」と「天皇誕生日宴会の儀」では、招待人数に大きな変化はないものの<sup>24)</sup>、祝酒および会食の際に、参列者を大食堂と大広間の 2 部屋に分けて収容する計画に変更さ

れていることがわかる<sup>25)</sup>。また、実施案では大食堂に附属する後席の間が削除されているが、小食堂とこれに隣接する後席の間を一体的に使えるようにすることで代用する計画であったと考えられ、両室の境には地下に収納可能な間仕切りが設置されており<sup>26)</sup>、晩餐会の家具配置図<sup>27)</sup>をみると大食堂の横に「晩餐」、小食堂棟の横に「後席」と記され、家具の配置からは間仕切りを収納して小食堂と後席の間を一体的に使う様子が確認できる。

次に、天皇・皇后との謁見について、実施案では、両陛下が整列した参列者の傍を通りながら謁見する「通御式」の際に、動線空間を使用する計画に変更されたと考えられる。前章では、試案において通御式が大規模な儀式に適用され、その際には第1、第2、第3休所および大広間を同時に用い、両陛下がこれらを巡回する計画であったことを述べたが、実施案では、上述のように大広間を食堂として使うことが計画されたことに伴い、通御式<sup>28)</sup>の謁見を行う場所として、第1・第2休所に加えてエントランスホールのロビーや北側および東側の廊下が想定された<sup>29)</sup>。

#### 4-2. 外観意匠：水平性の強調、周辺景観との連続性の考慮

次に、実施案の外観について、平面形状および屋根架構との関係に注目することで、外観に適用された和風意匠の特徴とその設計意図を明らかにし、また地下駐車場の計画過程から、周辺の景観と建物の関係に配慮する姿勢を見出した。

##### 4-2-1. 技術開発を伴う屋根架構によって実現された水平性の強い和風意匠

実施案の外観でまず注目されるのは、各建物の立面に適用された横長のプロポーションである。東正面の大広間棟（図3-4）と正殿棟（図3-5）にこの特徴が顕著に表れており、建物に含まれる部屋が横並びに配置されるとともに部屋の梁間方向の長さを揃えるなどして平面形状が長方形に整えられ、大広間棟：奥行23.4m、幅163.8m、正殿：奥行23.4m、幅62.5mの外形に対し、入母屋屋根が分節されずに一枚でかけられている。また屋根勾配は、正殿：3寸5分、廊下：2寸、その他：3寸、棟高は、最も高い正殿棟で17.8mとなっており、屋根勾配を緩くすることで、建物の高さが低く抑えられている。

このように水平性を強調する姿勢は、和風意匠の表現手法にもみられる。屋根荷重は柱の断面積に影響するため、規模が大きい場合は特に、屋根の形態や構造が建物全体の意匠表現を大きく規定するが、実施案では構造的に軽い屋根を技術開発による特殊な構法を用いてつくることで、水平性の強い和風意匠が実現されたと考えられる。前章で述べたように、宮内庁試案の屋根材にはコンクリートの躯体と意匠的に調和することを理由に瓦葺が採用され、銅板葺はコンクリートとの接触によって劣化する恐れがあるとして避けられたが、実施案では屋根材に緑青をふいた銅瓦葺が採用され、「置き屋根」と呼ばれる架構が計画された。すなわち、鉄骨鉄筋コンクリート造のラーメンの上に鉄骨の垂木をかけ、細い鉄骨で組んだ下地の上に棟から軒先まで継ぎ目なく一本で成型された銅瓦を載せる架構（図3-6）が設計され、小幡氏の前掲論文や宮内庁の竣工記録で詳述されているように、この特殊な構法を実現するために、試作による銅瓦の成型方法の検討および強度、降雨騒音、施工方法などに関する実験が行われた。この架構の意匠的な意図としては、屋根を軽快に見せることが追求されたと考えられ、図3-6に矩計図を示した正殿棟を例に屋根の意匠をみると、前面柱の中心から5810mm軒が出されているが、緩勾配の垂木には僅かな反りがつけられ、せいを先端に向かって小さくすることで軒先の見付けが薄くなっていることがわかる。

また、この架構によって屋根荷重が軽減され、繊細な線材で立面を構成することが可能になったと考えられる。平面図をみると、規模が大きい儀礼空間の建物では、いずれの棟でも外周部の

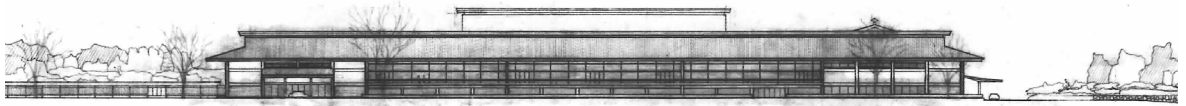


図 3-4 大広間棟 東立面図

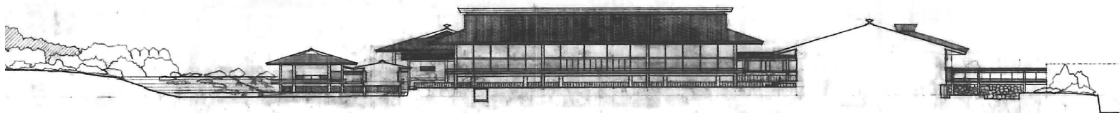


図 3-5 正殿棟 東立面図

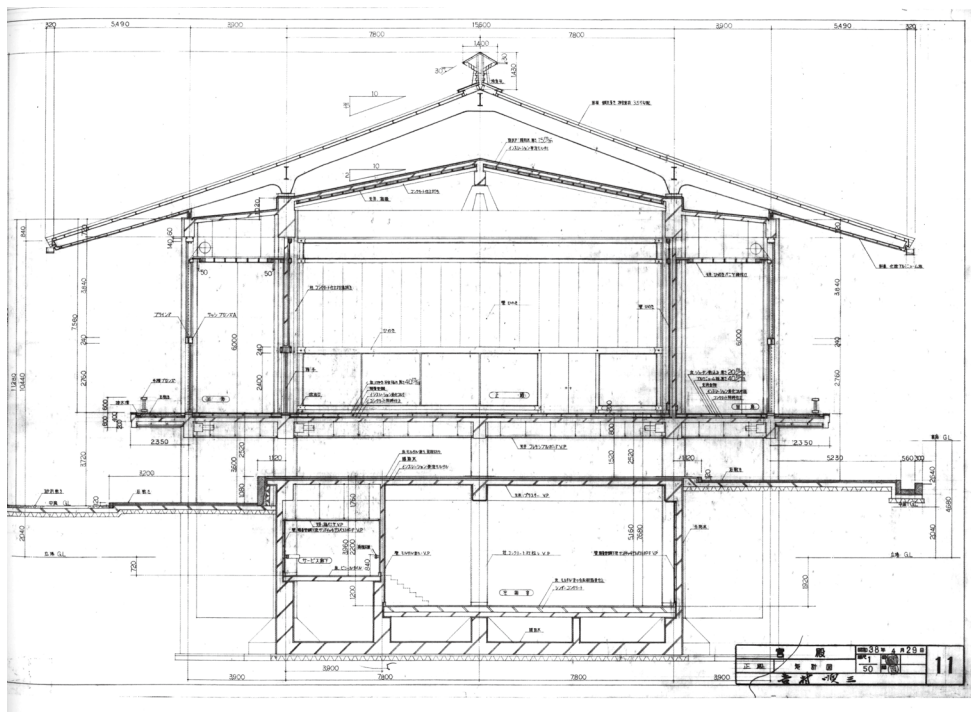


図 3-6 正殿棟 矩計図

柱の数が内周部より少なく、また柱梁の断面積も小さくなっており、例えば、正殿棟（図 3-7）では、内周部の柱は大部屋 3 室の四隅に加えて中央の正殿の西側および東側の壁面にそれぞれ 2 本ずつ、計 16 本置かれているが、外周部の柱は東面と西面にそれぞれ 4 本ずつ計 8 本のみで、柱の外形は内周部より小さく描かれていることが確認できる<sup>30)</sup>。また正殿棟の正面（図 3-5）は 3 間の柱間いっばいにガラス窓が開けられ、これを割り付ける方立、小壁と開口部の境の長押が立面を構成する主要要素となっている。この他の棟にも同様の特徴がみられ、とりわけ大広間棟の正面（図 3-4）中央部には、全長 101.4 m に渡ってガラス窓が設けられたが、その間に柱は 2 本しか落されていない。なお、外装材について、竣工建物では柱梁にブロンズ、小壁に白色アルミが採用されたが、これは吉村の辞任前に決められている。



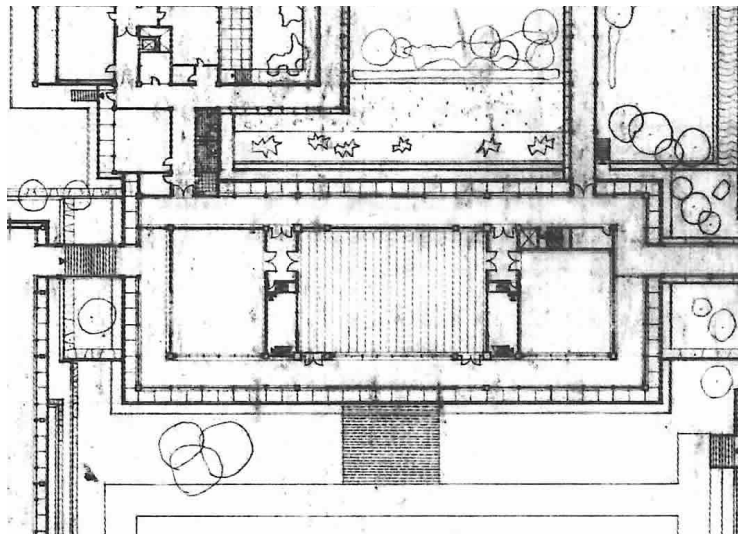


図 3-7 主階平面図（正殿棟部分、右が北）

#### 4-2-2. 地下駐車場の検討過程にみる周辺景観への配慮

ところで、実施案では建物の意匠表現のみならず、周辺の景観に配慮する姿勢がみられ、これは地下駐車場の検討過程から窺うことができる。試案では地下駐車場は計画されなかったが、実施案では、前庭の下に設けられており（図 3-2）、地階平面図<sup>31)</sup>からは、約 180 台収容可能な広さのスペースが確保され、大広間棟の地下に玄関が設置されていることが確認できる。顧問設計者会議の議事録<sup>32)</sup>を用いてその検討過程をみると、これらは第 5 回目の会議（1962 年 1 月 31 日）で初めて提案され、その理由としては、一般参賀と儀式が同日に行われる天皇誕生日の際に、前庭を一般参賀に使いながら儀式参列者の車動線を確保するためと説明されている<sup>33)</sup>。しかし、この場で吉村は「何百台という車をどうさばるか、いろいろ考えましたが、パーキングしている姿を宮殿の客に見せたくないのです。」と述べており、また、これ以前の第 2 回目の会議（1960 年 11 月 18 日）で車の問題が話題に挙げられた折には「景観から云ってもなるべく宮殿前には車を置きたくありません。」と述べ、1961 年 2 月 14 日に建設省の専門家を招聘して地下駐車場の計画が検討された際には、「宮殿前はエントランスの前景であり重要で、すっきりしていなければならないのだから、そこへ車を置かれては折角の景観がこわされてしまいます。」と述べている。以上の発言から、吉村の目的はむしろ、車を地下に隠し、広くとられた前庭と長大な大広間棟が作り出す前景（図 3-8）を整然と見せることであったと考えられ、加えて、この前景の設計では皇居前からのアプローチにおける景観のシーケンスが意識されたと考えられる。第 5 回顧問設計者会議では、地下駐車場の計画と同時に配置計画が示されたが、ここで吉村は、「南面であると警視庁方面の景観は前庭になるわけですが、これはスケールが小さくて不十分です。それで東面させ、整備された皇居前全体の景観を取り入れてあります。」と述べ、東正面とした意図を皇居前の景観との関係から説明しており、基本設計完了前に作成されたとみられる<sup>34)</sup>鳥瞰図（図 3-9）には、皇居前広場を出て正門をくぐり、二重橋を渡って前庭へと向かう、一般参賀の際の人々の姿が描かれている。

#### 第 5 節 小結

本研究では、吉村順三記念ギャラリー所蔵の基本設計図面および宮内庁所蔵資料を用いて、皇居宮殿の設計における高尾亮一と吉村順三の思想が、実施案の設計内容にどのように反映されたかに注目して考察することで、以下のことを明らかにした。



図 3-8 前景透視図

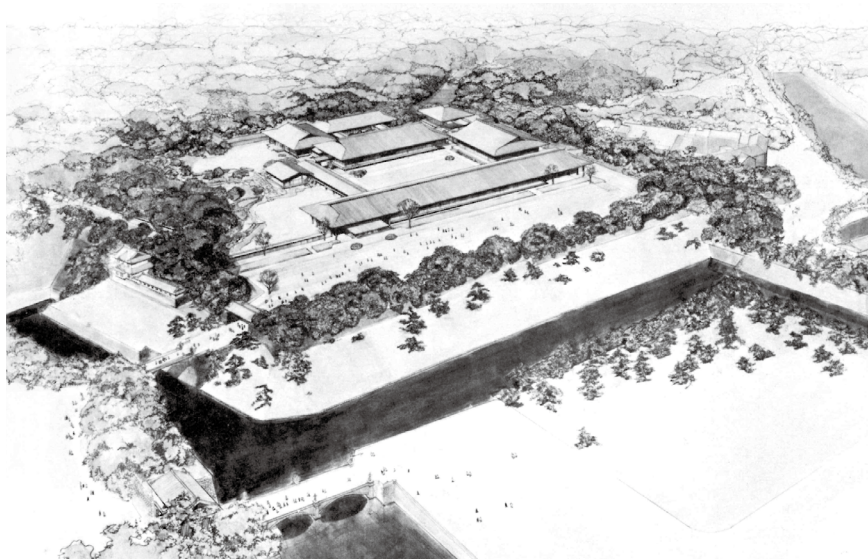


図 3-9 皇居宮殿 鳥瞰図

宮内庁によって試案が作成された後、政府による審議を経て、造営計画が閣議決定され、高尾が宮内庁の造営組織のトップに就任すると、政府が要求した意見聴取が建築家を招集して行われた。高尾はここでの意見を反映して造営計画を策定し、吉村を設計者に採用して設計期間を1年間延長するとともに、一般参賀を念頭に試案よりも前庭を拡大することを設計条件とした。同時に高尾は試案の意匠を威圧的とみなして、イメージを改めようとしたと考えられ、設計条件では国民に親しみやすい外観を要求した。

設計者就任前に行なわれた意見聴取で、吉村は新たな宮殿に相応しいデザインとして、造形を誇張しない軽快な意匠や現代的な感覚に基づいた伝統表現を提唱した。また、設計開始後の言説では、濠や石垣といった江戸城史跡を含む皇居周辺の景観の保存や庭と建物との関係が中心に語られており、設計過程においては建物と周辺の景観との調和を重視していたと考えられる。

実施案と宮内庁試案を比較して変更内容を検討すると、以下のように、実施案の設計意図が高尾と吉村の思想に基づいていることが確認された。平面構成については、正殿の向きを南から東に変更し、敷地の傾斜を利用した断面構成によって格式を表現することで、試案で正殿の前方に設けられていた回廊と車寄が撤廃されて、建物全体が敷地西側に集約され、一般参賀の可能な広い前庭が敷地東側に確保された。これと連動して、車動線を敷地の東側と北側で処理することで南庭が試案よりも拡大されるとともに、東側の大広間棟を車寄・大広間・休所が複合された長大

な建物とすることで、南側に大部屋のない開放的な構成が生み出され、ここに配された儀式参列者の動線が南庭への眺望によって演出された。なお、こうした広大な外部空間は、試案で策定された儀式計画を変更して儀礼空間の面積を縮小することで実現されたと考えられ、大規模な儀式の際には、通御式の謁見に動線空間を用い、食堂と大広間を併用するなど限られた空間を有効に使う臨機応変な対応が想定された。

外観意匠については、水平性を強調する姿勢がみられた。建物立面に適用された横長のプロポーションに加え、屋根については、勾配が緩めに設定され、軒先の見付けが薄くされるなど、軽快な意匠が追求された。また、各建物の正面では広くとられた柱間に幅いっぱいガラス窓が入れられ、内周部より細く設計された柱に加えて、方立、長押といった繊細な線材によって立面が構成されたが、こうした和風意匠は、棟から軒先まで一本で成型された銅瓦を用いた、技術開発を伴う屋根架構によって可能になったと考えられる。加えて、前庭の下に設けられた地下駐車場の検討過程からは、周辺の景観に配慮する姿勢が見出され、皇居前からのアプローチにおける景観のシーケンスを考慮し、車を地下に隠して建物前景を整然と見せることが意図された。

### 第3章 注

- 1) 例えば、平面計画の分析 (pp. 173-178) では、部屋の集合である各建物をあらかじめ決められた平面形状として扱った上で、その配置の意図を述べており、部屋単位の配置や各建物の構成の意図には触れられていない。
- 2) 『宮殿造営記録 解説編・図面編』(宮内庁、1972年)
- 3) 『皇居造営関係録』所収、「宮殿造営計画協議会議事録(1)」(第1回から第10回を収録)、「宮殿造営計画協議会議事録(2)」(第11回から第19回を収録)
- 4) 協議会委員は、主に侍従職や式部職といった宮殿の使用者にあたる部局長で構成されたが、当時の高尾の役職は皇室経済主管であったため、使用者として意見や要望を述べるというよりは、造営予算の点から設計内容を審議検討する役割で委員に選出されたとみられる。
- 5) 『皇居造営録・庶務の部(7)』所収「皇居造営審議会議事録並に關係書(1)」(第1回から第3回を収録)、『皇居造営録・庶務の部(8)』「皇居造営審議会議事録並に關係書(2)」(第4回から第7回を収録)、『皇居造営録』所収「皇居造営審議会小委員会議事録」
- 6) 安部真之助委員(毎日新聞社社友)「宮殿は後世にのこす建造物であるから、むしろデザインを公募して、最高のものを採用するのがよくはありませんか」(第4回審議会)
- 7) 星島二郎委員(衆議院議員)「新年、天皇誕生日に陛下が国民に挨拶されることは非常によいことですが、今度の宮殿設計によるとその点はどうなりますか」(第5回審議会)なお、一般参賀は、終戦直後から皇居宮殿の敷地内(明治宮殿跡)で行なわれていた。
- 8) この小委員会では、以下のような発言がみられ、二見秀雄が一般参賀の敷地内での実施を強く主張している。「今までの行事(国民参賀)は、できるならば、国民との接触という点からも宮殿近くが好ましい。(中略)望むらくは、前庭をもっと残したいと思います。」(第1回)、「招かれた代表だけでなく、来たい人が来るのが新しい宮殿のあり方ではないかと考えます。宮殿の使い方は知りませんが、大きな部屋はかねて使えませんか。(中略)来たい人を入れるのが新しい宮殿の特徴ではないかと思えます。」(第2回)
- 9) 審議会答申では、規模について「宮殿周辺の空地をなるべく広くとり、一般参賀等もここで行われるならば、よりよいと考えられるので、集約の余地がないかにつき工夫することがのぞましい」と記され、様式については「規模の点と共に専門家の意見を徴して万全を期すべき」と記されている。(宮内庁蔵版『宮殿造営記録 解説編』1972年、pp. 26-27)
- 10) 『皇居造営録』所収「皇居造営専門家会合議事録」(昭和35年5月～8月)
- 11) 「それでは、先生方の御意見を伺った結果、当方として是非実現したいということをご説明します。第一は只今お話しいたしましたとおり、チーフデザイナーをおいて、最後までその人に統一して仕事を進めてもらうということ。第二は宮殿の前の広場を広くとりたいということ。国民参賀をここでやるやらないは別といたしまして、民衆が宮殿に接するために入ってくることを考え、どうしても広場を十分にとりたいと思います。第三は設計期間をもっと長くしたいということ。」(第11回専門家会合議事録)
- 12) 審議会答申には、「昭和35年及び36年の両年度において、お住居の増改築、及び宮殿の設計を行い、37年度から、概ね5ヵ年にわたり、宮殿の造営を実施することを適当と考える。」とある。(宮内庁蔵版『宮殿造営記録 解説編』1972年、p. 27)
- 13) 『皇居造営録・庶務の部(18)』第4号「宮殿設計の作業計画について」(昭和36年2月)には、昭和37年度の計画について「前年度作成のブロックプランに基づき、本格的な設計に着手し年度末までに基本設計(構造、設備を含む)を完了する。」とある。

- 14)『皇居造営録・庶務の部 (18)』第3号「宮殿設計の基本的条件について」(1961年2月)
- 15)高尾亮一「皇居造営プロデューサーの弁」(『芸術新潮』1960年12月号、新潮社、pp.222-226)
- 16)「宮殿の中で行なわれる行事が、一種の劇的な効果を持って行なわれるようなものであることが必要です。宮殿の本当の目的は、そこで行なわれる行事や儀式の雰囲気、来た人によい印象を与えるということで、なる程品格がある。芸術的に高いものだ。といった感じを与えることが大事なことです。」
- 17)「日本建築で一番美しい部分は、屋根と軒の出、それを支える柱といったもので、これらは姫路城とか、法隆寺に見ることができますが、今の日本建築でこれをやるとすると、すごく重い感じにしてしまう。もう一つ、すばらしいデテイルがあります屋根とこれを支える梁、ああいう考へ方がいいのだけれど、これを現代建築でやるとどうも重くしてしまう。東宮御所がそのいい例で、あれはもっと軽快にうすくした方がいいと思います。」
- 18)『皇居造営録・庶務の部 (18)』所収「顧問設計者会議録(1)」(第1回から第4回を収録)
- 19)吉村順三「新宮殿の設計について」(『新建築』1964年1月号、新建築社、p.149)
- 20)「また庭園は今度の宮殿の設計にあたって非常に重要な部分となっており、今までのスケールの小さい日本庭園の手法から一歩進んで、スケールの大きな現代の庭園を考えなくてはならない。そして建物との関係においてそれぞれ変化に富んだものでなくてはならない。」
- 21)これに関して、宮内庁試案の最終案が提示された第19回協議会では、「二重橋より宮殿に入った車が山里方面へ回送される計画をして地下道を造ったらどうかということ」(三井委員)と説明されており、最終案の配置図をみると図1のように南車寄から山里門付近への道が点線で描かれている。
- 22)「自動車動線図」『新建築』(1964年1月号、p.155)
- 23)「信任状捧呈式 親任式 認証式」(図面番号および日付なし)、主階平面図に矢印で動線が書き込まれている。
- 24)最大想定人数はそれぞれ以下のように計画されている。宮内庁試案：新年祝賀の儀＝1000名×2回、天皇誕生日宴会の儀＝800名、実施案：新年祝賀の儀＝960名×2回、天皇誕生日宴会の儀＝700名
- 25)両儀式における部屋の使い方(最大収容人数)は以下のようにになっている。「新年祝賀の儀」における祝酒：大食堂560名、大広間400名、「天皇誕生日宴会の儀」における会食(和食)：大食堂430名、大広間270名
- 26)吉村資料所収「小食堂矩計図」(図面番号12、縮尺1:50、昭和38年4月29日)から確認できる。
- 27)吉村資料所収「家具配置図(第3配置)」(図面番号33、縮尺1:500、昭和38年4月29日)
- 28)通御式は実施案でも採用されたとみられ、吉村資料所収の儀式動線図では「新年祝賀の儀」と「天皇誕生日宴会の儀」の図面に「通御式拝謁」と記され、御座所棟を出発して中庭を一周する両陛下の動線が描かれている。
- 29)「新年祝賀の儀」の謁見(最大960名×2回)における各部屋の最大収容人数は以下のように計画されている。第1休所180名、第2休所260名、南ロビー120名、東ロビー170名、東ギャラリー100名、北ギャラリー130名
- 30)実施図面からは、竣工建物では、仕上寸法が内周部は990mm角、外周部は750mm角で設計されたこと確認できる。
- 31)吉村資料所収「地階平面図」(図面番号4、縮尺1:500、昭和38年4月29日)
- 32)『皇居造営録・庶務の部 (19)』所収「顧問設計者会議録(2)」(第5回から第12回および「地下

玄関及び地下駐車場に関する打合せ会」の議事録を収録)

- 33)「困るのは天皇誕生日で、これは参賀と行事とが一緒になります。この場合には正式の車寄は使えなくなるので、地下の玄関へ着け、そこから上へ上ることにするように考えています。」(高尾)
- 34) 基本設計図面および竣工図面では、南庭に面する休所棟の屋根が入母屋で設計されているが、この鳥瞰図では切妻屋根で描かれていることから推測される。

## 第4章

### 皇居宮殿の設計経緯にみる戦後の宮殿としての特徴

## 第4章 皇居宮殿の設計経緯にみる戦後の宮殿としての特徴

### 第1節 序

本章では、2,3章で述べた考察結果を踏まえて、民主主義体制における国家的建設事業として、どのような手続きで事業や設計が進められ、またそこでは「国民」がどのように捉えられたのかについて考察する。これまで述べてきたように、皇居宮殿の造営過程では、試案の完成後に政府が設置した審議会（皇居造営審議会）を経て閣議決定され、その直後には審議会の要求から建築家による意見聴取の機会（皇居造営専門家会合）が設けられたことから、国家予算による事業としての枠組みで検討されたといえる。しかしながら、こうした検討の枠組みが公共事業と同様であったからといって、公共性が担保されるわけではない。戦後の民主主義社会における宮殿としての特徴を捉える上では、様々な立場の主体が設計に関与する中で、事業主や設計者がどのような態度で意見聴取に臨み、ここでの意見がどのように設計方針や具体的な設計内容に反映されたかといった手続き上の問題に加え、設計の段階においては建物を使用あるいは所有する主体として誰が意識されたかということが重要と考える。本章では、こうした視点から、2,3章で明らかにした内容を前提に、検討プロセス、設計の主題、具体的な設計内容について検討する。

### 第2節 民主的な事業計画の進め方

はじめに本節では、造営計画を所管した宮内庁の造営組織が審議の機会をどのように位置づけていたかについて、実施前の試案の検討過程から論じ、またこれにどのような姿勢に臨んだのかについて、試案の完成後に造営組織を率いた高尾亮一の発言から考察した。

#### 2-1. 試案の検討項目にみる審議会を想定した多角的な検討

まず、試案についてみると、宮内庁の方針として、審議会で設計内容が精査されることを想定し、審議会で計画内容を説明することを念頭に検討プロセスが計画されたと考えられる。初回の協議会では、調査組織が置かれた管理部の部長である鈴木委員が以下のように述べ、試案の作成にあたっては、造営計画が実施に移される前に政府による審議会を開くことが事前に想定されていることがわかり、これを「国民の気持ちに納得され首肯される手続き段取り」と捉えている。

「宮殿造営が国家的国民的の大事業であるとするればこの仕事は宮内庁が中心になって進めて行くことは当然としても、愈々実施に着手するとなれば内閣に審議会といったものを設け、国会、政府等の直接関係方面のみならず国民各界の代表をも包含する有力な機関において、宮殿造営の大綱を決定する必要がある、(中略)それ等は皆、国民の気持ちに納得され首肯される手続き段取りで取運ぶ必要がある。」<sup>1)</sup> (第1回協議会、鈴木委員)

試案においては、使用者であり注文者でもある宮内庁の要望を正確に反映した詳細な設計条件を策定することが目指されたと考えられ、2章で示した試案の検討プロセスにこれを見出すことができる。ここでは造営予算に大きく影響する延床面積や建物規模の検討に重点が置かれており、儀式計画との関係、建物外観、敷地との対応など設計要件を一通り把握した上で決定され、調査期間の半分にあたる約1年が費やされた(図2-1参照)。規模の確定後に行なわれた平面計画およ



び外観意匠の検討では、内田祥三をはじめとした調査室顧問が関わり始めるが、あくまでも注文者である宮内庁の意見が重視されたと考えられ、複数の設計案が協議会に同時に提示された。平面計画が検討された第16回協議会では、3案が同時に提示され、ここでの意見を反映して作成された1案が第17回協議会で承認されると、第18回協議会で外観意匠が検討されたが、ここではほぼ同じとみられる平面に対し、3案の立面案が提示された。建物規模が確定した直後に行なわれた第12回協議会では調査予算の増額が検討されたが、ここでは鈴木委員が以下のように述べ、審議会での説明を見越して、注文者の立場から詳細に設計内容を検討する意向を示している。

「もしも宮内庁として具体的な準備をせず、これを審議会に手渡してしまったとすると、具体的な問題に対して資料がなく、てんやわんやになってしまうということも考えられる。注文者の立場に立つ宮内庁である以上、宮殿造営に関する資料を整理し積み重ねてこれを審議会に出さなければだめだと思います。(中略)協議会ができたというのも、具体的なことを政治家に任せるということでなく、吾々としてよく準備をし、その上で拡大審議会にもって行きたいと考えるためです。すべてのことについて研究しつくしていれば、審議会でのあらゆる質問に対しても説明ができる。原案提出については徹底的に研究しておく必要があると思います。」(鈴木委員、第12回協議会)

## 2-2. 外部諮問機関からの意見の採用

試案の完成後には、当初の予定通りに政府による審議会である「皇居造営審議会」が行なわれ、さらに審議会の要求に従って、建築家によるヒアリングである「皇居造営専門家会合」が実施された。ここでは宮内庁造営組織が、試案の内容に固執せず、意見を積極的にその後の造営計画に反映しようとする姿勢を見出すことができ、それは試案の完成後に造営組織を率いた高尾亮一の発言に表れている。高尾は、試案の設計に協議会委員として参加したが、この時点で既に審議会の意見によって設計内容が変更されることを想定すべきと主張しており、第12回協議会では、以下のように述べている。

「審議会ではいろいろな意見が出て、調査室でやった調査内容というものが、変ることがあるということを考えておいた方がいゝと思います。(中略)この協議会には批判的な要素がないと思われまます。吾々がここで論議するのはいわば使用者側の立場から、お上に御不自由のないように御便利なように考えるわけで、それに対して批判がない。若し審議会ができれば相当に批判をされ叩かれることゝ思います。」(高尾、第12回協議会)

また、造営主管就任後に行なわれた専門家会合では、10名の建築家が招集され、個別に意見が聴取された。全員が同席した初回の会合では、岸田日出刀が全員同席の上で意見聴取をしないことについて、意見を採用せず形式的に委員会を設けて責任回避をするつもりではないかと指摘した<sup>2)</sup>ことに対し、高尾が以下のように述べ、意見を積極的に取り入れる姿勢を示している。

「私共といたしましては、この試案が決して満足すべきものであると考えておりませんので、先生方の御意見を詳細にお伺いいたし、これを消化して、更によいものにつくり上げたいと考えておるわけでございまして、決して先生方にお聞きしたからといってそれで責任回避するためだなどとは毛頭考えておりません。」<sup>3)</sup>(高尾、第1回専門家会合)

すでに3章で述べたように、高尾はここでの意見を取り入れて、チーフデザイナーとして吉村を選定し、設計期間を1年延長するとともに、設計条件を試案のものから修正し、前庭を拡大する方針を示した。

### 2-3. 民間建築家の登用

吉村を設計者として採用したことは、上に述べたようにこれが外部諮問機関からの意見を反映した結果である点に検討プロセスの側面から民主的なあり方が見出されると同時に、設計体制の側面からも官庁官繕組織において民間の建築家が登用されたことに、こうした意味を見出すことができる。

まず、試案を検討している段階では、試案の完成後に単独の設計者を置くことは、想定されていなかったと考えられる。2章でみたように、宮内庁試案では、実質の設計組織である調査室の顧問として、建築家である内田祥三、建築史家の関野克、構造家の武藤清、設備を専門とする平山嵩といった当時の建築界の権威が設計に参加している。試案における検討事項は、設計条件の策定にとどまらず、最終案が作成されるまでの約1年をかけて、平面計画および外観意匠を検討するための図面が多数作成されており、調査室打ち合わせ記録<sup>4)</sup>をみると、設計条件が確定した1958年3月以降では、いずれかの顧問との打ち合わせが計61回行なわれたことがわかる。このように、試案の段階では、顧問という役職を置くことで、宮内庁外部の建築関係者の意見を取り入れる方針であったとみられ、試案完成後に実施された審議会では、専門家の意見聴取が要求されたが、設計者の選定は答申に含まれておらず、高尾の就任以前に、新たに設計者を選定しようとする動きはみられない。

専門家会合では、今井兼次、小坂秀雄、前川國男、吉村順三、丹下健三からチーフデザイナーの選定が、要求されたことがわかるが、このうち最初に行なわれた今井兼次との会合では、今井がチーフデザイナーの選定を提案したのに対し、高尾が以下のように述べていることから、この段階でもまだ決定していなかったことがわかる。

「そうなのですが、依頼された人にとって、「この点はどうしても譲れない。これを聞いて呉れないなら、なげ出す。」というようなことが出て来ることも考えられます。(中略)先生のおっしゃることは正論で、正しくそのとおりだと思うけれど、宮殿を東宮御所並びに、どうしても踏切れません。」(高尾、第3回専門家会合)

「東宮御所を造るについて誰を選ぶかというのは一つの博打だったと思います。だが、皇居がそうはいきません。仮にAという先生を選んだとします。どんな先生も宮殿を造られた経験はない。したがって実績は判らない。頼んだあげく、宮内庁当局の意向と全く違ったものだと収集がつかない。宮殿の様式がこうだからといって、儀式のやり方を変えるわけには行かない。天下にA先生をお願いした。と表明し、A先生が苦心して造ったが、どうも吾々は使えない。というようなことになっては大変です。」(同上)

全員が同席した専門家会合の最終回では、高尾が以下のようにチーフデザイナーの役割を説明し、試案で設計を指導した内田をプロデューサーとして、設計は新たに選ぶ建築家に任せる方針を示した。

「私達は、内田先生はプロデューサーになっていただき、その下にアーキテクトがいるというよう

に考えています。その点先生方と考え方が違うと思います。デザインはあくまでその先生の統一した考えで一貫して進めていただく、勿論吾々がお願いする以上、殆ど全部をその先生にやっていただくということになります。」(高尾、第11回専門家会合)

#### 2-4. 吉村辞任の要因

以上のように、宮内庁試案の段階では想定されていなかった民間建築家の登用を実現したことは、民主的な設計体制として評価できるが、結果的に吉村は実施設計で辞任する。ここでは、この問題が生じた要因について、この時に建築雑誌に発表された両者の主張をこれまで述べてきた設計経緯を踏まえた上で検討した。

まず前提として、辞任を引き起こした要因は実施設計の内容をめぐるものであったと考えられる。吉村辞任の直後、『近代建築』(1965年8月号)には、吉村と宮内庁との間に交わされた「宮殿造営に関する契約書」と辞任に際して吉村が宮内庁長官に宛てた「新宮殿に関しての信条書」(昭和40年4月12日)が公開されたが、吉村は信条書の中で「基本設計は私が完成しました。実施設計も基本設計と同様私が責任を持って完成しなければならないものであって、基本設計を生み出した総ての構想を知らないものが完全な実施設計を進める事は不可能であります。」と述べており、3章で示したように、基本設計では、吉村が描いた構想が十分に実現されたとみてよい。

実施設計で辞任を引き起こした要因は、まず第一に、宮内庁が、実施設計における吉村の役割を設計者として契約する最初の段階で明らかにしなかった点にある。『近代建築』掲載の契約書をみると、まず最初に昭和36年度末を期限として「基礎資料の調査研究委嘱」についての契約が交わされた後、「宮殿基本設計指導を委嘱する」契約が基本設計完了まで単年度ごとに2度交わされている。これらは、対象とする業務内容を「基本設計」としていることから、基本設計・実施設計という区分を前提としたものとみられるが、ここでは実施設計については触れられていない。また基本設計の契約では、設計図書の提出が吉村に求められていたが、後に締結された「宮殿実施設計指導」の契約において、吉村は宮内庁の「質疑に対して、いつでもこれに応ずるものとする」と定められていることから、吉村が設計者ではなく指導的な立場に置かれたことがわかる。さらに、ここでは「本契約の疑義については甲(宮内庁)の解釈に従うものとし、乙(吉村)はこれを認めるものとする。」(括弧内は引用者注)と記されており、業務内容の決定権が宮内庁に与えられている。このように契約の上では実施設計に入る段階で初めて、実施設計を宮内庁が担当することが示されたが、吉村と最初に契約した時点でこれについて合意がとられていなかったと考えられ、吉村は信条書の中で以下のように述べている。

「限られた短い機関に此の膨大な設計を進めるべく詳細な契約条件も無しに直ちに設計に着手したのでありますが、設計が進行するにつれ、其の後の宮内庁造営部の事務的処理は明確を欠き、設計料、設計組織に関しても満足すべき答えを得られず多くの不安を感じました。(中略)次第に実施設計は宮内庁造営部で行い私は単にそれを指導するという立場にあるような態度を示して来ました。」

また、吉村が『朝日ジャーナル』(1965年7月11日号)に発表した「私はなぜ新宮殿の設計者から手を引くか」という文書では、次のように述べている。

「新宮殿の設計の依頼があったとき、実施設計を宮内庁が担当するという事は、私としては考え

でもみなかった。もしこのようなことを、そのときに知っていたら、この設計はひきうけなかったであろう。」

吉村を採用した時点で、宮内庁がこうした役割分担を構想していたかどうかについては、明白ではないが、基本設計・実施設計という区分を設けていることから、少なくとも選択肢の一つに入っていたと考えられる。『新建築』（1965年9月号）では、高尾が、吉村の辞任について記した「宮殿設計問題についてのメモ」を公表し、「この区分がとくに国の施行する建造物についていわれるのは、それはそれとしてひとつの意味があるからです。」と述べ、国の建造物には「国家財政と関連する問題」や「予算経理を効率的かつ適正に処理する問題」が伴い、「一建築家の処理しうる限度をはるかに超えて」いるとして正当化しているが、吉村との合意形成については、言及していない。専門家会合で吉村は、東宮御所の設計において谷口吉郎がどこまで関わったのか問うとともに、宮殿は原寸まで一貫した考えで設計すべきと主張している<sup>5)</sup>ことから、吉村が細部まで徹底的にこだわる建築家であることは宮内庁も承知していたはずであり、吉村に設計者就任を断られないように意図的に合意を先送りにした可能性も考えられる。

結果として、吉村は宮内庁が提示した実施設計における役割を受け入れ、辞任まで2年間にわたって実施設計を指導したが、吉村が辞任を決意することになる「どうしても訂正されなければならない重大な問題」が生じた。前掲の信条書で吉村は、①エクステンションジョイントの導入に伴って置かれた柱の位置、②天井に使用する木材、③柱仕上げのブロンズ板の幅、の3点を挙げており、これらについては、高尾も吉村に応答するかたちで言及している。まず①について、吉村は、大食堂と大広間棟の間に位置する当該の柱が壁面に現れないように柱の通り芯から中心を移動することを製図の段階で指示したが、無視されたと述べ、さらに柱を移動するための構造計算および工事の手配もすべて完了していたにも関わらず、宮内庁が柱を移動しない判断を下したとしている。一方、高尾はこの判断がデザイン上よくないことを認めながらも、「会計経理と工期、工事の手順などの点」でやりなおしがきかなかったと主張している。次に②について、吉村は、「大きな板を用い、その自然の木目を表わした天井」を要求したが、「業者の調査により現物があるにも拘らず宮内庁造営部はベニヤ板を使用する様工事施工者に命令している」と述べ、これに対して高尾は、「要求にそうべく、全国の国有林、民有林について調査をすすめ努力しているのですが、現在なお必要材料のすべてについては確保のめどがたっていないような状況」と説明している。また③について、両者の語り口は異なるが、吉村が広幅板を要求した一方で、宮内庁が予算の制約を理由に小幅板で施行したことをともに述べている。

以上をまとめると、吉村の辞任理由は、吉村にとって重大な決断が自身の意図とは異なるかたちで同意なく進められたことであり、吉村は「此等の変更にあつては要する金額は総予算から見れば大きなものではなく国家的に予算の増額が承認されないと考えられませんが、事情に依つては予算配分に依つても可能と考えられます。」と述べるように、これらを現実的に実現可能なものと考えていた。一方で、宮内庁は同様の視点から棄却せざるを得ないと判断しており、予算と工期に関する両者の認識の違いが直接的な問題を引き起こしたと考えられる。前述した契約内容に照らすと、宮内庁は吉村の要求を受け入れる義務はなく、また予算を管理していたのは宮内庁であったため吉村の主張が現実的なものであるかは疑わしい。しかし、吉村がこのように要求したのは、設計を受けた段階で吉村が主張するような立場が保証されるものと考えていたからであり、宮内庁の契約手続きにも問題があったと考えられる。基本設計・実施設計の区分を設け、実施設計を宮内庁造営部が担当することは国家予算による事業としての合理性があるとしても、基本設計に外部

から建築家を招いたのであれば、最初に採用する時点で、実施設計の進め方について協議を行い、双方が歩み寄った上でルールを策定し、合意を形成するという民主的なプロセスが必要であったと考えられる。

### 第3節 主題としての「国民」

本節では、造営組織の間で共有された設計の理念において、「国民」に対する意識がどのように反映されたかについて検討する。具体的には、試案から審議期間を経て実施案までを通して議論された建物の外観についての言説に注目するとともに、設計過程において一般参賀が設計条件としてどのように位置づけられたのかに焦点を当てて試案と実施案それぞれの設計方針を検討し、さらに諮問機関の意見をみることで、実施案の設計理念にこれが反映されていることを示した。なお、ここで一般参賀を取り上げたのは、主な使用者が儀式の招待者や国賓といった一部の人々に限られる宮殿において公共性を考える上で、希望すれば誰でも参加が可能な一般参賀は重要な行事と考えられるためである。

#### 3-1. 外観表現における「国民との親和性の表現」

まず、建物外観の設計方針について、試案から順にみていく。2章では、試案の外観について、調査組織の中で伝統的な木造和風意匠とする方針が共有されていたことを述べたが、その後の設計過程では、伝統的な表現の中に外観に近代的な要素を取り入れようとする姿勢をみることができ、設計条件策定後に作成された初期案では正殿以外をフラットルーフとした「南-C」案がつくられており（図2-2参照）、第18回の立面検討においても「屋根はかけるにはかけてあるが極力勾配をさけて、屋根の感じをださない」「近代的」な案が提示された。また、ここでは調査組織が置かれた宮内庁管理部の部長である鈴木委員が以下のように述べ、建物外観では「伝統」や「荘重さを」表現すると同時に「近代建築のすいを集めた」「明るい感じ」にしたい意向が示されている。

「つまり新しい感覚、古い伝統ではあるが昭和にでき上るものであるから近代建築のすいを集めたものであり、懐古趣味でなく将来に向つてもその優秀さが示される。抽象的にいえば荘重さがあるが一方明るい感じを持つ、外観が西洋的ではあるが、見れば屋根もあるし、中に入れば東洋的な落ち着いた感じがするといったようなものです。これは非常にむづかしいことだとは思いますが。」（第18回協議会、鈴木委員）

こうした方針は試案の完成後にまとめられた『宮殿造営調査報告書』<sup>6)</sup>に反映されており、ここでは「様式」について、「すぐれた日本建築の伝統、ことに、清らかで力強い宮殿建築の伝統と旧宮殿の良さを活用し、かつ、国民に親しまれる現代の代表的建築とする。」と記されている。また、試案の設計を指導した内田は、専門家会合において自身の宮殿に対する「基礎観念」を以下のように述べ、宮殿としての格式を表現する「ドッシリした重みのあるもの」であるべきと主張しているが、「明郎」で「民衆に親しみやすい」ということを否定するものではないとしており、試案では、明るさと重厚さ併せ持つ意匠によって国民との親和性を表現することが目指されたと考えられる。

「只今皆様の意見をお聞きしたのですが、宮殿というものに対する私の基礎観念は違うと思うのです。私はこの宮殿造営の始めの当時から云っているのですが、現代の建築は明朗なものではなくては

ならないということは当然のことですが、いやしくも一国の宮殿、日本の宮殿の建築というものは、現代的であると同時にドッシリした重みのあるものなくてはならない。これは根本的な観念で、すべてこの観念から出発いたしました。無論このことは明朗であるとか民衆に親しみやすいということを否定するものではありません。(中略) 明朗であること、同時に相当ドッシリした重みのあるもの。これが私の持っている宮殿に対する基礎観念であって、これは今なお変ることがありません。」(内田、第11回専門家会合)

実施案では、親しみやすさを一層重視し、現代性を表現することが目指されたと考えられ、3章で述べたように、専門家会合で造形を誇張しない軽快な意匠を宮殿に相応しい意匠として提唱した吉村順三が設計者に採用され、設計者選定直後には、高尾は「全体の感じは威厳よりは親愛を、荘重よりは平易を主調として国民に親しまれる」という方針を打ち出した。また、高尾が『芸術新潮』(1960年12月号)に発表した「皇居造営プロデューサーの弁」では、以下のように現代性を重視する姿勢が示されている。

「宮殿は昭和時代建築の一典型をなすものでありたい。伊勢神宮とか桂離宮とかその他多くの名建築が、それぞれの時代の歴史的意義をになっているように、新宮殿は昭和の現代の建築として私どもの生活感情や世界認識を反映し得るものであるべきだ。」

### 3-2. 設計条件としての「一般参賀」の復活

次に、一般参賀が設計過程でどのように捉えられたかについてみていく。最初に一般参賀の成り立ちについて先行研究<sup>7)</sup>をもとに確認しておく、その発端は1948年の1月1日、2日の新年拝賀に一般の国民が二重橋を渡って記帳できる場所が明治宮殿跡地である正門内の広場に設けられたことにはじまる。ここでは天皇との接触が予定されていたわけではなかったが、天皇が宮内省庁舎屋上から参賀する国民を見物し、その際参賀者の万歳三唱に帽子を振って応えた。これ以降、新年と天皇誕生日に二重橋が開放されて、明治宮殿跡地広場に記帳所が設けられ、その時には天皇が宮内省庁舎屋上に出て、集まった国民に対して応答することが恒例となった。1953年の講和独立に伴って元日の宮中行事が増大したが、この年以降、新年は1月2日に行なわれるようになり、恒例行事として定着した。

このように、宮内庁で宮殿建設に関する調査が開始される前から、一般参賀は明治宮殿跡で行なわることが定式化していたため、この敷地に宮殿を新たに建設するにあたり、建設後も敷地内で実施できるように配慮すべきかという問題は、試案の段階から検討された。試案の検討過程では第1次面積算定後に配置の検討(第13回協議会)で一般参賀が実施できるように外構を広くとった案が提示されるなど、一般参賀に配慮する姿勢もみられたが、第15回協議会で一般参賀を設計において優先しない考えが示され、「新宮殿の設計条件基本事項」では「一般参賀は設計条件として考えなくてよい。」と定められた。なお、試案の時点では一般参賀の実施場所として、皇居の東側地区が想定されていた。

しかし、こうした方針は実施案において変更され、3章で既に述べたように、実施案の設計開始前には、一般参賀を敷地内で実施することを念頭に前庭を拡大する方針が示された。この時期の宮内庁関係者の発言をみると、以下のように国民との親和性を表現するために宮殿前で一般参賀を行いたい意向が示されたことがわかる。

・「” 広場であればどこでもいい” というのではなく宮殿でお目出度うを申し上げるのではなくてはいかん。何とか宮殿でお受けになるようにしたい。そうするにはどうしても建物をへらさなければならぬ。」<sup>8)</sup> (宇佐美長官、第1回顧問設計者会議)

・「要するに国民に親しみ深くするには、宮殿の前に広場をつくり、ここに皆が集まれるようにすべきだということ、二重橋から入った前のアプローチを深くする。」<sup>9)</sup> (高尾、第2回部局連絡会)

### 3-3. 専門家会合で示された「戦後の宮殿」のイメージ

以上のように実施案では、設計開始前に国民との親和性を表現する方針が全面化されるとともに、一般参賀が設計条件として復活し、設計において「国民」が強く意識されたが、こうした考え方は審議会や専門家会合といった外部の諮問機関の意見を反映した結果として捉えることができる。まず、建物の外観については、専門家会合で主に議論され、ここでは以下のように、複数の建築家が戦後の民主主義社会に相応しいかという視点から試案の外観を捉え、これを批判している<sup>10)</sup>。

「天皇家自身の性格も変わり、民主的になられたのですから、そう神がかかる必要はありません。伝統で武装した感じにしたくないのです。皇室の伝統はみな歴史の背景を背負っていますが、今、武装するような感じをださないようにはできぬものでしょうか。」(丹下健三、第10回専門家会合)

「この案でできると、非常に陰気な家になります。昔の大奥といった感じです。親しみのない、時代に逆行した感じのものです。」(吉田五十八、第9回専門家会合)

「ただ、感じの上からいうと、私どもがかねがね想像していた宮殿というものの姿とは違い、この案は神殿に近いと思われ、その点、吾々の考えとは大きな相異があるように思いました。(中略) この案は、厳格さとか、荘重さという点ではいいかもしれませんが、何となく近付きにくい感じですか。私自身が戦後という時代の宮殿のあり方というものを考え、宮殿というものはもっと吾々に近いものであるべきはずと想像していただけに、ややかけ離れた感じがしました。」(村野藤吾、第8回専門家会合)

また、一般参賀については、高尾も出席した審議会の小委員会の一つである「皇居の規模、様式および経費に関する小委員会」で議論されたが、ここでは建築学会会長として出席した二見秀雄が以下のように述べ、新しい宮殿のあり方を象徴する行事として一般参賀を捉え、宮殿の前で行うことを要求している。

「今までの行事(国民参賀)は、できるならば、国民との接触という点からも宮殿近くが好ましい。(中略) 望むらくは、前庭をもっと残したいと思います。」<sup>11)</sup> (二見秀雄、第1回「皇居の規模、様式および経費に関する小委員会」)

「招かれた代表だけでなく、来たい人が来るのが新しい宮殿のあり方ではないかと考えます。宮殿の使い方は知りませんが、大きな部屋はかねて使えませんか。大食堂と大広間はかねられませんか。食堂を大きくし、大広間をかねるように造り、小室を削る。そうすれば、小室がなくても、大きい室で兼用できませんか。来たい人を入れるのが、新しい宮殿の特徴ではないかと思えます。」(二見秀雄、第2回「皇居の規模、様式及び経費に関する小委員会」)

さらに、専門家会合では、堀口捨己が一般参賀について以下のように言及し、宮殿と「国民大

衆に対する施設」として捉え、一般参賀の実施を継続すべきと主張している。

・「私共も戦後の皇居というものがどうあるべきかということをよく考えなければなりません。天皇は、国の象徴となられ、自ら人間天皇であることを唱えられて民衆の中に入ってこられたわけで、新年には大衆が皇居に入り天皇はそれにいちいち手を振って挨拶をされておられる。そういうことが現実の姿であり、また、非常に結構なことだと思います。こういうことは更に延ばすべきだし、そうしなければならない。このような現実において、人間天皇にふさわしい皇居を造るのだという見地に立って考えなければならないと思います。そういう見地からいうと、先日の案は全く不適當といわざるを得ない。天皇と、民衆との結び付といった部分が殆ど無視されている。外国から来た使臣の接待だとか、或いは天皇一家のいろいろな儀式をやるのにはあれでいいかもしれませんが、宮殿は国民大衆に対する施設であるとして考えるとき、ああいう形ではないはずだと思います。」(堀口、第2回専門家会合)

・「宮殿は民衆に接し易いものがいいと思います。今までのように文武百官とか、偉い人々だけが入れるものではなしに、無官の人々が何時でも接しられるような建築施設がいいと思います。」(堀口、第2回専門家会合)

#### 第4節 戦後の宮殿としての現代的課題への対応

前節では、試案の完成後に行なわれた諮問機関の意見を反映することで、実施案において、国民との親和性の表現が全面化されるとともに、一般参賀が設計条件として復活するなど、事業の主体である宮内庁の造営組織が建物の設計内容に関して「国民」への意識を一層強くしたことを述べた。本節では、こうした設計理念の展開が具体的な設計内容にどのように反映されたかについて、2,3章で明らかにしたことを整理し、「戦後の宮殿」として現代的な課題に対応する建築的特徴を明らかにした。

##### 4-1. フレキシビリティの導入

まず、宮殿の主要な機能である儀式に注目すると、試案から実施案まで一貫する姿勢として儀式の大規模化に対応するために空間のフレキシビリティが導入されたと考えられる。2,3章で述べたように、皇居宮殿に設計に際して策定された儀式計画では、宮中席次によらず出来るだけ広い範囲で国民を儀式に招待することが目指され、試案では明治宮殿よりも儀礼空間の床面積が大幅に拡大され、実施案では一般参賀のための前庭を確保するために建物の規模が縮小されたが、招待人数をほとんど減らさずに対応された。このように皇居宮殿の設計過程では試案から実施案まで一貫して、大勢の人を招待して大規模な儀式を実現することが目指され、設計内容にみられる具体的な特徴として以下の3点を挙げるができる。

まず1点目として、平面構成に適用された儀式の規模に応じたゾーニングが挙げられる。平面計画が検討された試案の初期案から中間案にかけての変更で、頻繁に使われる小規模な儀式のための小部屋は表御座所や宮内庁職員の事務所に近い敷地西側にまとめて配置され、実施案では、儀礼空間の配置構成が大きく変更されたが、このゾーニングは踏襲された。この特徴は明治宮殿にはみられないことから、儀式の大規模化に伴って明治宮殿よりも規模が増大した儀礼空間の動線を合理化するための方法としてみる事ができる。



2点目は、通御式を想定した儀礼空間の平面計画である。整列した参列者の間を天皇・皇后が通過しながら謁見を行うこの形式は、2章で述べたように、両陛下が大勢の参列者と近距離で謁見ができることが評価されて導入された。試案では、通御式による謁見を前提として平面計画が設計され、謁見が行なわれる儀式室と休所では、合計で最大1000名が収容できるように部屋の面積が算定されるとともに、通御式の天皇の動線を整理するためにこれらの部屋は中庭に面するように配置され、実施案では、建物規模の縮小に伴って通御式の謁見にエントランスホールや廊下といった動線空間を使うことが計画された。このように大規模な儀式における謁見のための空間では、格式よりも大勢に対応することが優先されたと考えられ、通御式は部屋の形状に関係なく実施することができることから、建物の規模を抑えることを可能したと考えることもできる。

3点目は、食堂関係の部屋で計画された可動式の間仕切である。2章でみたように、試案の設計過程では、中間案の時点まで大食堂と中食堂の境にこれが計画され、この間仕切りを取り外すことにより、最大1000人で同時に会食が可能な430坪の空間が確保された。最終案では、採用が見送られたが、実施案では、3章で述べたように、小食堂と後席の間の境に計画され、両者を一体的に使うことで試案で計画されていた大食堂に附属する後席の間として代用された。このように食堂に限定して可動式間仕切が計画された理由としては、会食などで長時間の滞在が見込まれることから、参列者の居心地を考慮して人数に応じた適切な広さの空間を確保するためと考えられる。

#### 4-2. モータリゼーションへの対応

皇居宮殿の設計においては、大規模な儀式を想定した効率的な車動線の確保、江戸城史跡を含む周辺景観の保全といった2つの相反する要求に応えることが求められたため、外構の設計が重要な課題の一つとであったと考えられ、試案の検討過程からは、これらを両立するための方法が模索されたことがわかる。車動線が検討された第13回協議会では、濠に橋をかけた案が提示されたが、議事録をみると、これに対しては協議会長が「石垣をかえたり濠をこわしたりするのはさけた方がいいでしょうね」と述べている。また、前掲「新宮殿の設計条件基本事項」には、「敷地の現状変更はできるだけしない」「多人数参入退出時の人および車の捌きは正門より坂下門および半蔵門に抜ける動線を考える」と記載されており、これ以降に提示された設計案に濠や石垣を変更したものはみられないことから、敷地を改変せずに現状の通行門で対応することがこの時点で決められたとみてよい。試案では、濠や石垣に手を加えずに車動線を新たに確保する方法として、敷地南西に山里門へ抜ける車道が設けられたと考えられ、中間案および最終案の配置図からこれが確認できる。(図2-2) なお、前掲『宮殿造営調査報告書報告書』には、設計開始以前の1956年11月に文化財保護委員会から「文化財保護法に基づき、皇居を江戸城の史跡として指定すること」に関して協議があったことが記されており、試案の設計過程ではこうした外部からの要求も考慮されていたとみられる。

実施案では、こうした設計条件に試案よりも合理的な方法で対応されたと考えられる。3章で述べたように、実施案では、一般参賀を想定して敷地東側に前庭が広くとられ、この前庭を使ってUターンする車動線が想定されるとともに、前庭の地下を利用した駐車場と車寄が設置され、これらによって車を処理することが計画された。またこうした車の処理によって南庭が拡大されるとともに、地下駐車場によって車を地下に隠すこと可能になったことで整然とした建物前景が実現した。また、建物外観にも周辺景観に配慮する姿勢を見出すことができ、3章ですでにみたように、吉村順三は設計中に周辺景観と建物を調和させることを重視しており、実施案では敷地の傾斜を利用して正殿の格式が表現され、建物の高さを低く抑えて水平性を強調した外観が設計された。

#### 4-3. ダイナミックな参殿者の動線演出

また、実施案では、以上に述べた特徴を互いに関係づけることで平時の利用にも対応されたと考えられる。前述したように、信任状捧呈式といった小規模な儀式や賓客の接待など、日常的に使われる小規模な儀式室や食堂といった小部屋は天皇や宮内庁職員の動線の短縮を意図してゾーニングされ、敷地西側にまとめられたが、一方でこれは敷地東側の玄関から参入する参殿者の動線が長くなったことを意味する。3章で述べたように実施案では、建物南側に大部屋のない構成がつくられるとともに、東から西へと向かう儀式参列者の動線が広くとられた南庭に面するように設計されており、また、試案では正殿と別棟の建物として構成されていた小儀式室が、実施案では敷地西側に配置された正殿棟としてまとめられ、正殿の床レベルは敷地の傾斜に対応して儀礼空間の中で最も高く設定された。これらの変更によって、平時に行なわれる小規模な儀式でも正殿を使うことが計画され、さらにその動線では、南庭への眺望が供されると同時に儀式の場である正殿へと向かって徐々に床レベルが高くなるようになっていることがわかる。すなわち、実施案では、大規模な儀式に対応するだけでなく、平時に招かれる小規模な儀式の参列者を歓待する空間が設計されたと考えられる。

#### 第5節 小結

本章では、第2章、第3章にかけて明らかにしたことを踏まえて、民主主義体制における国家事業として、どのような手続きで事業や設計が進められ、また設計の段階では「国民」の存在がどのように捉えられたのかという視点から、皇居宮殿の設計経緯を検討し、「戦後の宮殿」としての特徴を論じた。

皇居宮殿での造営計画では、民主主義的な事業計画の進め方を見出すことができ、試案の段階では、審議会では計画を説明することを想定して使用者あるいは注文者の立場から多角的に計画が検討され、また試案の完成後には、チーフデザイナーの選定や設計期間の延長、前庭の拡大といった専門家会合での要望が実施計画に採用され、高尾の発言からは積極的に外部諮問機関からの意見を取り入れようとする姿勢がみられた。

設計過程では、設計の主題として「国民」の存在が意識されたと考えられ、外観表現においては、試案の段階から実施案に至るまで国民との親和性を表現することが重視されていた。また、外部諮問機関から、戦後の宮殿のあり方を象徴的に示すものとして一般参賀を宮殿前で行うことが要求されるとともに、戦後の宮殿のイメージとして現代性を表現することが求められたことで、実施案では、試案の段階で実施が見送られていた前庭での一般参賀が設計条件として復活し、外観表現においても現代性が重視された。

試案から実施案にかけての設計内容を整理すると、こうした主題が反映されていることが確認でき、戦後の宮殿としての現代的な課題への対応として、以下の3点を見出した。

①フレキシビリティの導入——大規模な儀式に対応するための方法として導入された。すなわち、天皇・皇后との謁見については、部屋の形状に関係なく実施することができる通御式が計画されたことに伴って、平面計画もこれが想定され、一方、会食が行なわれる食堂では、人数に応じて適切な広さを確保するために可動式の間仕切りが計画された。

②モータリゼーションへの対応——試案から実施案にかけて一貫して効率的な車動線が追求され、実施案では、広い前庭やその地下に設置された駐車場によって車が処理されたことで、南庭が広

く確保されるとともに、車を地下に隠すことが可能となり、周辺の景観にも配慮された。

③ダイナミックな参殿者の動線演出——実施案では、玄関から正殿へと至る参殿者の動線が南庭をめぐるようにとられ、さらに、この動線上では敷地の傾斜に対応して床レベルが徐々に上るよう設計され、外部空間と密接に関係づけることで参殿者の動線が演出された。

#### 第4章 注

- 1) 『皇居造営関係録』所収、「宮殿造営計画協議会議事録(1)」(第1回から第10回を収録)、「宮殿造営計画協議会議事録(2)」(第11回から第19回を収録)、以下、協議会での発言を引用する場合はこの資料を参照した。
- 2) 『皇居造営録』所収「皇居造営専門家会合議事録」(昭和35年5月～8月)、以下、専門家会合での発言を引用する場合はこの資料を参照した。
- 3) 「…意見を聞くというのは、単なる形式だけであった、その中の採用できるものは採用するという形式をとられるわけですか、この点が甚だ頼りなく思われます。それで専門家の意見は聞いたのだと何か責任回避みたいなことをいわれても困ると思います。」(岸田日出刀、第1回専門家会合)
- 4) 『皇居造営録・工事資料の部(1)』第4号「宮殿調査室日誌」(昭和32年4月)
- 5) 吉村は高尾も同席した第7回専門家会合で以下のような発言をしている。「東宮御所を造るについて谷口さんはどの程度まで設計にタッチされたのですか。」「原寸まで谷口さんがやられたわけですか。」「私は或は谷口さんは原寸まで御覧にならなかったのではないかと思った。インテイメントなキャラクターが足りなかったと思います。どうしてもチーフ・デザイナーが全責任をもって、その人の筋を通して、その人のキャラクターが出ないといけません。」「デザインを本当によくやる。原寸に至るまで、ドアのハンドルまでが全体と呼吸しているということになる。そうしなければそういう力が出ません。」
- 6) 宮内公文書館所蔵「宮殿造営調査報告書」(宮殿造営調査室、昭和34年3月)
- 7) 河西秀哉『皇居の近現代史：開かれた皇室像の誕生』(吉川弘文館、2015年)
- 8) 『皇居造営録・庶務の部(18)』所収「顧問設計者会議録(1)」(第1回から第4回を収録)
- 9) 『皇居造営録・庶務の部(27)』所収「部局連絡会 第二回」(1960年7月14日)
- 10) 『皇居造営録』所収「皇居造営審議会小委員会議事録」
- 11) 本文中に引用した発言のほか、専門家会合で示された特徴的な提案を以下に述べる。堀口捨己は、新しい宮殿のあり方として以下の4つの考えを提案した。①「現代建築」(本文中の引用参照) ②「宮殿を儀式のための施設」として考え、儀式の服装に合う平安風のもの、③「皇室の起源の古さを現わす」ために伊勢神宮のような古代の形を取り上げたもの、④「江戸城の復元という意味を持たせ皇居も江戸的な表現」を取り入れたもの。なお、堀口はの中で自身が推すものとして①を挙げている。今井兼次は、天皇と国民との関係を題材に柱に彫刻をほどこすことを提案した。「柱の数が単に並んでいるのではなく、柱の中にかくれた、天皇と国民との関係を歌い上げたような、象徴的なものが感じられる、といったデザインにできないものでしょうか。例えば、万葉調ですが、天皇と国民との間を歌った歌は沢山あるわけですから、そういうものの象徴的なものを一つの柱に取り入れる、宮殿に来た国民が柱をみて、「この柱はなんだろう、何か線彫りがある。これは何々天皇が国民と天皇の関係を歌い上げたものだ。」というようになれば、回廊の柱も生きてくるのではないだろうか。」谷口吉郎は、服装や調度などを総合して儀式の演出を考え、これを軸に設計を進めることを提案した。「現在、日本の御所で何か使い方について昭和式の新しいものがとても良いと思います。画家、芸術家の衆知を集めて充分研究をし、造型的演出家をスタッフとしてこの環境にマッチした日本的なよさに適合した造型的な演出計画を立てられるべきと思います。(中略) この御殿に来る人は何か日本のよさというものにひたっていられる。置物、食器、服装が平安時代の優雅なものとか何か融合させた造型的なものを。しきたり、ならわし、その様なものがあると部屋の配置が統一されると思います。」丹下健三は、

現代的な儀式を新たに計画することを提案した。「これから、ますます、国際交流が行なわれるとすると、その時勢の中での陛下の御生活もだんだん現代的になられて行くのではないのでしょうか、そういう時に古来の日本的な儀式や、その他の儀式がフランス式をそのまま伝統的に取り上げているのではおかしい。それならいっそのこと現代式の儀典に飛躍したほうがいいと思います。」

## 第 5 章

### 結論

## 第5章 結論

本研究では、皇居宮殿の設計経緯について、宮内庁書陵部所蔵の公文書資料や吉村順三記念ギャラリー所蔵の基本設計図面を主に用いて、竣工建物と造形過程における計画案の設計内容を明らかにするとともに、どのような意図でデザインされたのかについて検討し、竣工建物にみられる「戦後の宮殿」としての特徴が形成される過程を論じた。要約すると、以下のようになる。

第2章では、造営計画が閣議決定される前に作成された宮内庁試案の検討プロセスを明らかにするとともに設計の各段階における検討内容を分析し、戦後において民主主義国家の象徴となった天皇の儀礼形式や意匠表現がどのような形で示されたかに注目して考察を行い、以下のことを論じた。

宮内庁試案の検討過程では、2年間の調査期間のうち、前半の1年間で基本的な設計条件の策定を完了した。ここでは主に建物規模が検討され、まず儀式計画との関係から所要室の面積が検討された後、外観意匠の検討を経て決められた。調査期間の後半では、この設計条件を前提として具体的な設計案が作成され、平面計画、外観意匠の順に検討が進められた。

設計条件の策定過程で行われた規模の検討を分析すると、以下のような設計方針が見出された。部屋の構成には、従来の儀式よりも大幅に増加して見積もられた参列者に対応するための工夫がみられ、通御式による謁見を念頭にこれに使われる部屋は複数を同時に使うことを想定して計画されるとともに、会食や祝酒が行われる食堂は、参列者への待遇を平等にするために天皇と参列者が一同に集まれる広さの部屋が計画され、可動式の間仕切りによって大空間を確保することも検討された。また外観意匠については、鉄筋鉄骨コンクリート造による伝統表現が志向され、分棟形式で勾配屋根をもつ伝統的な和風外観とする方針がとられた。

平面計画の検討では、正殿の格式表現と動線の合理化を両立することが追求されたと考えられる。正殿の前方に回廊および車寄を設けて正殿への視線を遮断するとともに、正殿後方の中庭を儀式室・休所・食堂が囲む構成とすることで主要な部屋間の動線がコンパクトにまとめられた。また、通御式の謁見に用いられる部屋を中庭に面するように配置することで中庭を一周する天皇の動線が整理されるとともに、頻繁に使われる小規模な部屋を表御座所付近に配置することで天皇や侍従の日常的な動線が短縮され、大小の儀式における動線がともに合理化された。

外観については、記念性を追求しながらも、意匠表現は威圧感を与えないことが重視されたと考えられる。最終案では、対称性の構成をもつ南前面の回廊の後方に正殿を中心とする横長の立面がつけられ、正面性が強調されたが、回廊の壁を取り払うことで南前面の閉鎖性が緩和され、正殿の正面には柱間を全面開口部とする列柱が立てられた。屋根材にはコンクリートとの調和を考慮して瓦葺きが採用されたが、屋根面が強調されないように勾配は緩めに設定されたとみられ、伝統的な和風意匠で開放的な外観が設計されたと考えられる。

第3章では、吉村順三記念ギャラリー所蔵の基本設計図面および宮内庁所蔵資料を用いて、皇居宮殿の設計における高尾亮一と吉村順三の思想が、実施案の設計内容にどのように反映されたかに注目して考察することで、以下のことを明らかにした。

宮内庁によって試案が作成された後、政府による審議を経て、造営計画が閣議決定され、高尾が宮内庁の造営組織のトップに就任すると、政府が要求した意見聴取が建築家を招集して行われた。高尾はここでの意見を反映して造営計画を策定し、吉村を設計者に採用して設計期間を1年

間延長するとともに、一般参賀を念頭に試案よりも前庭を拡大することを設計条件とした。同時に高尾は試案の意匠を威圧的とみなして、イメージを改めようとしたと考えられ、設計条件では国民に親しみやすい外観を要求した。

設計者就任前に行なわれた意見聴取で、吉村は新たな宮殿に相応しいデザインとして、造形を誇張しない軽快な意匠や現代的な感覚に基づいた伝統表現を提唱した。また、設計開始後の言説では、濠や石垣といった江戸城史跡を含む皇居周辺の景観の保存や庭と建物との関係が中心に語られており、設計過程においては建物と周辺の景観との調和を重視していたと考えられる。

実施案と宮内庁試案を比較して変更内容を検討すると、以下のように、実施案の設計意図が高尾と吉村の思想に基づいていることが確認された。平面構成については、正殿の向きを南から東に変更し、敷地の傾斜を利用した断面構成によって格式を表現することで、試案で正殿の前方に設けられていた回廊と車寄が撤廃されて、建物全体が敷地西側に集約され、一般参賀の可能な広い前庭が敷地東側に確保された。これと連動して、車動線を敷地の東側と北側で処理することで南庭が試案よりも拡大されるとともに、東側の大広間棟を車寄・大広間・休所が複合された長大な建物とすることで、南側に大部屋のない開放的な構成が生み出され、ここに配された儀式参列者の動線が南庭への眺望によって演出された。なお、こうした広大な外部空間は、試案で策定された儀式計画を変更して儀礼空間の面積を縮小することで実現されたと考えられ、大規模な儀式の際には、通御式の謁見に動線空間を用い、食堂と大広間を併用するなど限られた空間を有効に使う臨機応変な対応が想定された。

外観意匠については、水平性を強調する姿勢がみられた。建物立面に適用された横長のプロポーションに加え、屋根については、勾配が緩めに設定され、軒先の見付けが薄くされるなど、軽快な意匠が追求された。また、各建物の正面では広くとられた柱間に幅いっぱいガラス窓が入れられ、内周部より細く設計された柱に加えて、方立、長押といった繊細な線材によって立面が構成されたが、こうした和風意匠は、棟から軒先まで一本で成型された銅瓦を用いた、技術開発を伴う屋根架構によって可能になったと考えられる。加えて、前庭の下に設けられた地下駐車場の検討過程からは、周辺の景観に配慮する姿勢が見出され、皇居前からのアプローチにおける景観のシーケンスを考慮し、車を地下に隠して建物前景を整然と見せることが意図された。

第4章では、第2章、第3章にかけて明らかにしたことを踏まえて、民主主義体制における国家事業として、どのような手続きで進められ、また設計の段階では「国民」の存在がどのように捉えられたのかという視点から、皇居宮殿の設計経緯を検討し、「戦後の宮殿」としての特徴を論じた。

皇居宮殿での造営計画では、民主的な事業計画の進め方を見出すことができた。試案の段階では、審議会で計画を説明することを想定して使用者あるいは注文者の立場から多角的に計画が検討され、また試案の完成後には、チーフデザイナーの選定や設計期間の延長、前庭の拡大といった専門家会合での要望が実施計画に採用され、高尾の発言からは積極的に外部諮問機関からの意見を取り入れようとする姿勢がみられた。

設計過程では、設計の主題として国民が意識されたと考えられ、外観表現においては、試案の段階から実施案に至るまで国民との親和性を表現することが目指された。また、外部諮問機関から、戦後の宮殿のあり方を象徴的に示すものとして一般参賀を宮殿前で行うことが要求されるとともに、戦後の宮殿のイメージとして現代性を表現することが求められたことで、実施案では、試案の段階で実施が見送られていた宮殿前庭での一般参賀が設計条件として復活し、外観表現におい



でも現代性が重視された。

試案から実施案にかけての設計内容を整理すると、こうした主題が反映されていることが確認でき、戦後の宮殿としての現代的な課題への対応として、以下の3点を見出した。

- ①フレキシビリティの導入——大規模な儀式に対応するための方法として導入された。すなわち、天皇・皇后との謁見については、部屋の形状に関係なく実施することができる通御式が計画されたことに伴って、平面計画もこれが想定され、一方、会食が行なわれる食堂では、人数に応じて適切な広さを確保するために可動式の間仕切りが計画された。
- ②モータリゼーションへの対応——試案から実施案にかけて一貫して効率的な車動線が追求され、実施案では、広い前庭やその地下に設置された駐車場によって車が処理されたことで、南庭が広く確保されるとともに、車を地下に隠すことが可能となり、周辺の景観にも配慮された。
- ③ダイナミックな参殿者の動線演出——実施案では、玄関から正殿へと至る参殿者の動線が南庭をめぐるようにとられ、さらに、この動線上では敷地の傾斜に対応して床レベルが徐々に上るよう設計され、外部空間と密接に関係づけることで参殿者の動線が演出された。

以上のように、皇居宮殿の設計経緯では、宮内庁が民主的な検討プロセスを目指すとともに、設計主体が主題として「国民」の存在を一貫して意識したことで、戦後日本の民主主義社会に相応しい宮殿としての特徴が形成していったと考えられる。

## 関連論文目録

### 〈本論に関する審査論文〉

- ・ 皇居新宮殿における宮内試案の意図（第2章に対応）  
小畑俊介・山崎鯛介  
日本建築学会計画系論文集，第768号 2020年2月 掲載予定
- ・ 皇居新宮殿の実施案に反映された高尾亮一と吉村順三の設計思想（第3章に対応）  
小畑俊介  
日本建築学会計画系論文集，審査中

### 〈本論に関する口頭発表論文〉

- ・ 皇居新宮殿における宮内庁試案の設計経緯  
小畑俊介・山崎鯛介  
日本建築学会大会学術講演梗概集 F-2, pp. 183-184, 2017年
- ・ 高尾亮一による皇居新宮殿の設計方針の策定  
小畑俊介・山崎鯛介  
日本建築学会大会学術講演梗概集 F-2, pp. 581-582, 2019年

## 資料編

A. 宮内庁計画案図面

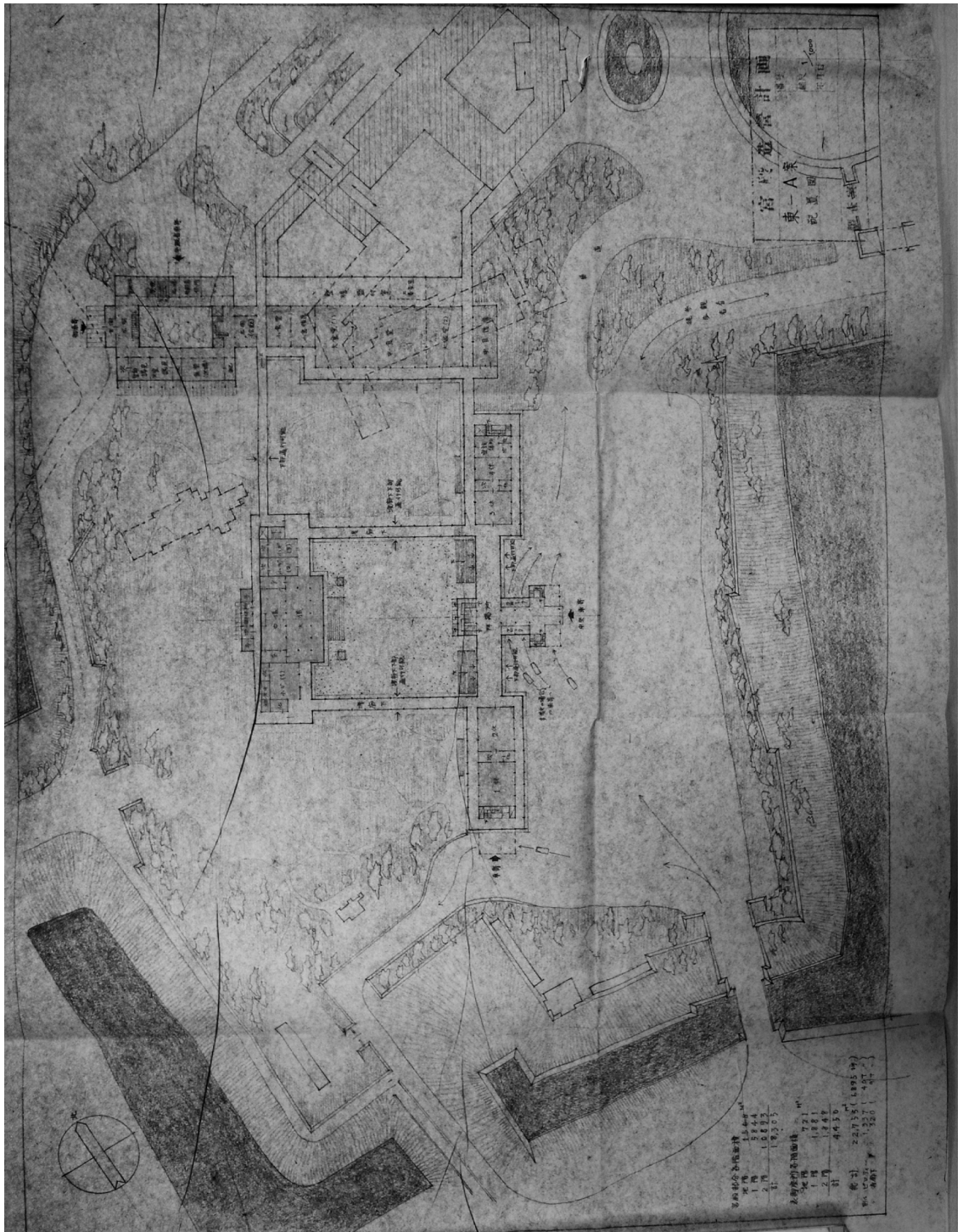
B. 基本設計図面

## A. 宮内庁計画案図面

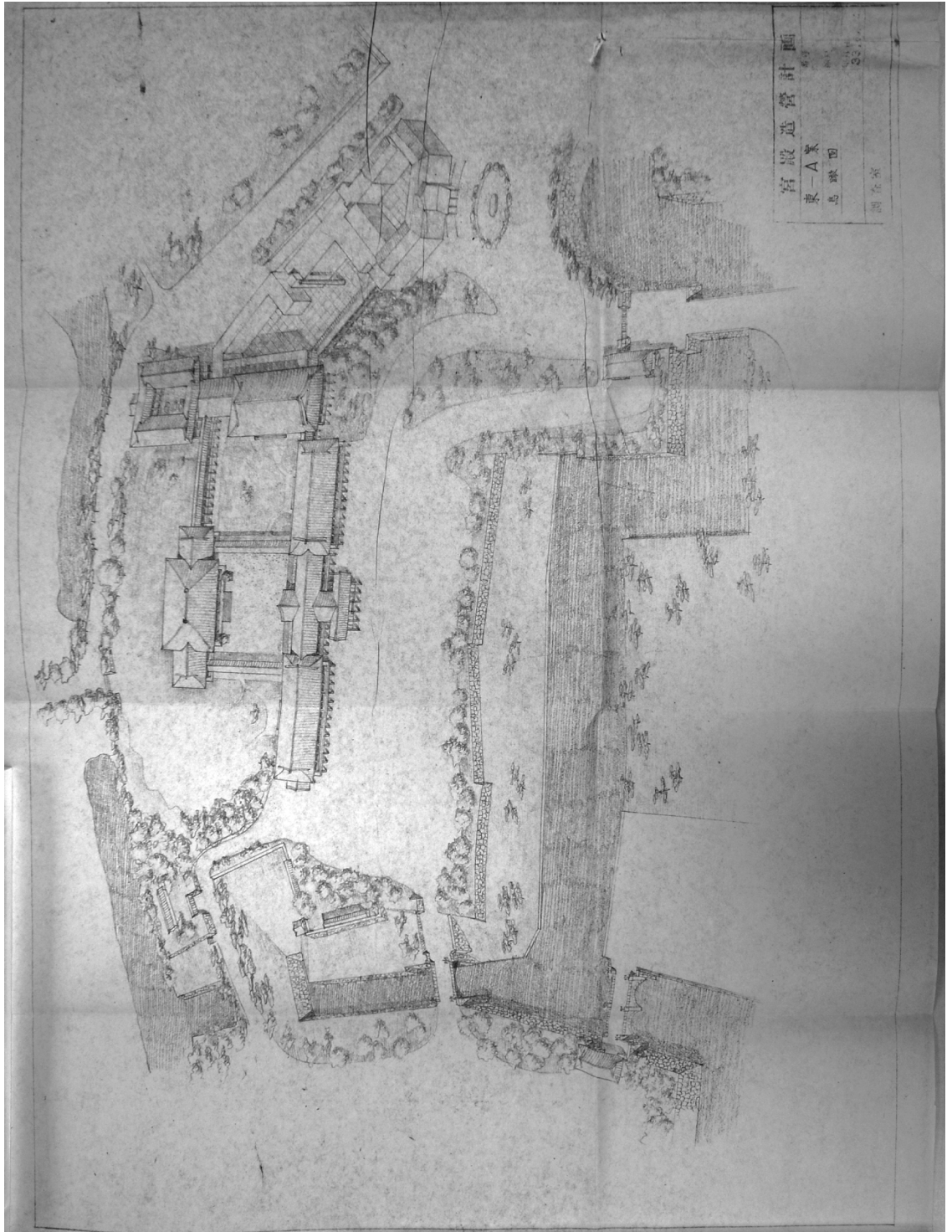
出典：宮内庁書陵部所蔵『皇居造営録』

- ・図版はすべて資料を筆者が撮影したものをを用いた。
- ・表題は論文内の表記に合わせて筆者が記した。
- ・( ) は図面に記載されている表題、縮尺、日付。
- ・■は不明

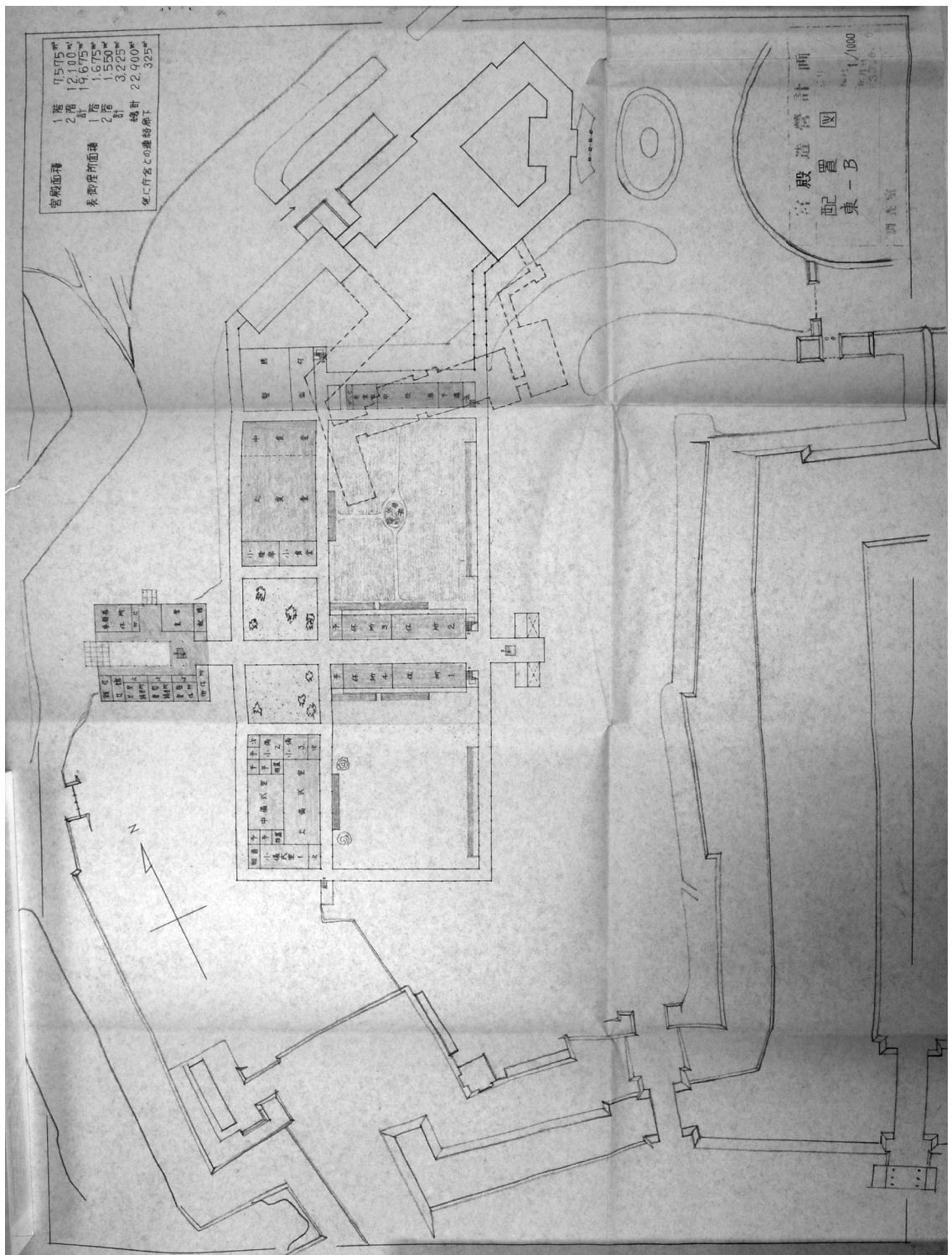
1. 初期案 東-A 配置図 (東-A 案 配置図、1:1000)
2. 初期案 東-A 鳥瞰図 (東-A 案 鳥瞰図、昭和 33 年 6 月 ■日)
3. 初期案 東-B 配置図 (東-B 配置図、1:1000、昭和 33 年 6 月 6 日)
4. 初期案 東-B 鳥瞰図 (東-B 鳥瞰図、昭和 33 年 6 月 5 日)
5. 初期案 東-C 配置図 (東-C 配置図、1:1000、昭和 33 年 5 月 31 日)
6. 初期案 東-C 鳥瞰図 (東-C 配置図、1:1000、昭和 33 年 5 月 30 日)
7. 初期案 南-A 配置図 (南-A 配置図、1:1000、昭和 33 年 6 月 9 日)
8. 初期案 南-A 配置図 (南-A 鳥瞰図、1:1000、昭和 33 年 6 月 8 日)
9. 初期案 南-B 配置図 (南-B 配置図、1:1000、昭和 33 年 6 月 5 日)
10. 初期案 南-B 配置図 (南-B 鳥瞰図、昭和 33 年 6 月 2 日)
11. 初期案 南-C 配置図 (南-C 配置図、1:1000、昭和 33 年 6 月 4 日)
12. 初期案 南-C 配置図 (表記なし)
13. 中間案 -  $\alpha$  配置図兼主階平面図 (南-B 鳥瞰図、昭和 33 年 6 月 2 日)
14. 中間案 -  $\alpha$  1 階平面図 (宮殿平面図 (案) 1 階平面、1/1000、昭和 33 年 8 月 6 日)
15. 中間案 -  $\alpha$  3 階平面図及び屋根伏図  
(宮殿平面図 (案) 3 階平面、1/1000、昭和 33 年 8 月 6 日)
16. 中間案 -  $\alpha$  鳥瞰図 (鳥瞰図)
17. 中間案 -  $\beta$  配置図 (昭和 33 年 7 月 21 日)
18. 中間案 -  $\beta$  鳥瞰図 (昭和 33 年 7 月 29 日)
19. 最終案 配置図 (配置図、1:1000、昭和 34 年 3 月 3 日)
20. 最終案 主階平面図  
(平面図 宮殿 2 階 表御座所 2, 3 階、1:500、昭和 34 年 2 月 24 日)
21. 最終案 1 階平面図  
(平面図 宮殿 1 階 表御座所 1 階、1:500、昭和 34 年 2 月 24 日、〈訂正〉昭和 34 年 3 月 16 日、昭和 34 年 3 月 18 日、昭和 34 年 3 月 28 日)
22. 最終案 屋根伏図  
(平面図 宮殿屋根伏、1:500、昭和 34 年 3 月 2 日)



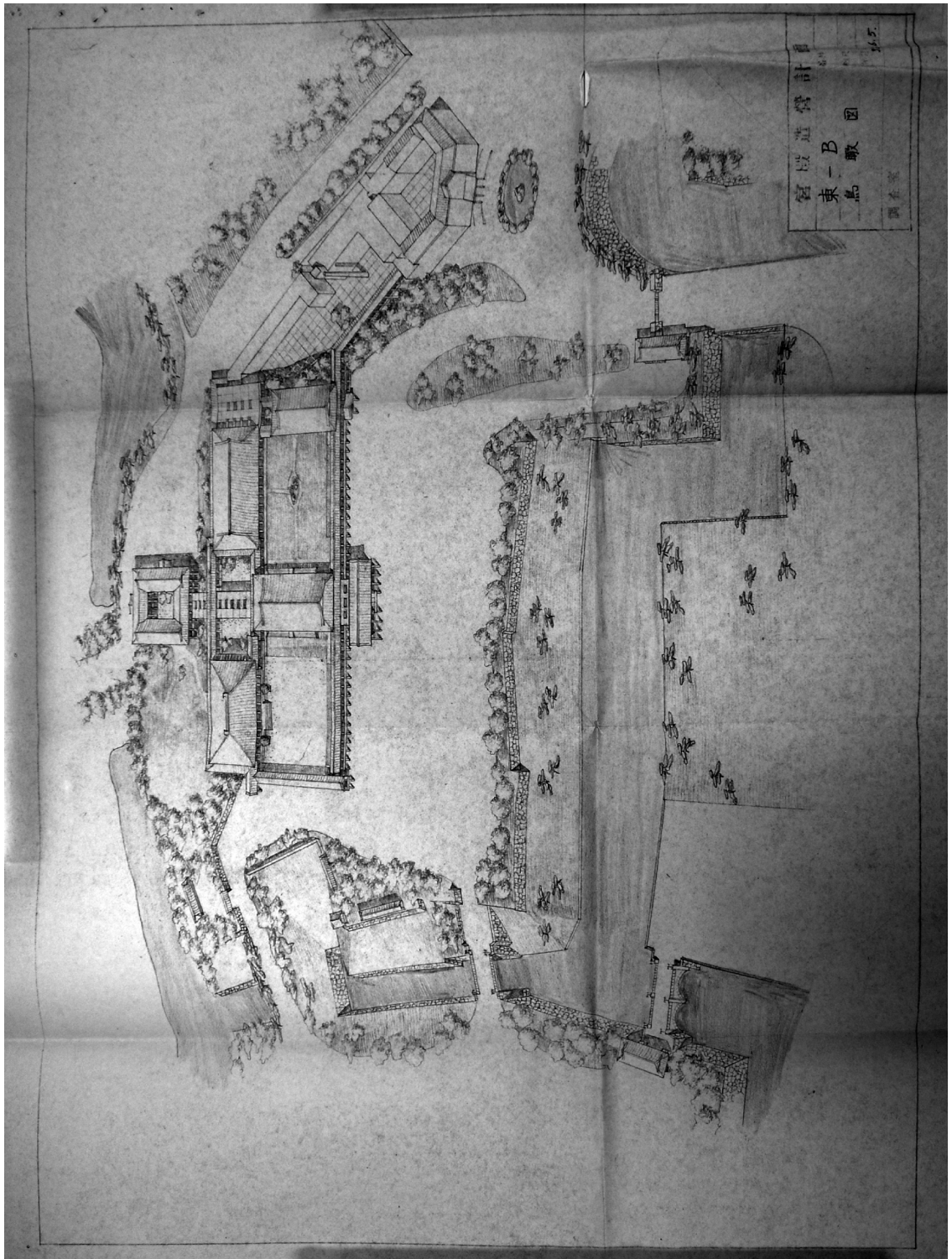
1. 初期案 東-A 配置圖  
(東-A案 配置圖、1:1000)



2. 初期案 東-A 鳥瞰図  
(東-A案 鳥瞰図、昭和33年6月■日)

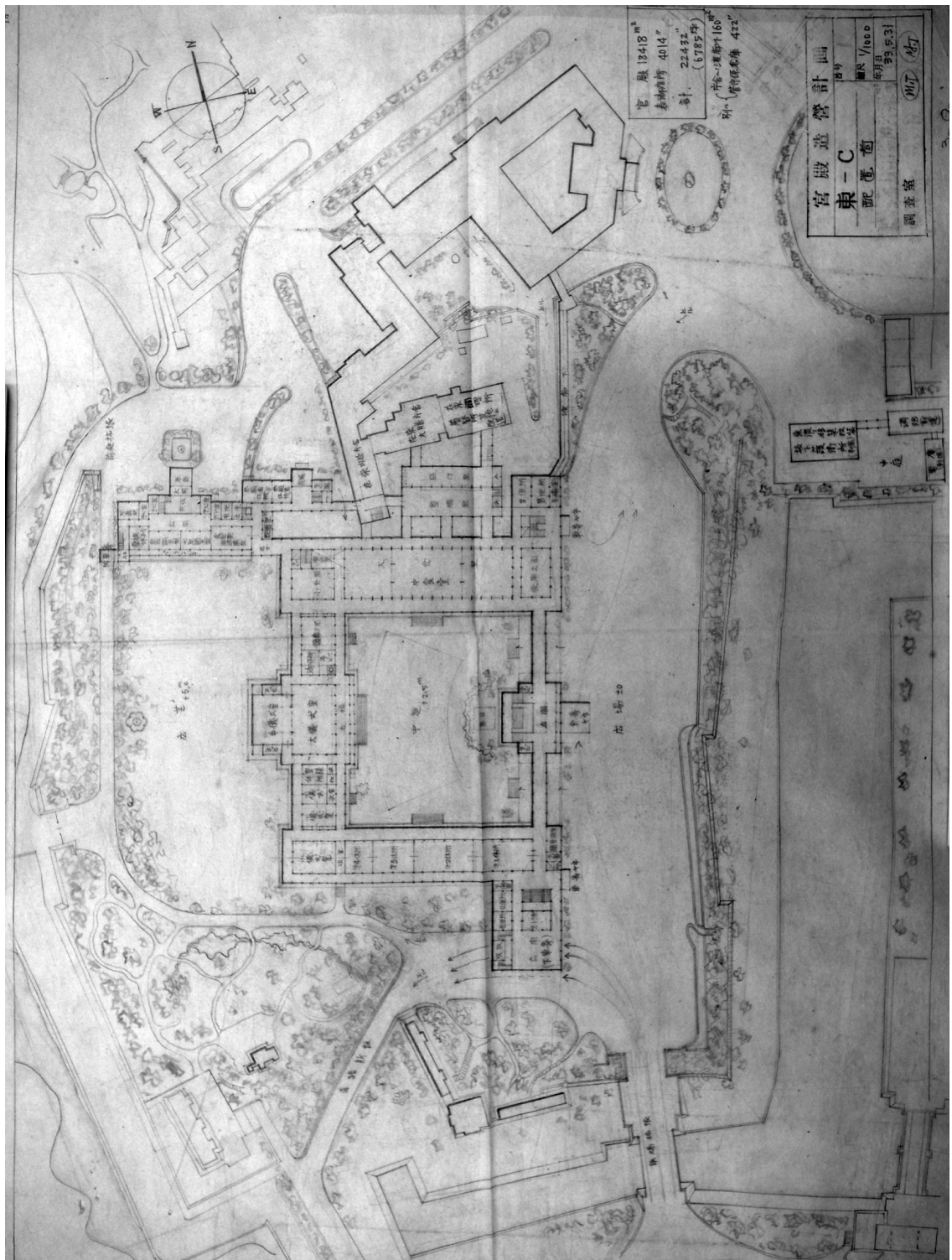


3. 初期案 東-B 配置図  
(東-B 配置図、1 : 1000、昭和 33 年 6 月 6 日)

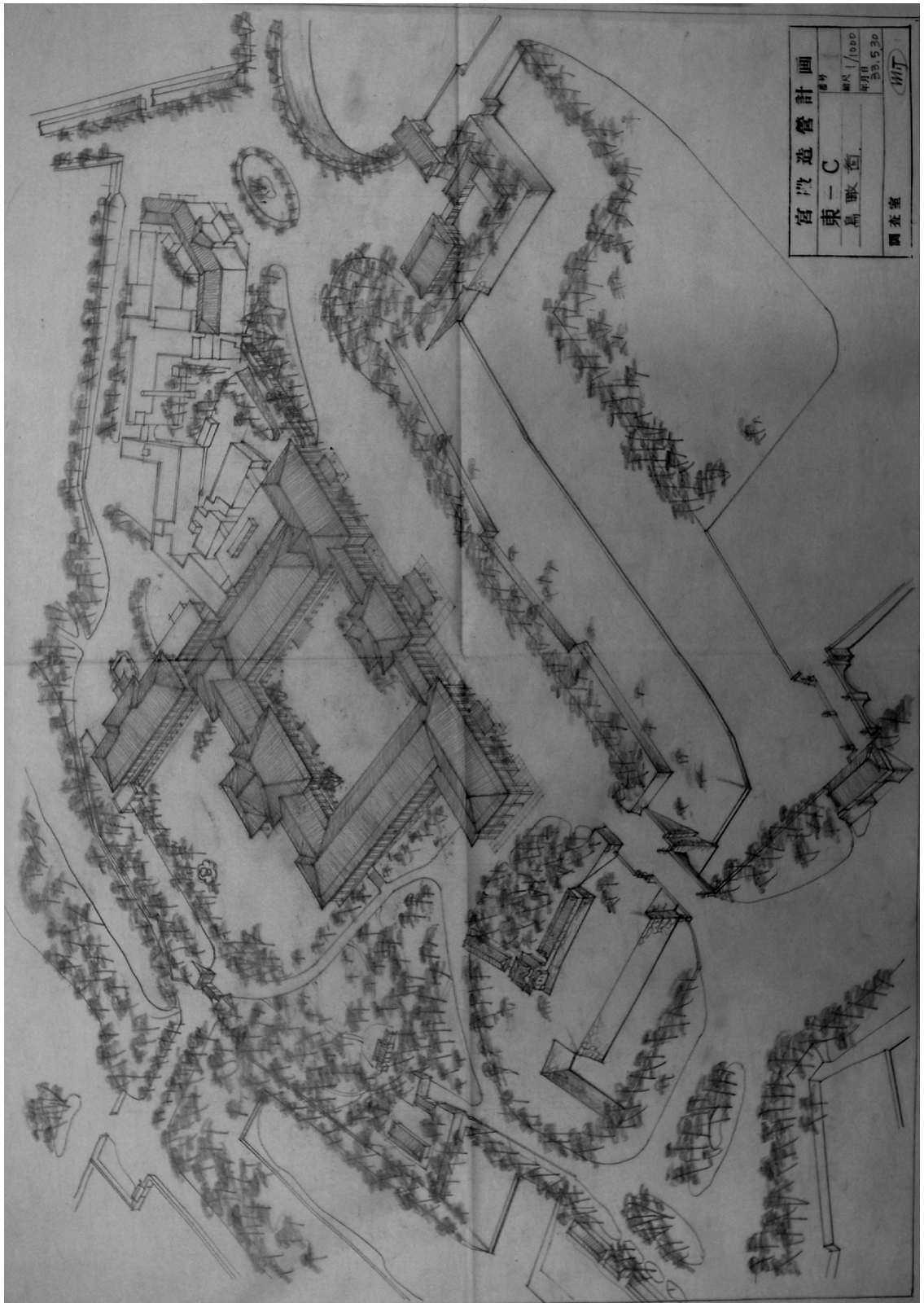


4. 初期案 東-B 鳥瞰図  
(東-B 鳥瞰図、昭和 33 年 6 月 5 日)

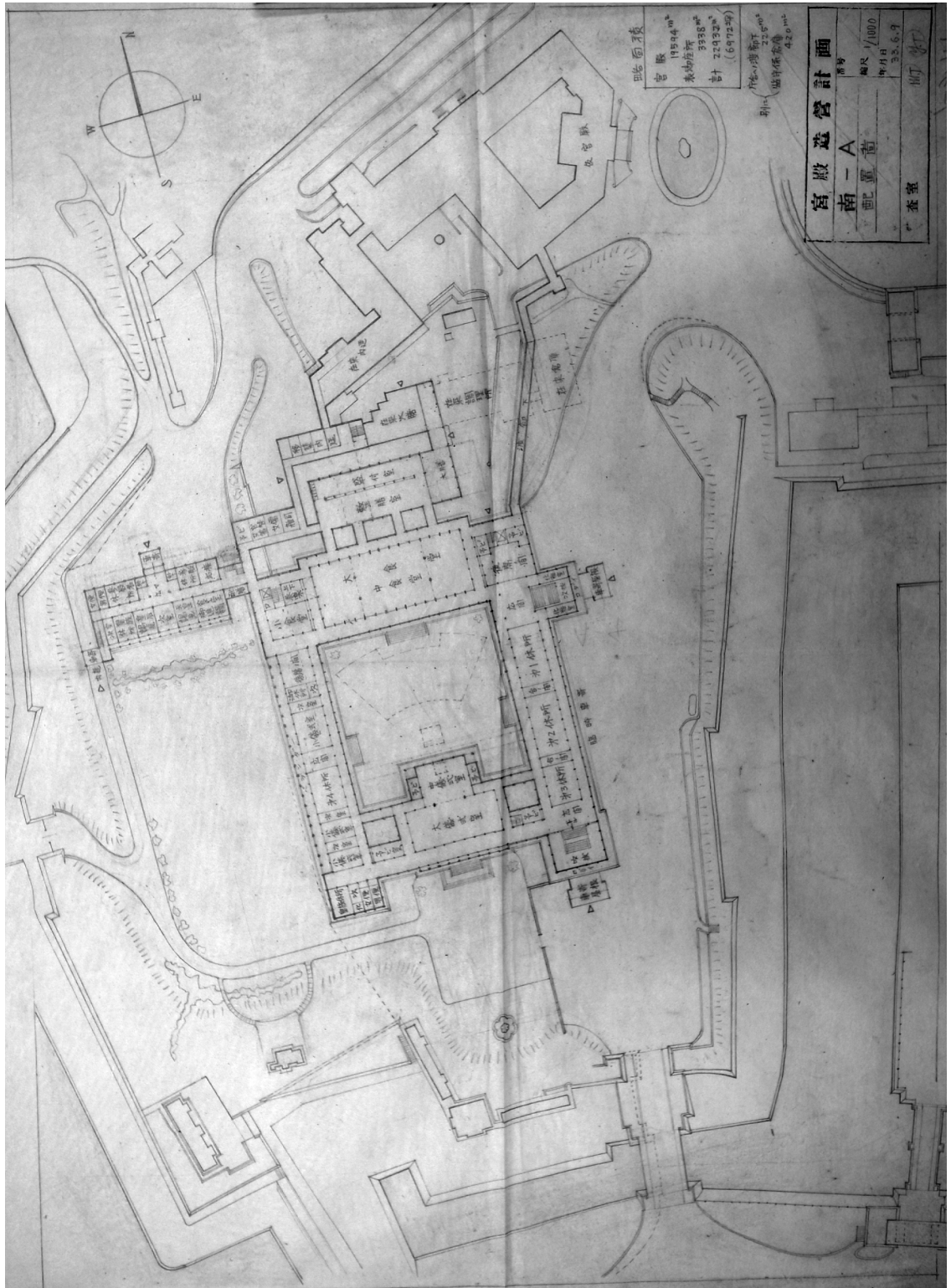




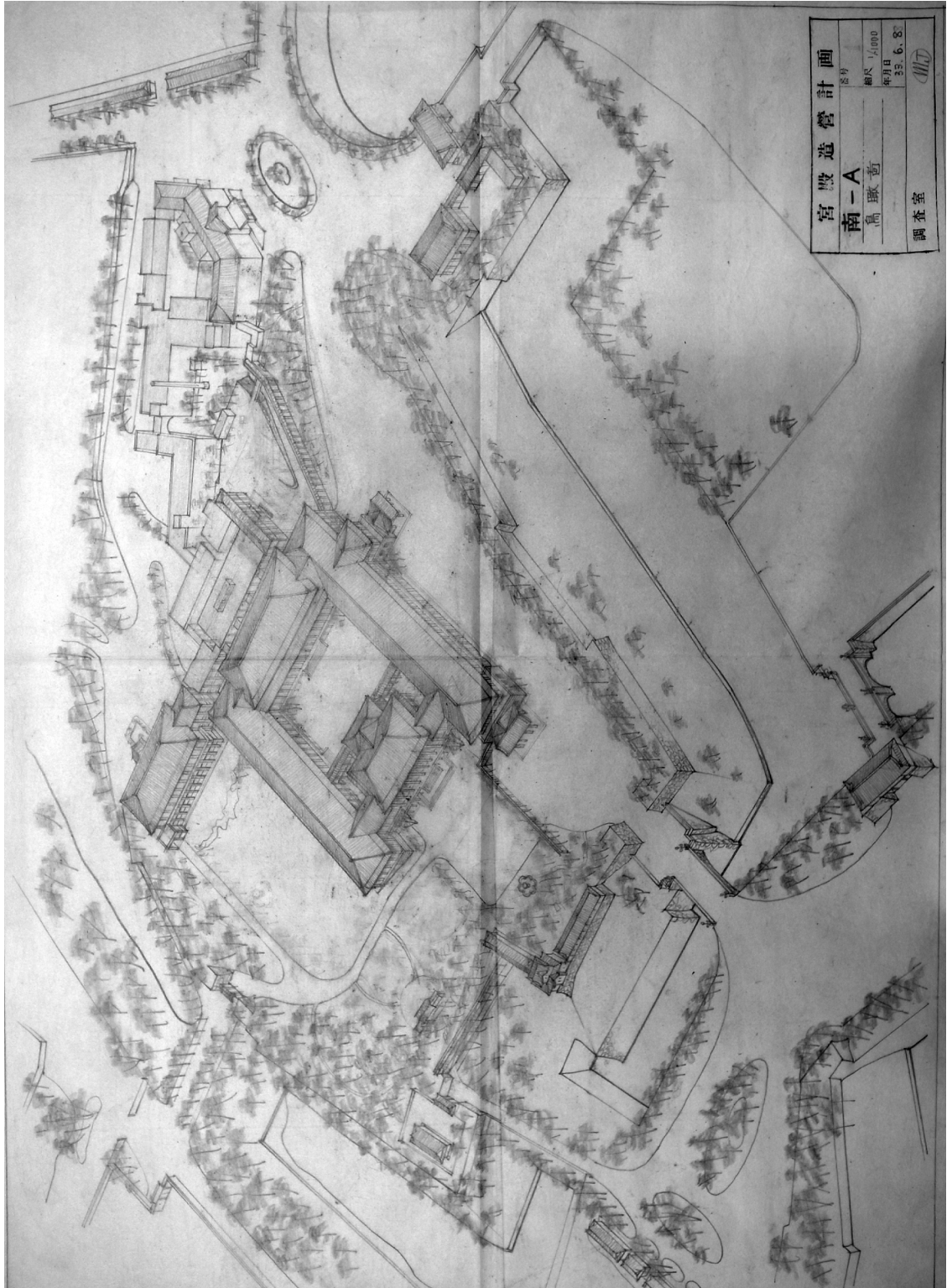
5. 初期案 東-C 配置図  
 (東-C 配置図、1:1000、昭和 33 年 5 月 31 日)



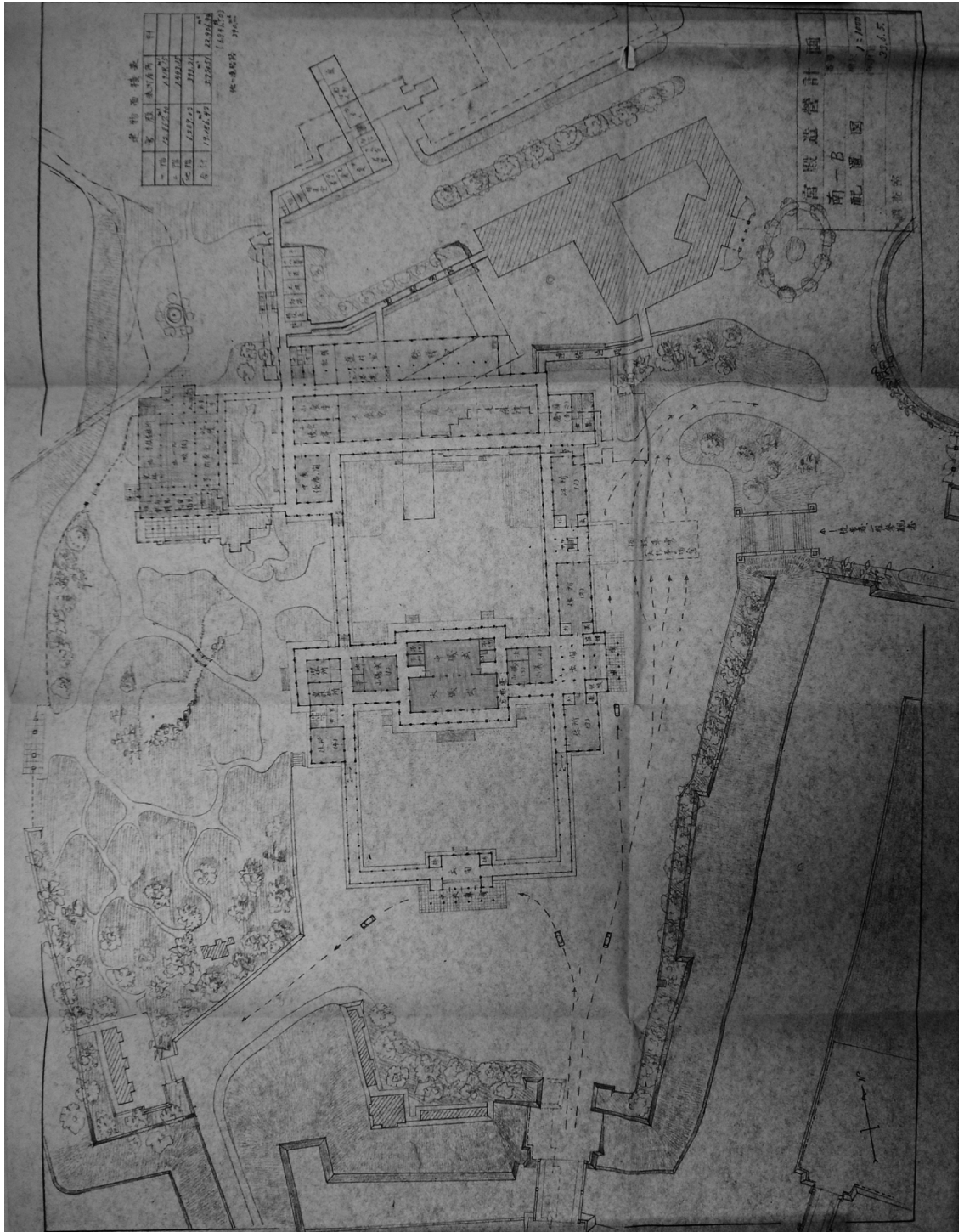
6. 初期案 東-C 鳥瞰図  
 (東-C 配置図、1:1000、昭和33年5月30日)



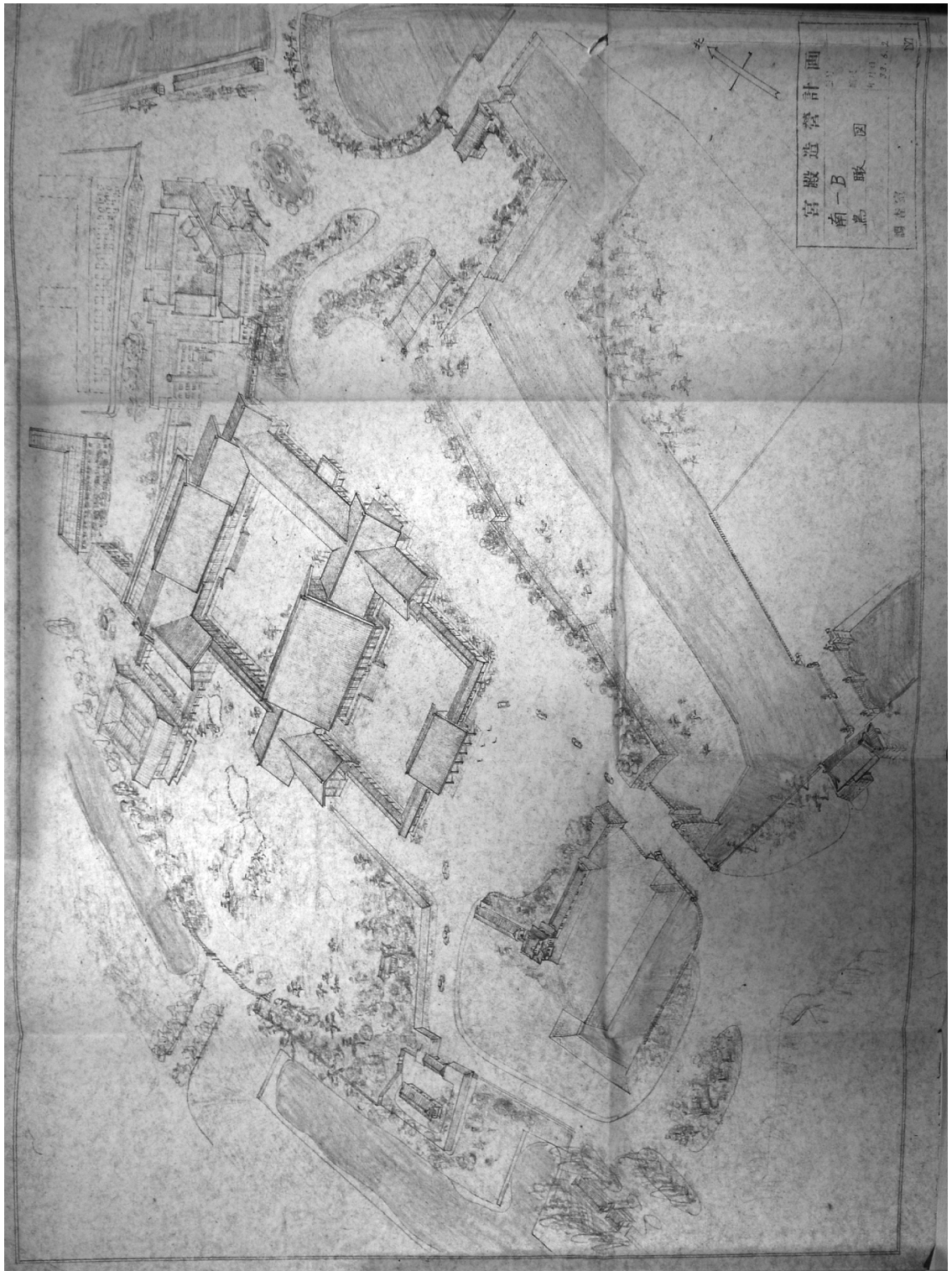
7. 初期案 南-A 配置図  
 (南-A 配置図、1:1000、昭和 33 年 6 月 9 日)



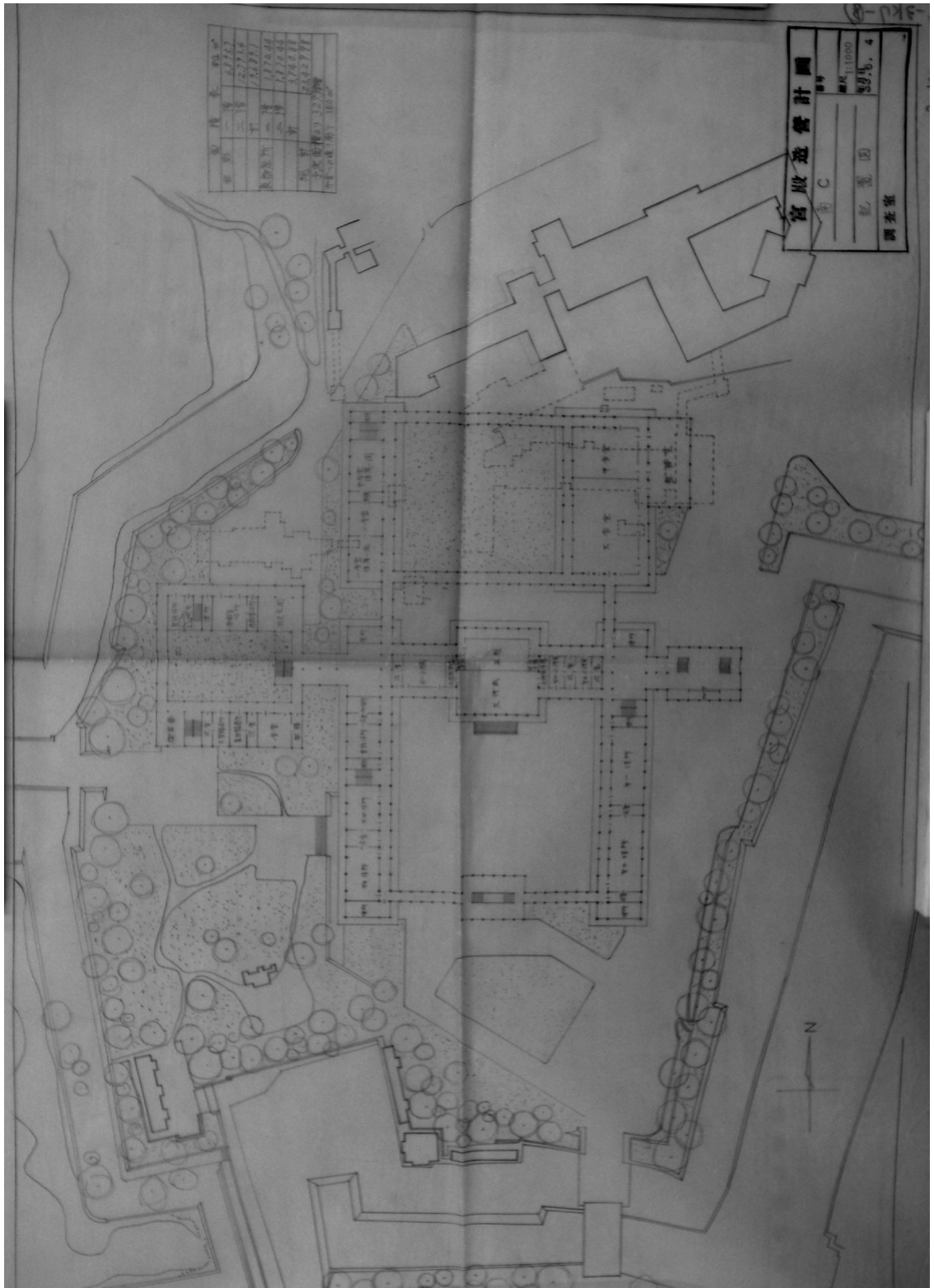
8. 初期案 南-A 鳥瞰図  
 (南-A 鳥瞰図、1:1000、昭和33年6月8日)



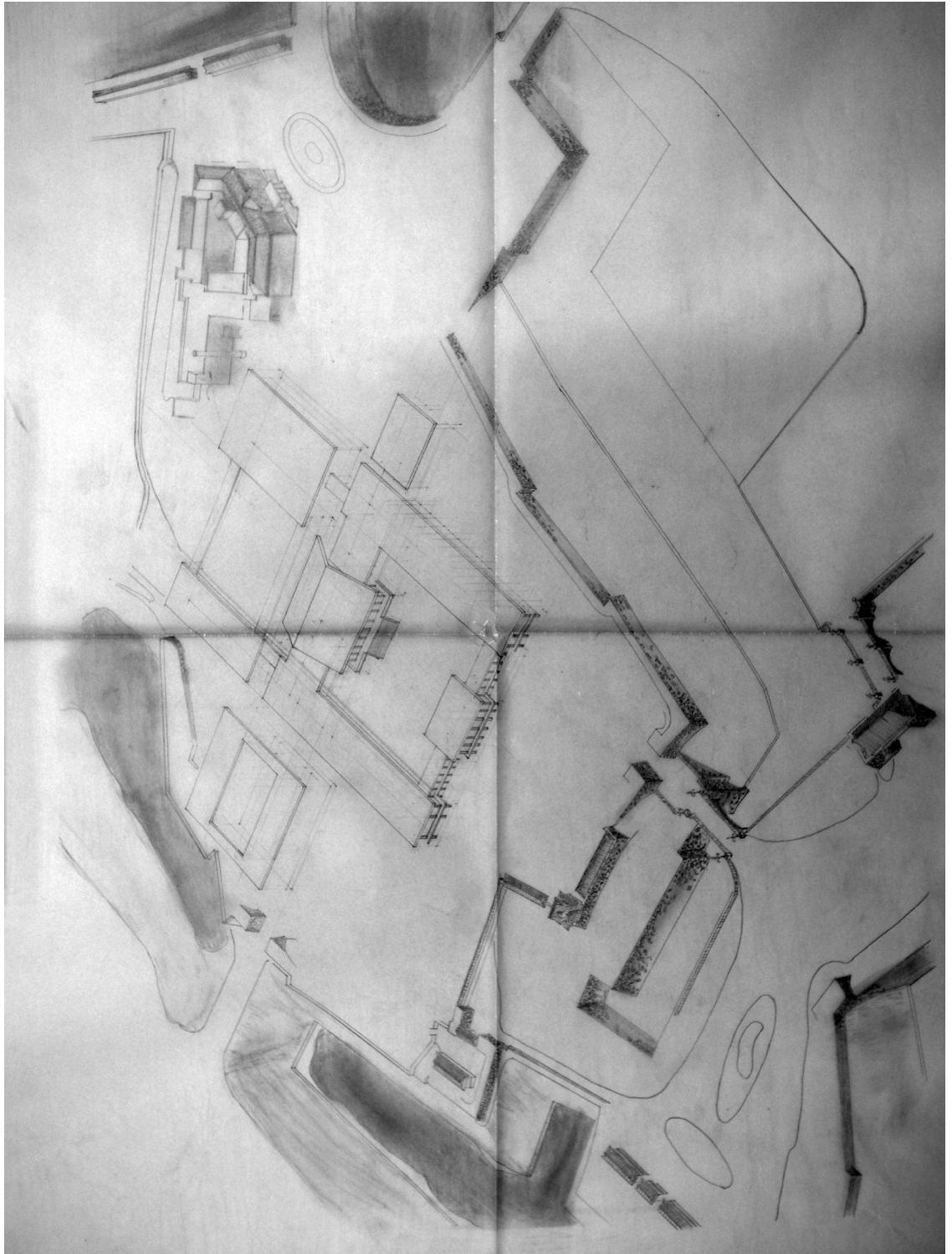
9. 初期案 南-B 配置图  
(南-B 配置图、1:1000、昭和33年6月5日)



10. 初期案 南-B 配置図  
(南-B 鳥瞰図、昭和33年6月2日)

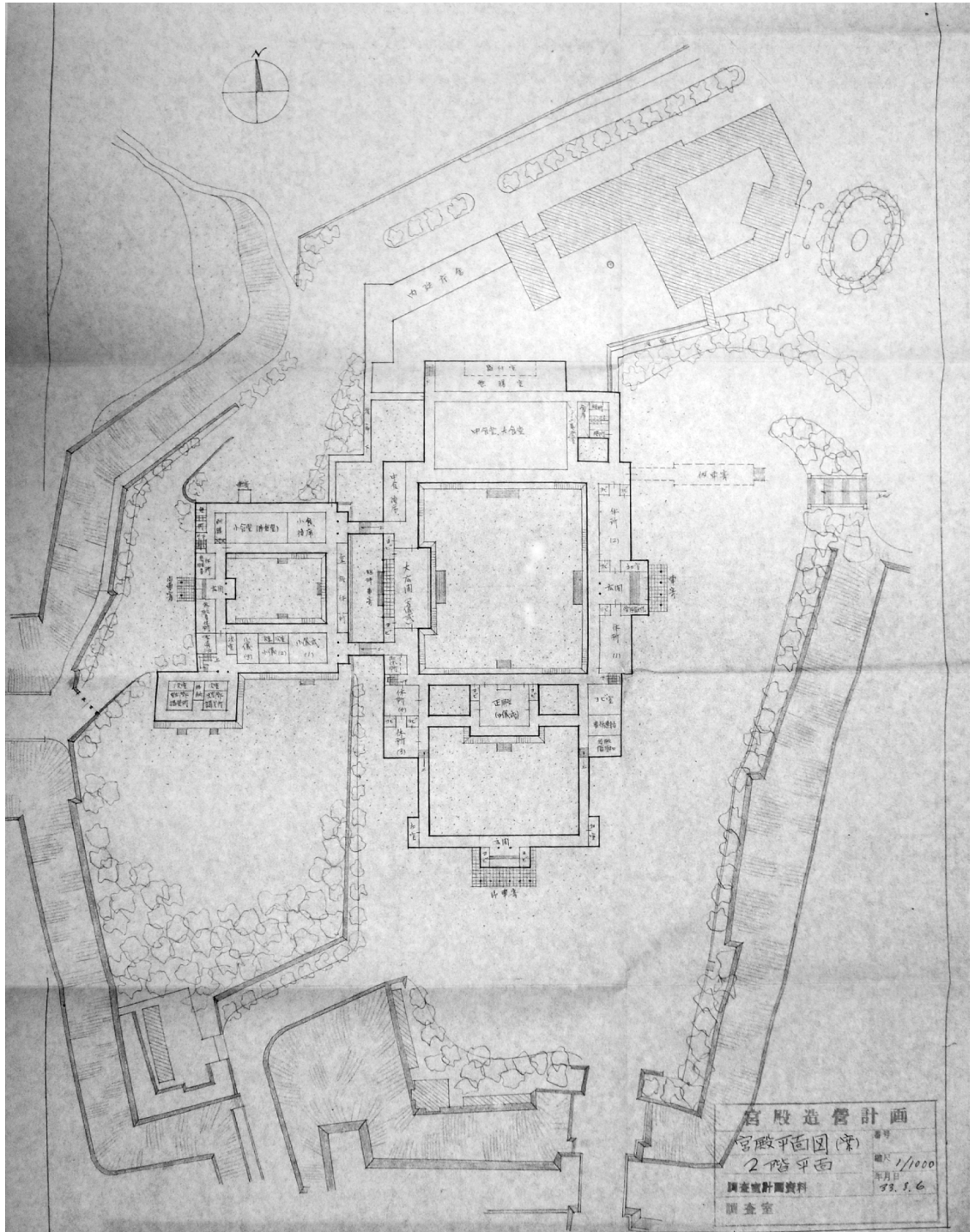


11. 初期案 南-C 配置図  
(南-C配置図、1:1000、昭和33年6月4日)

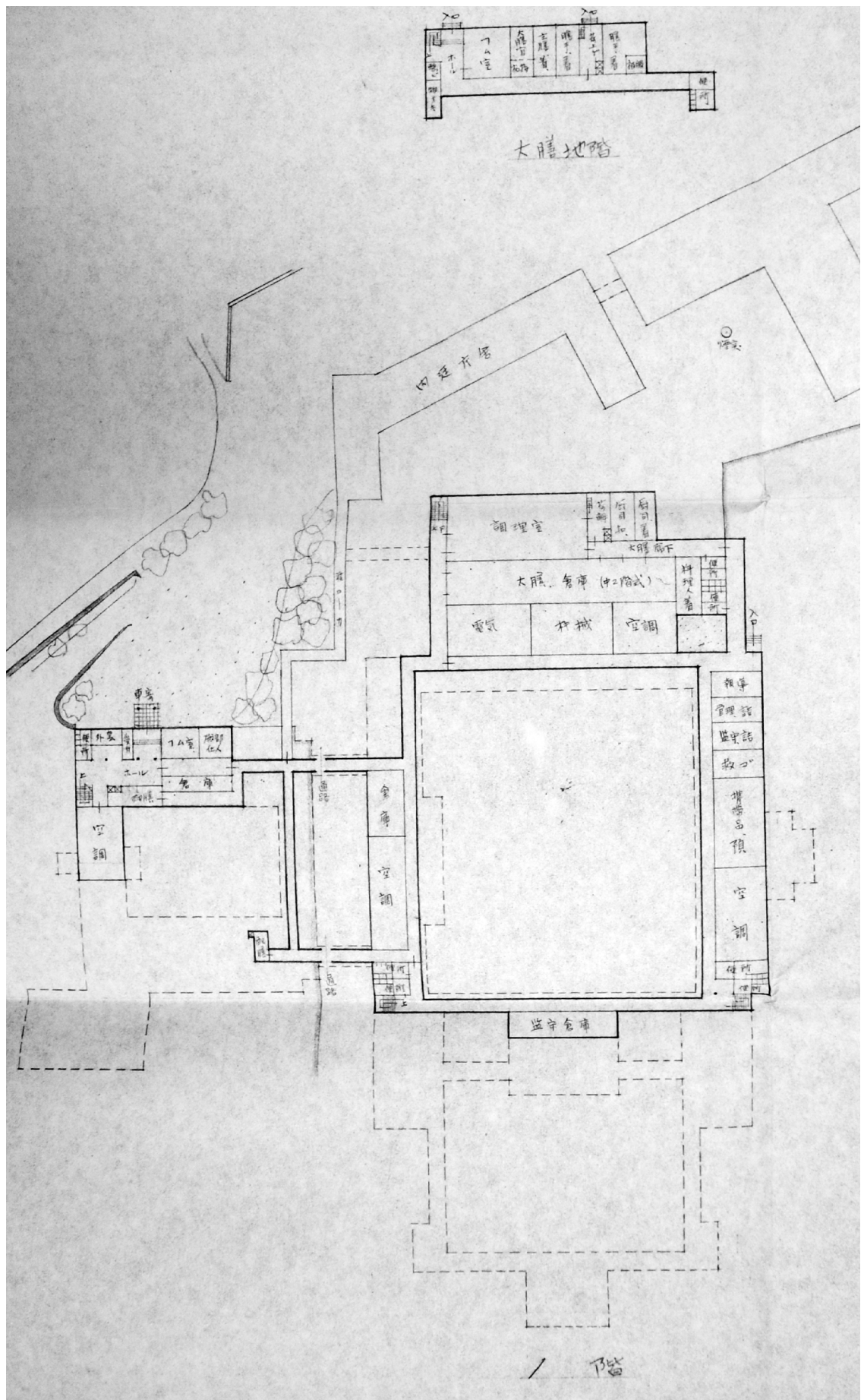


12. 初期案 南-C 配置図  
(表記なし)



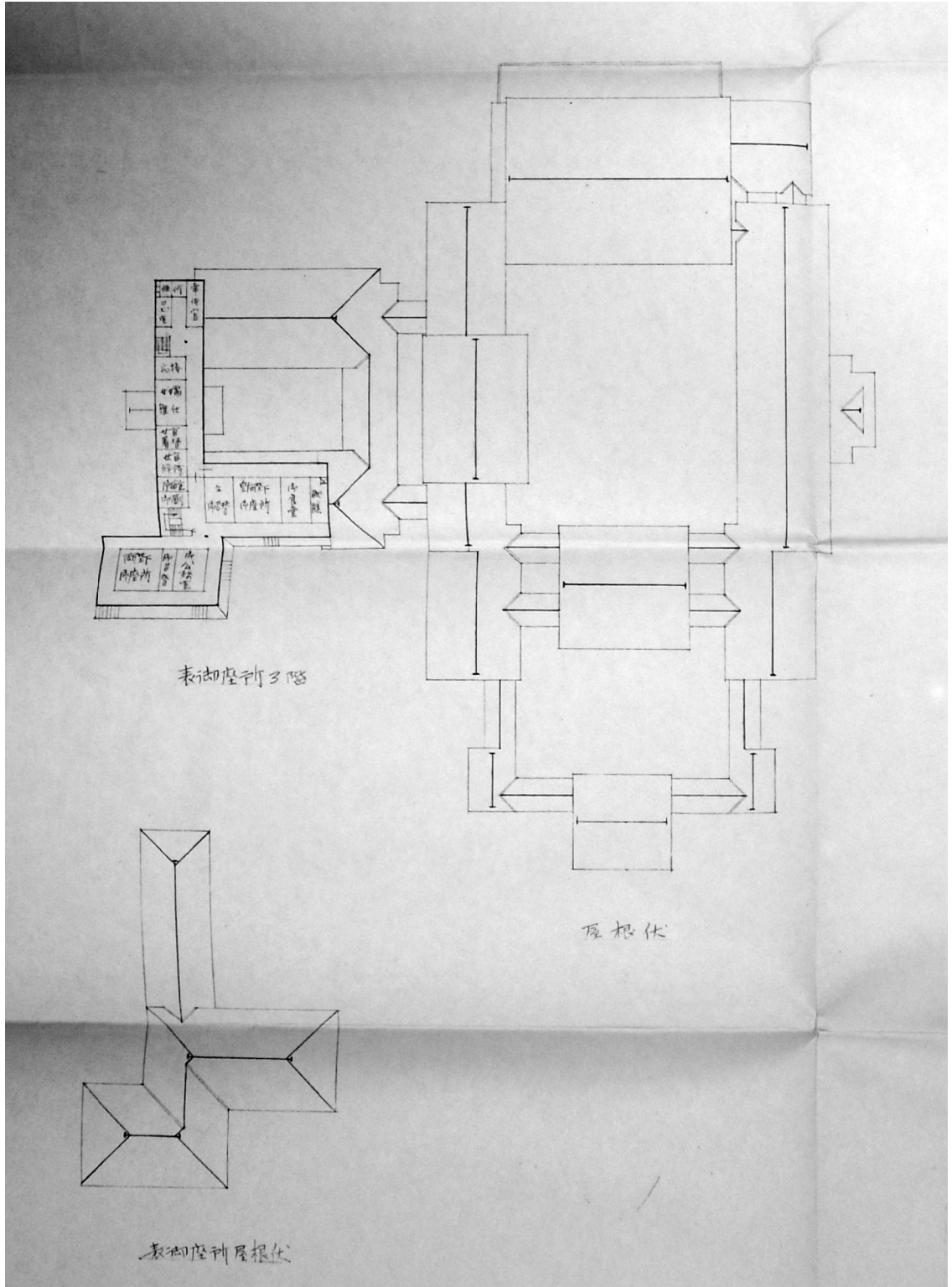


13 中間案 - α 配置図兼主階平面図  
 (南-B 鳥瞰図、昭和 33 年 6 月 2 日)

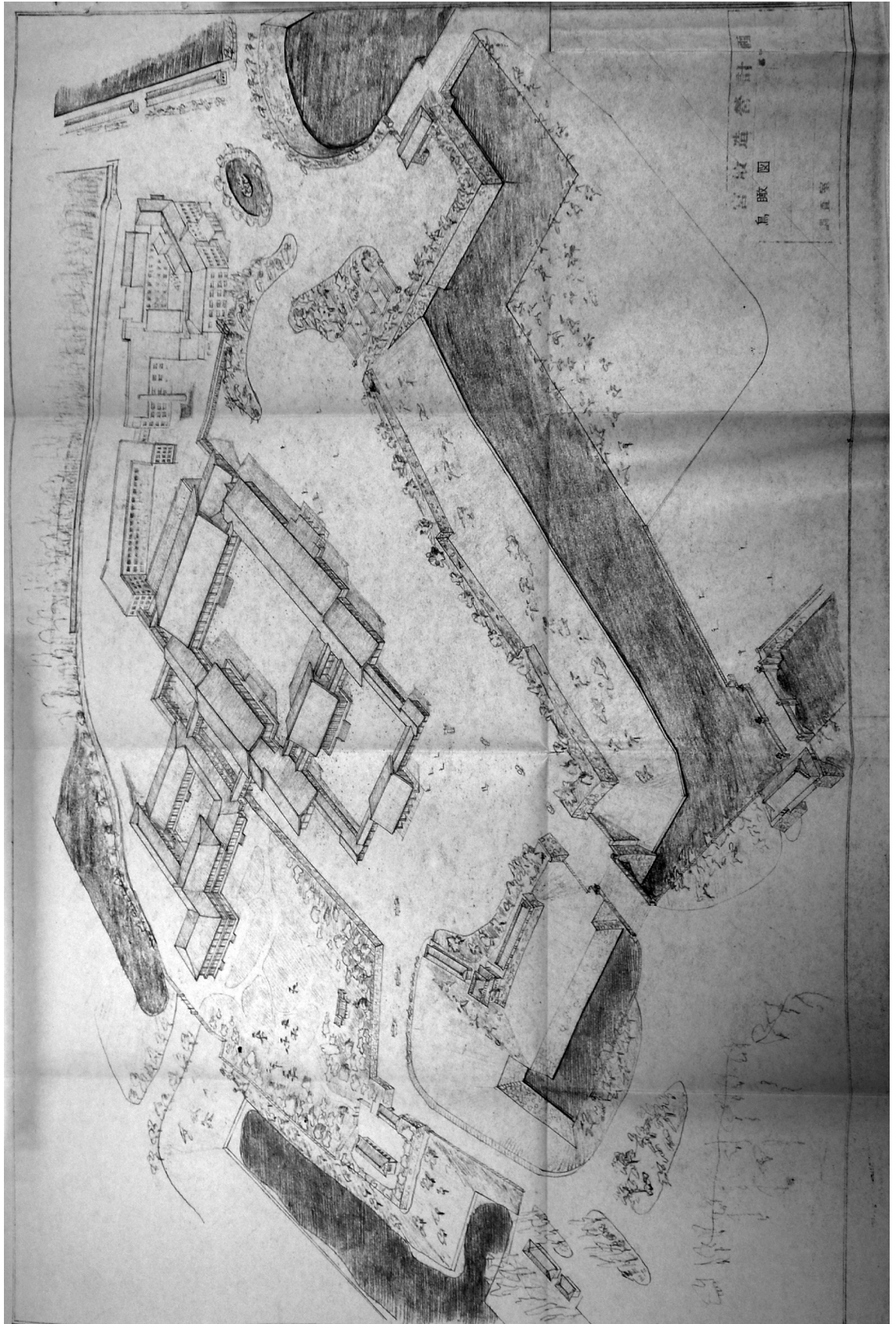


14. 中間案 - α 1階平面図

(宮殿平面図(案) 1階平面、1/1000、昭和33年8月6日)

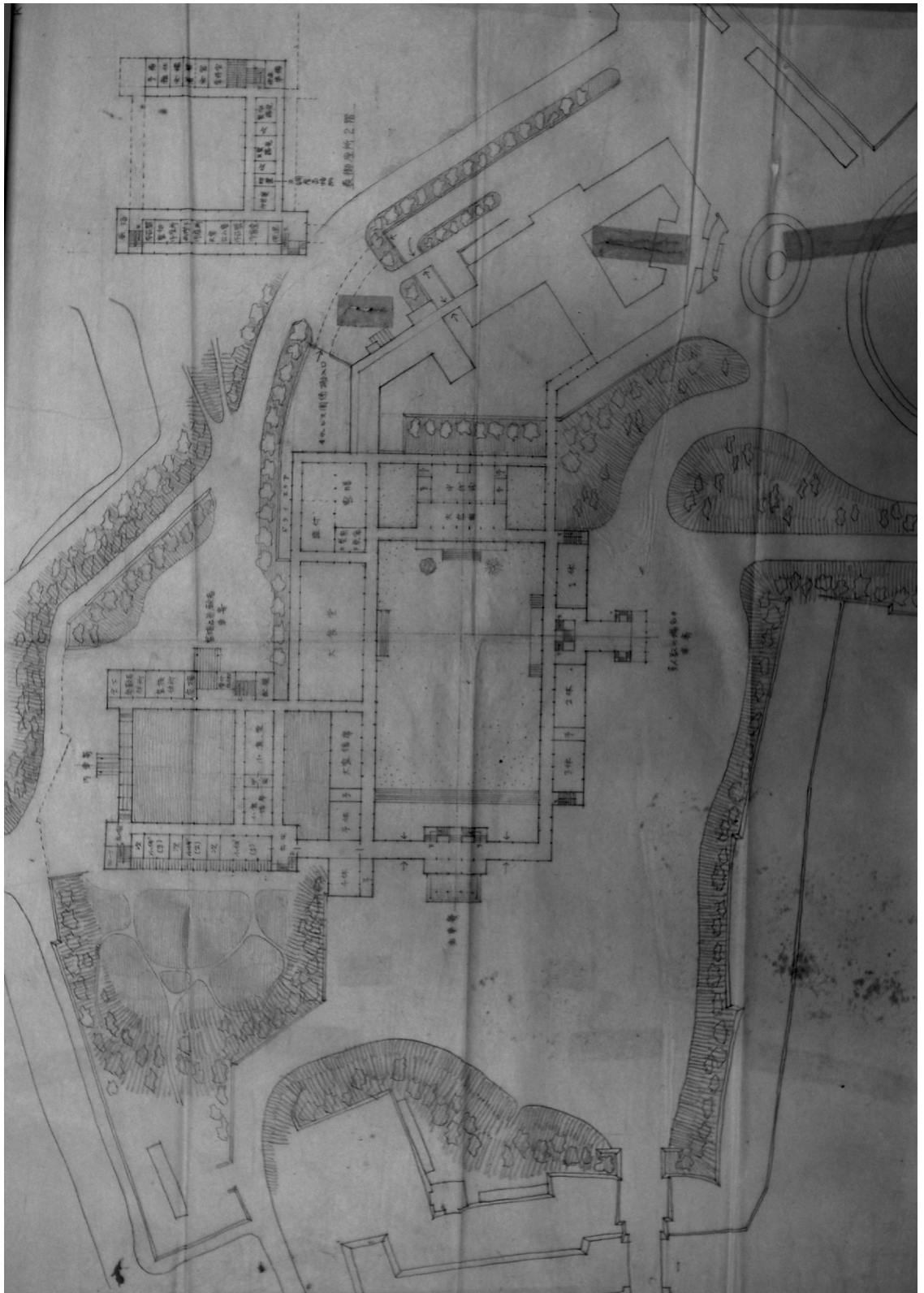


15. 中間案 - α 3階平面図及び屋根伏図  
 (宮殿平面図(案)3階平面、1/1000、昭和33年8月6日)

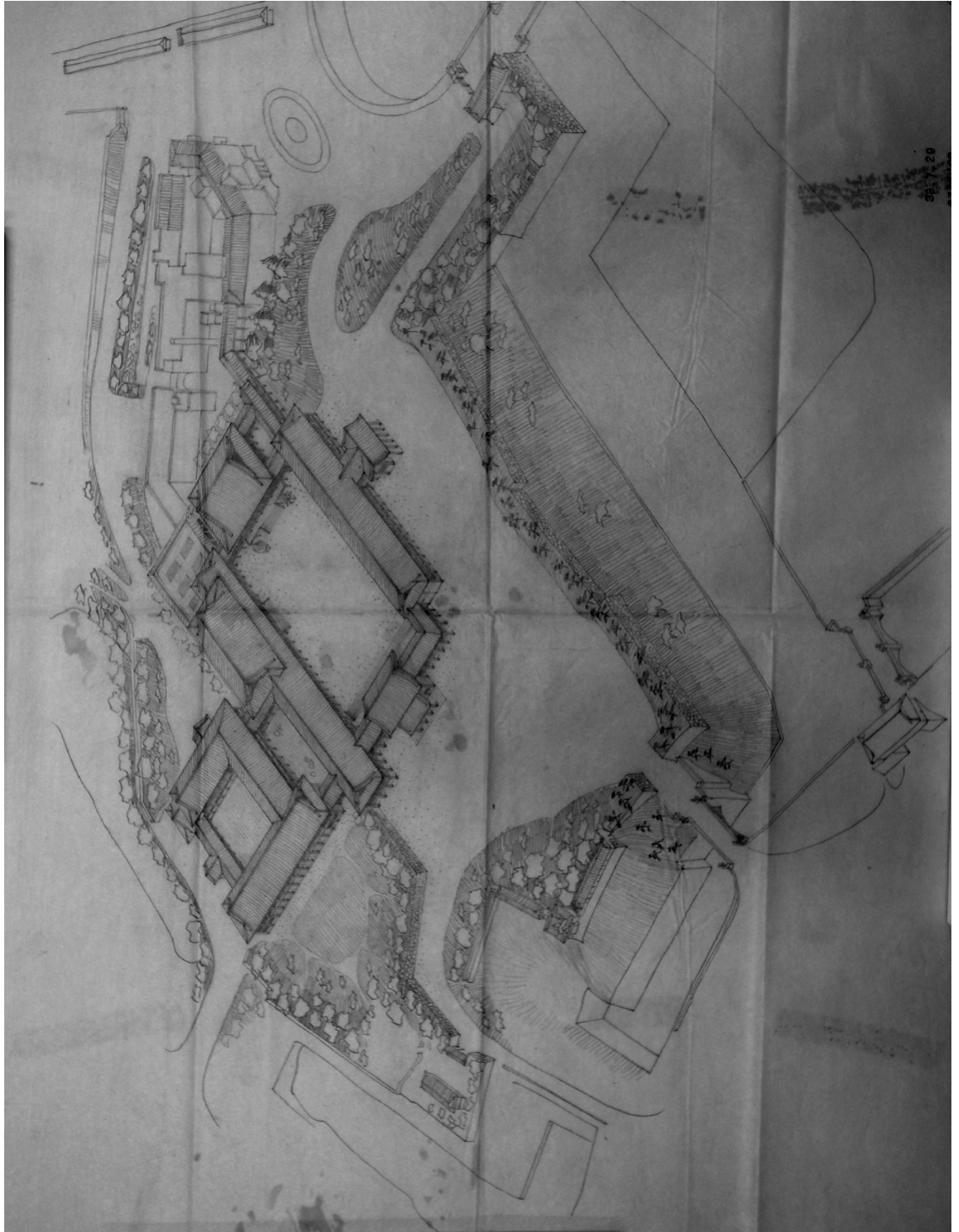


鳥瞰圖  
設計圖

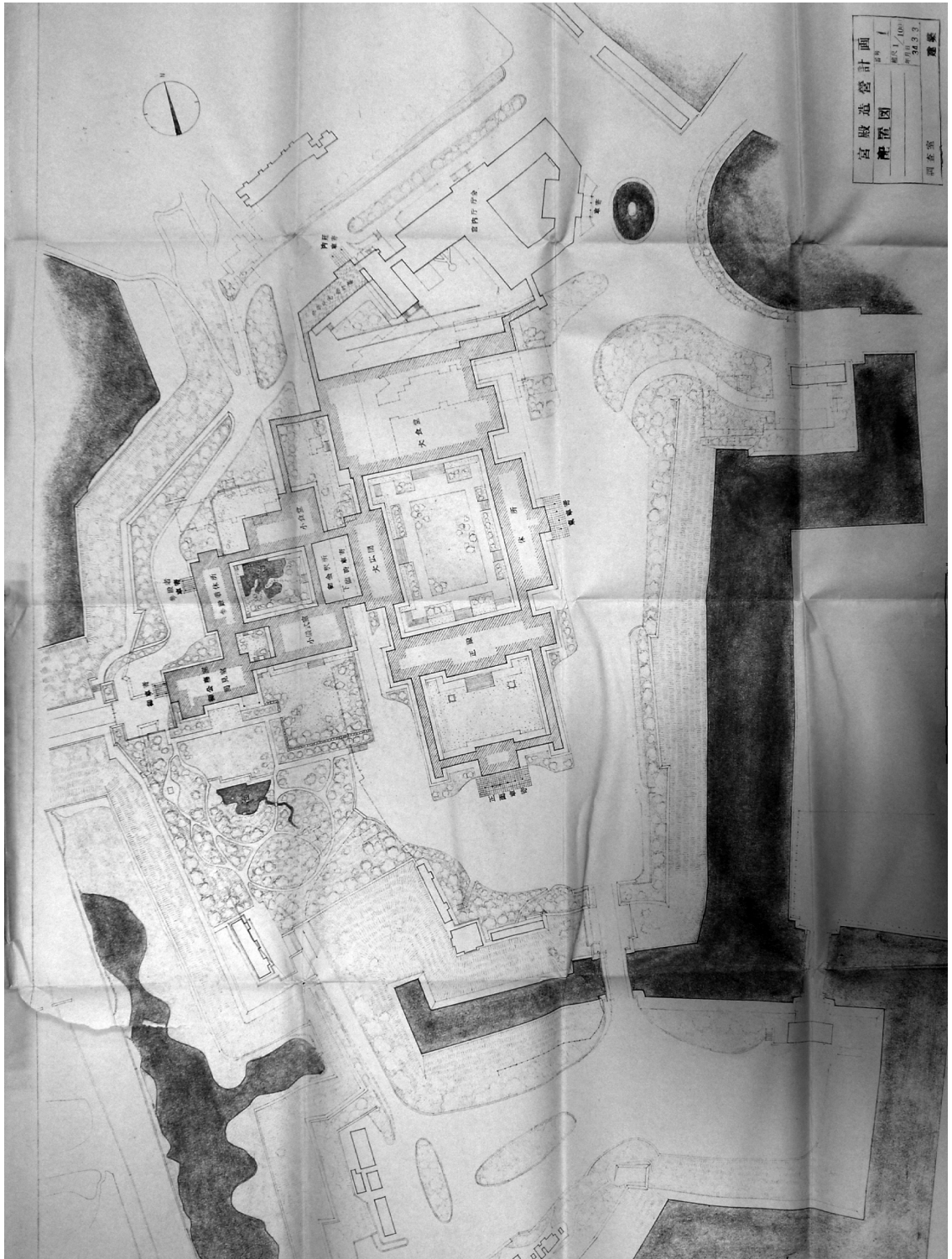
16. 中間案 - α 鳥瞰圖  
(鳥瞰圖)



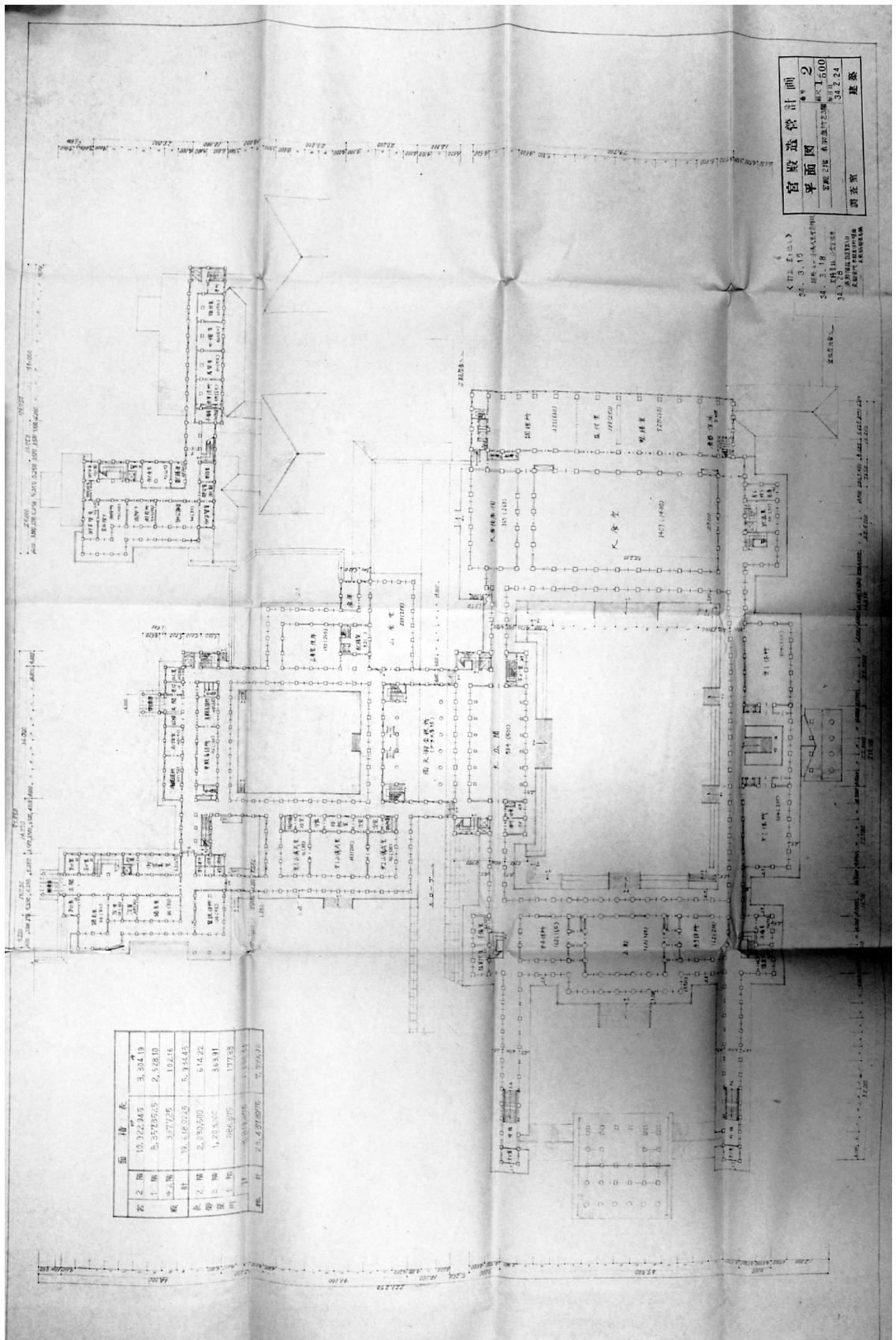
17. 中間案 -  $\beta$  配置図  
(昭和 33 年 7 月 21 日)



18. 中間案 -  $\beta$  鳥瞰図  
(昭和 33 年 7 月 29 日)

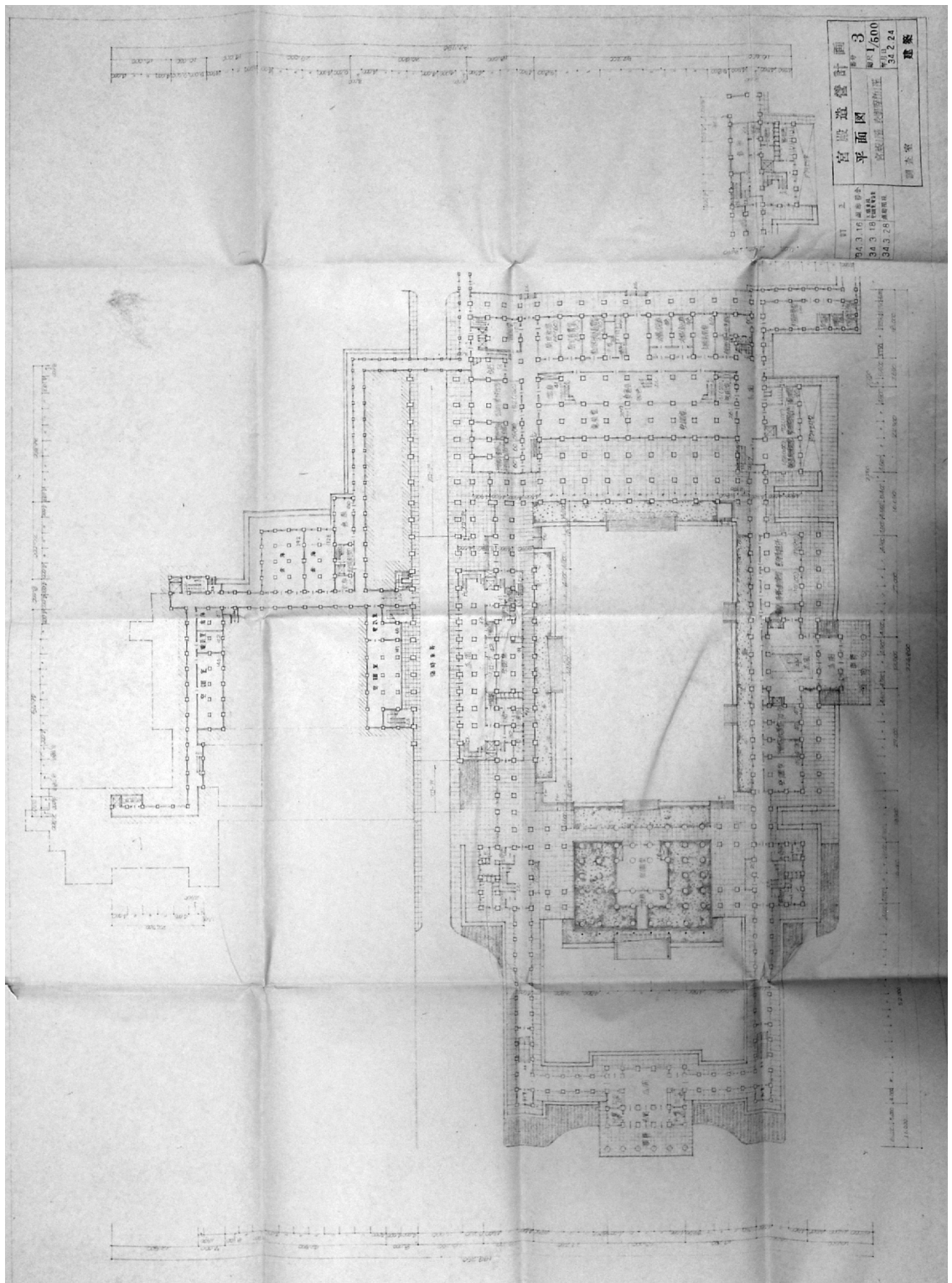


19. 最終案 配置図  
 (配置図、1:1000、昭和34年3月3日)



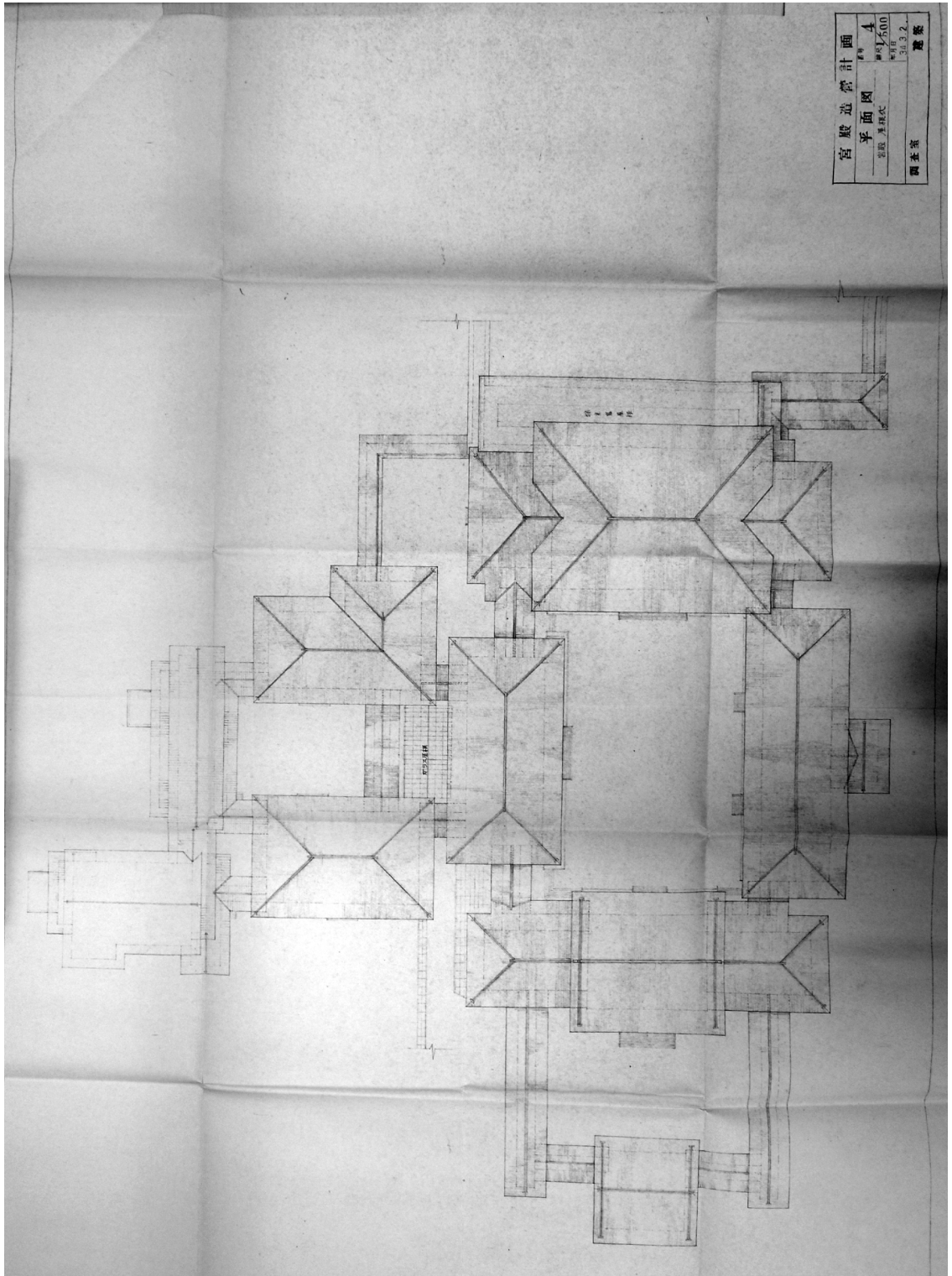
20. 最終案 主階平面図  
 (平面図 宮殿2階 表御座所2,3階、1:500、昭和34年2月24日)





21. 最終案 1階平面図

(平面図 宮殿 1階 表御座所 1階、1:500、昭和 34年 2月 24日、〈訂正〉昭和 34年 3月 16日、昭和 34年 3月 18日、昭和 34年 3月 28日)



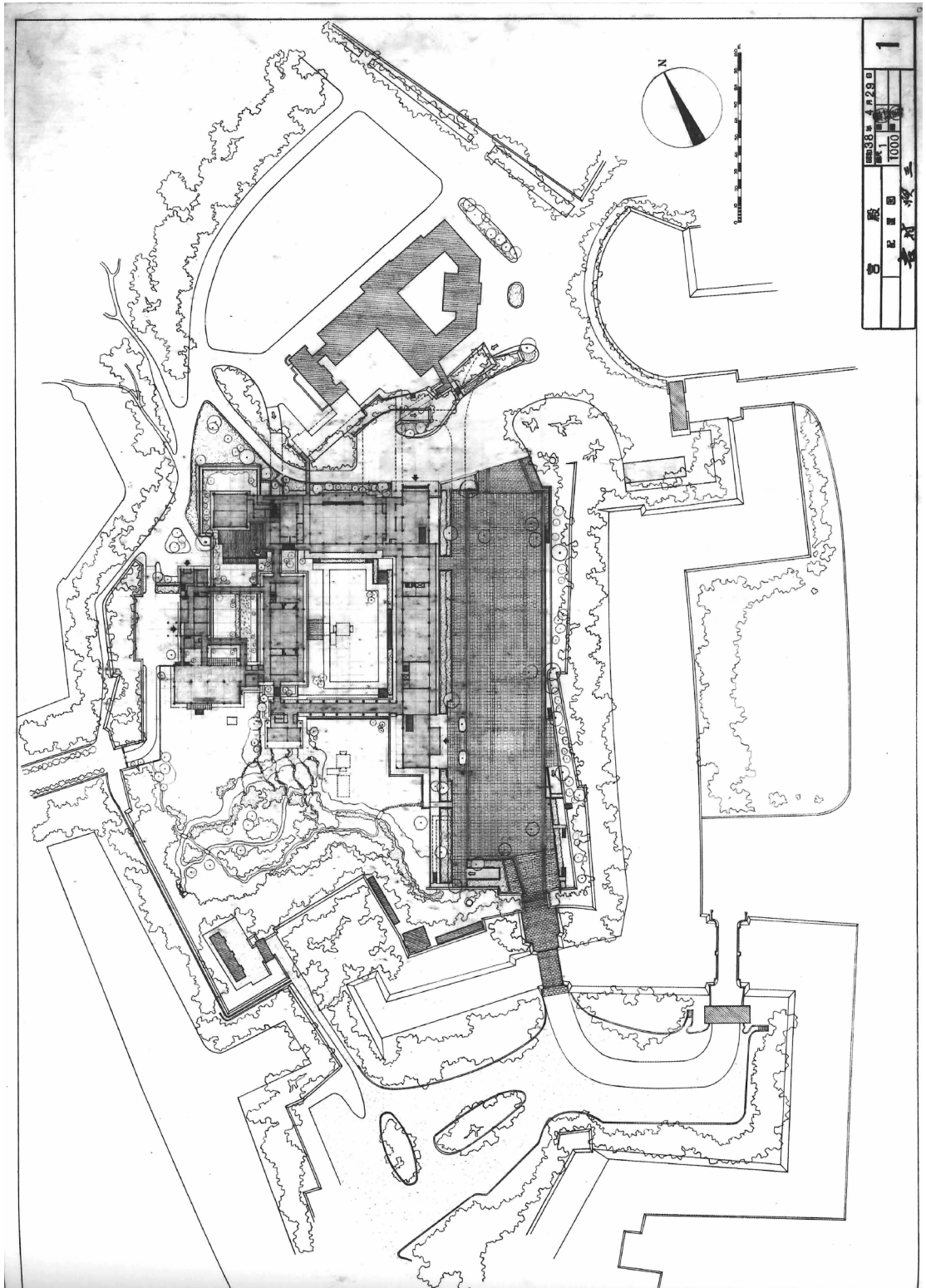
22. 最終案 屋根伏図  
(平面図 宮殿屋根伏、1:500、昭和34年3月2日)

## B. 基本設計図面

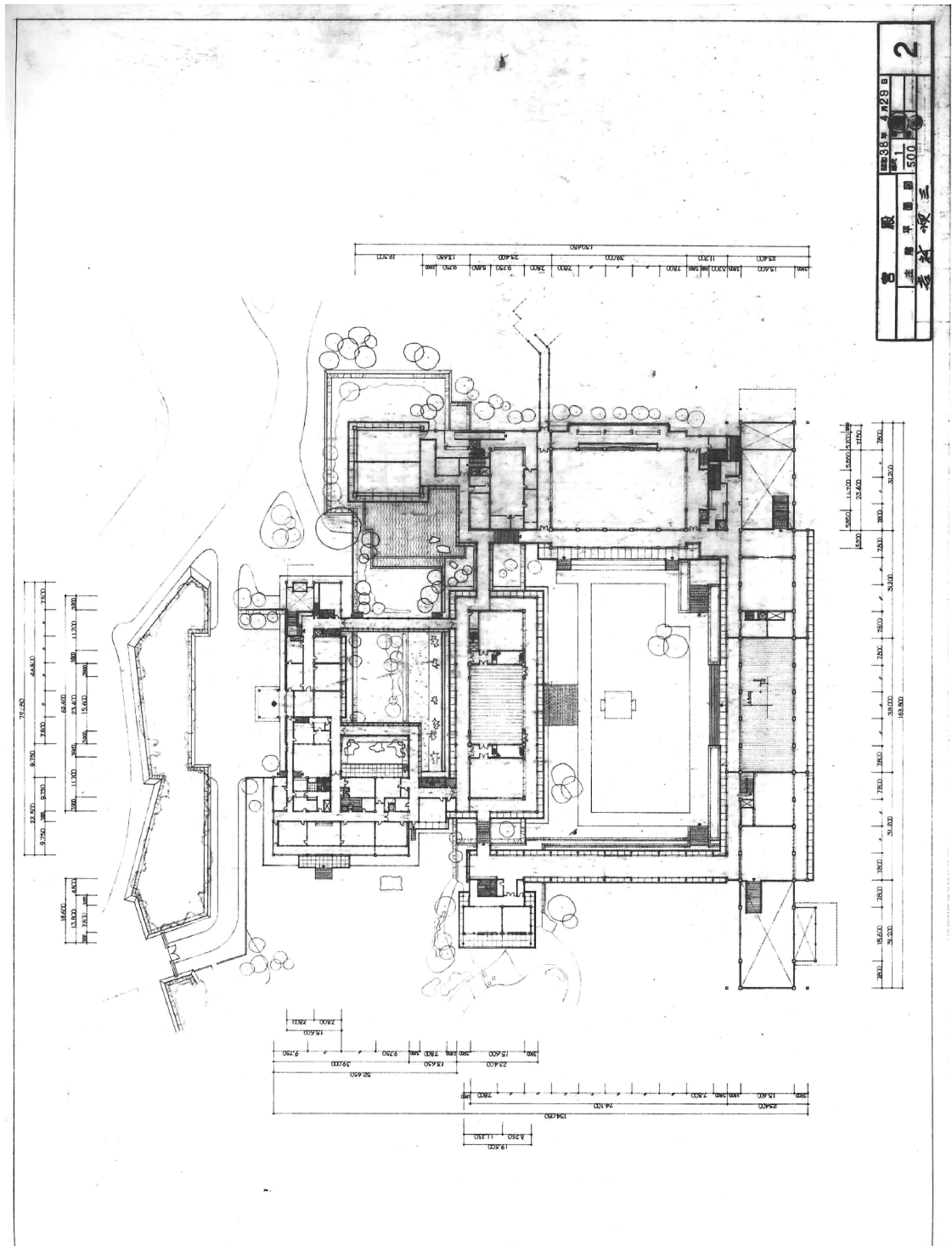
### 出典：吉村順三記念ギャラリー所蔵 新宮殿基本設計図面

・表題、日付、縮尺は吉村資料に記載されたもの。

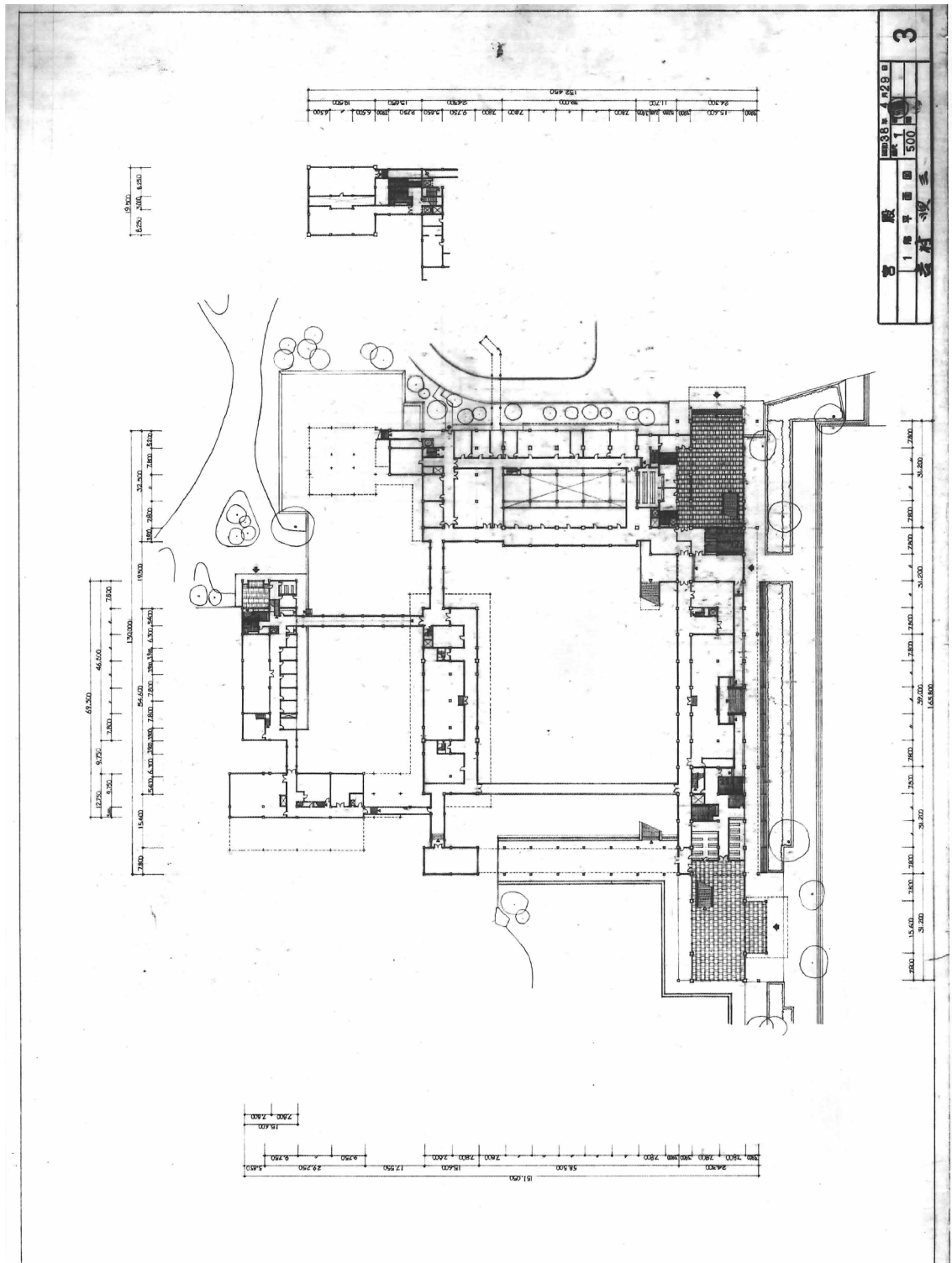
1. 配置図、1:1000、昭和 33 年 4 月 29 日
2. 主階平面図、1:500、昭和 33 年 4 月 29 日
3. 1 階平面図、1:500、昭和 33 年 4 月 29 日
4. 地階平面図、1:500、昭和 33 年 4 月 29 日
5. 立面図、1:500、昭和 33 年 4 月 29 日
6. 立面図、1:500、昭和 33 年 4 月 29 日
7. 断面図、1:200、昭和 33 年 4 月 29 日
8. 断面図、1:200、昭和 33 年 4 月 29 日
9. 大広間矩計図、1:50、昭和 33 年 4 月 29 日
10. 大食堂矩計図、1:50、昭和 33 年 4 月 29 日
11. 正殿矩計図、1:50、昭和 33 年 4 月 29 日
12. 小食堂矩計図、1:50、昭和 33 年 4 月 29 日
13. 御座所矩計図、1:50、昭和 33 年 4 月 29 日
14. 侍従候所矩計図、1:50、昭和 33 年 4 月 29 日
15. 矩計図、1:50、昭和 33 年 4 月 29 日



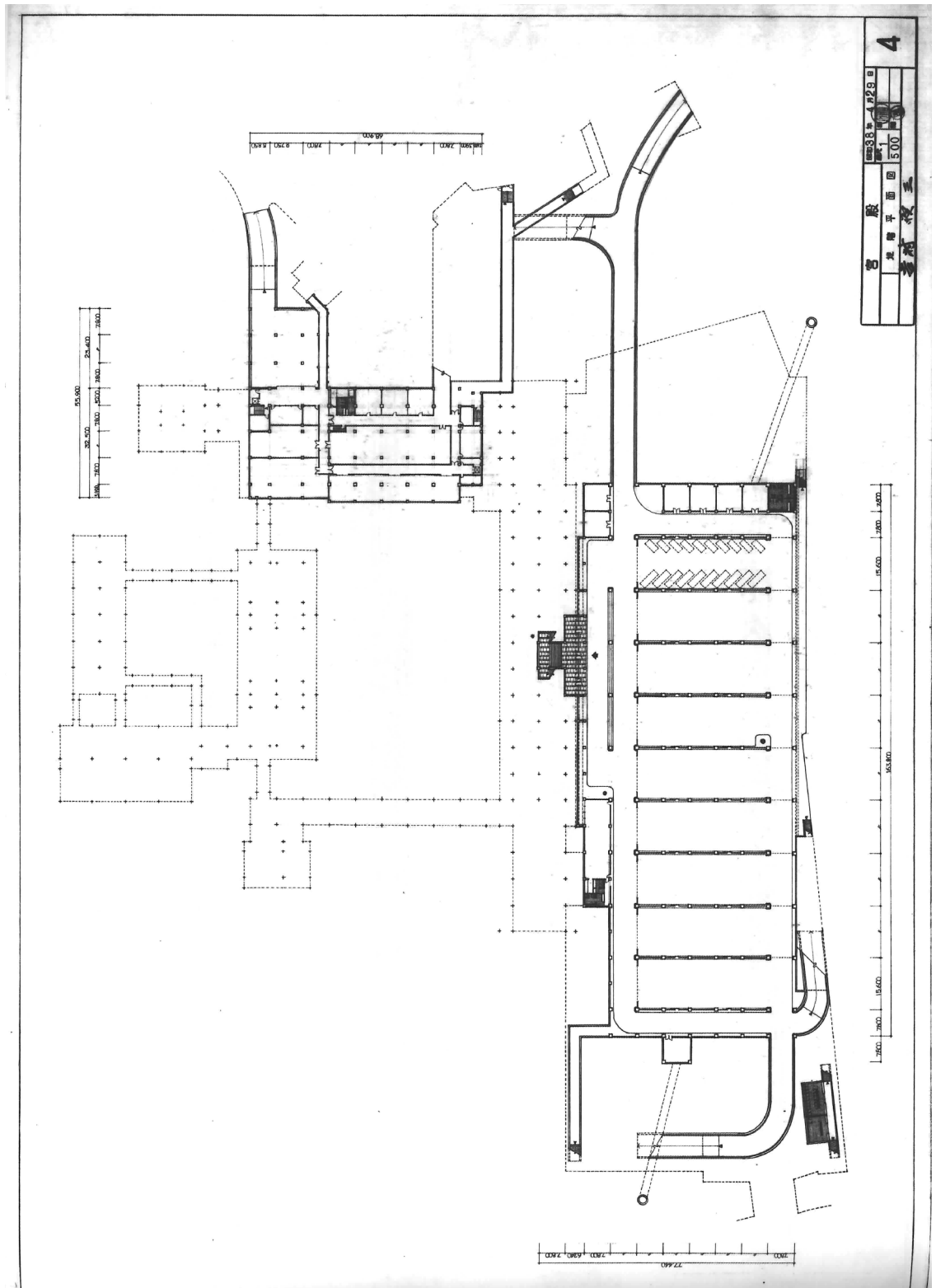
1. 配置図、1:1000、昭和33年4月29日



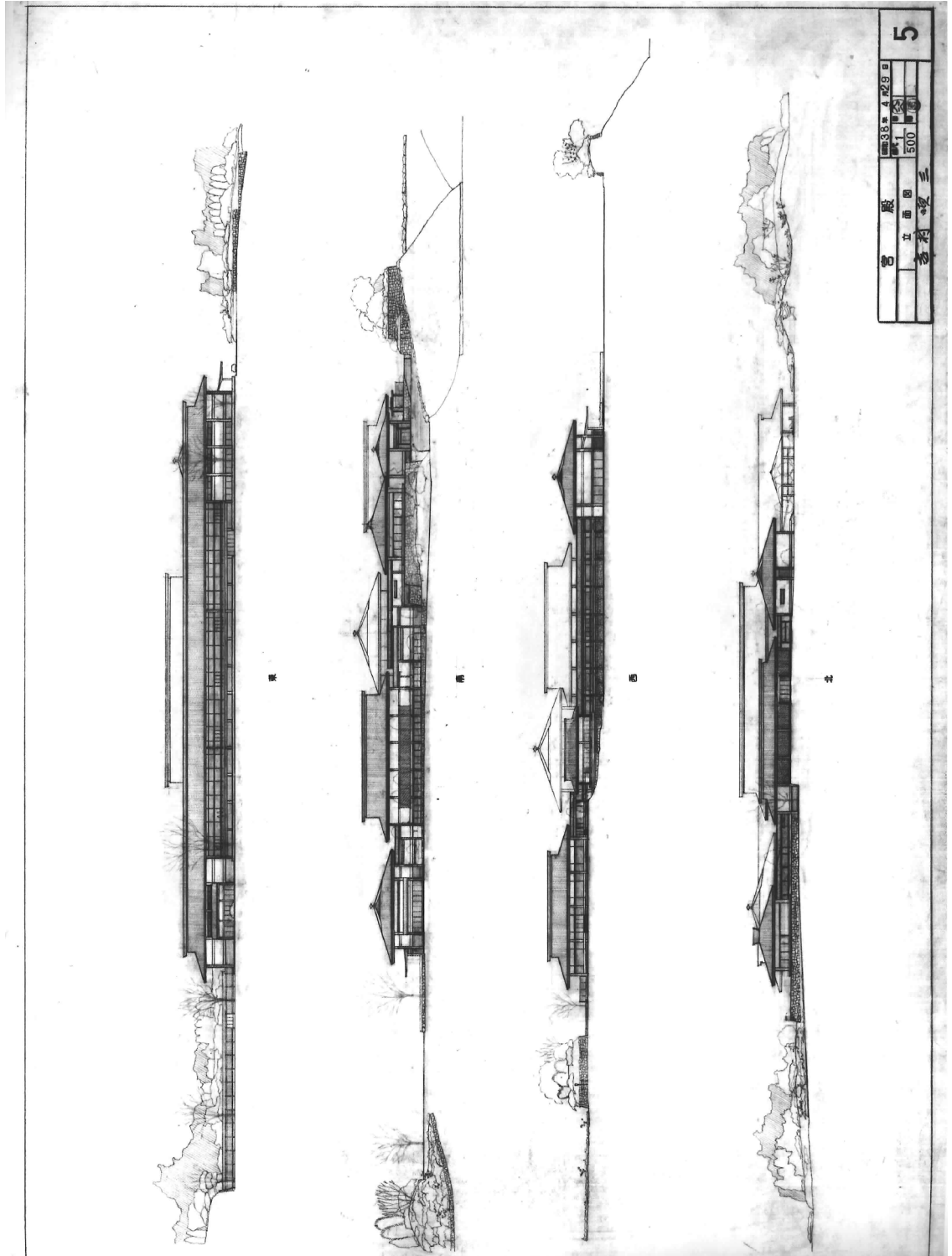
2. 主階平面図、1:500、昭和33年4月29日



3.1 階平面図、1:500、昭和 33 年 4 月 29 日

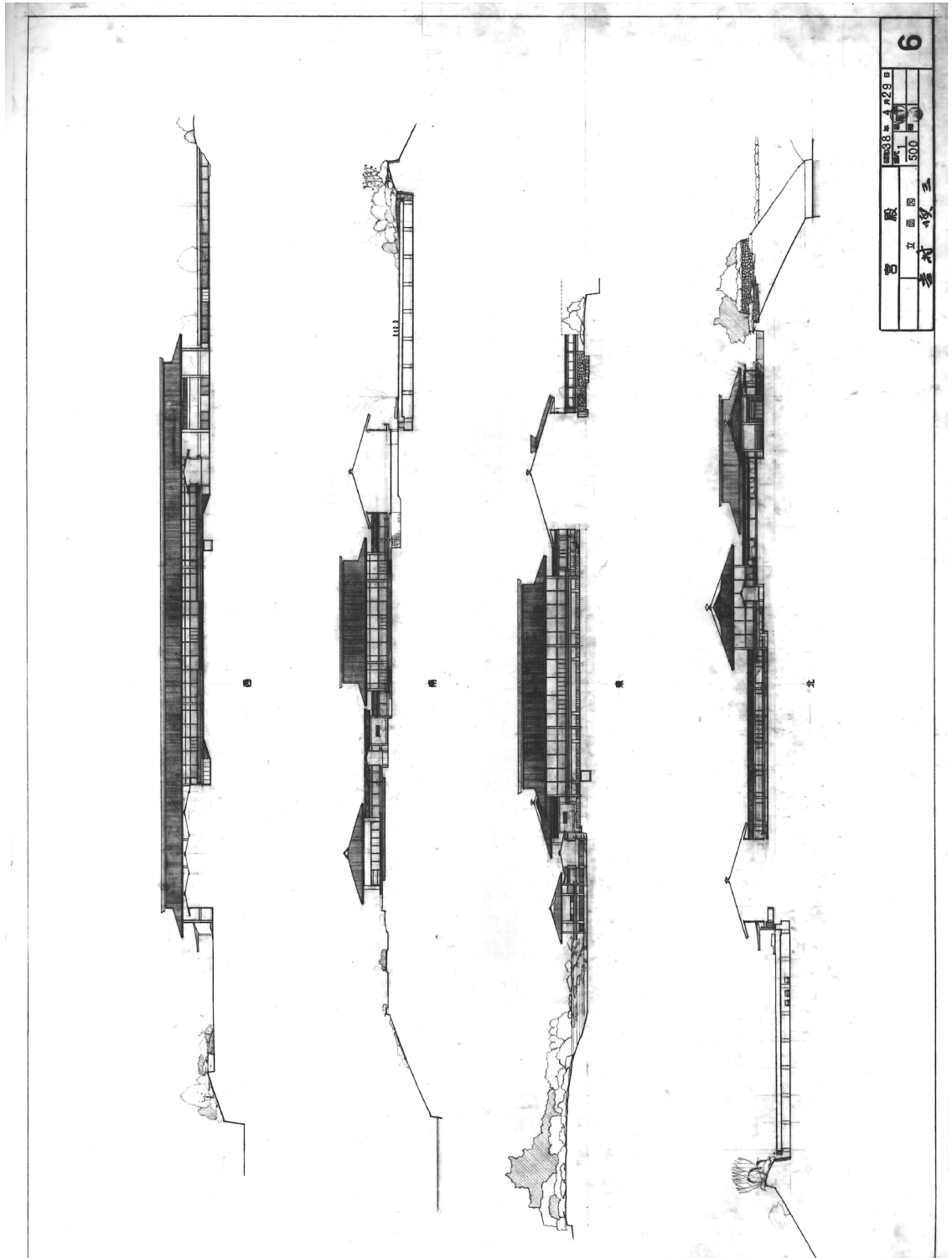


4. 地階平面図、1:500、昭和33年4月29日

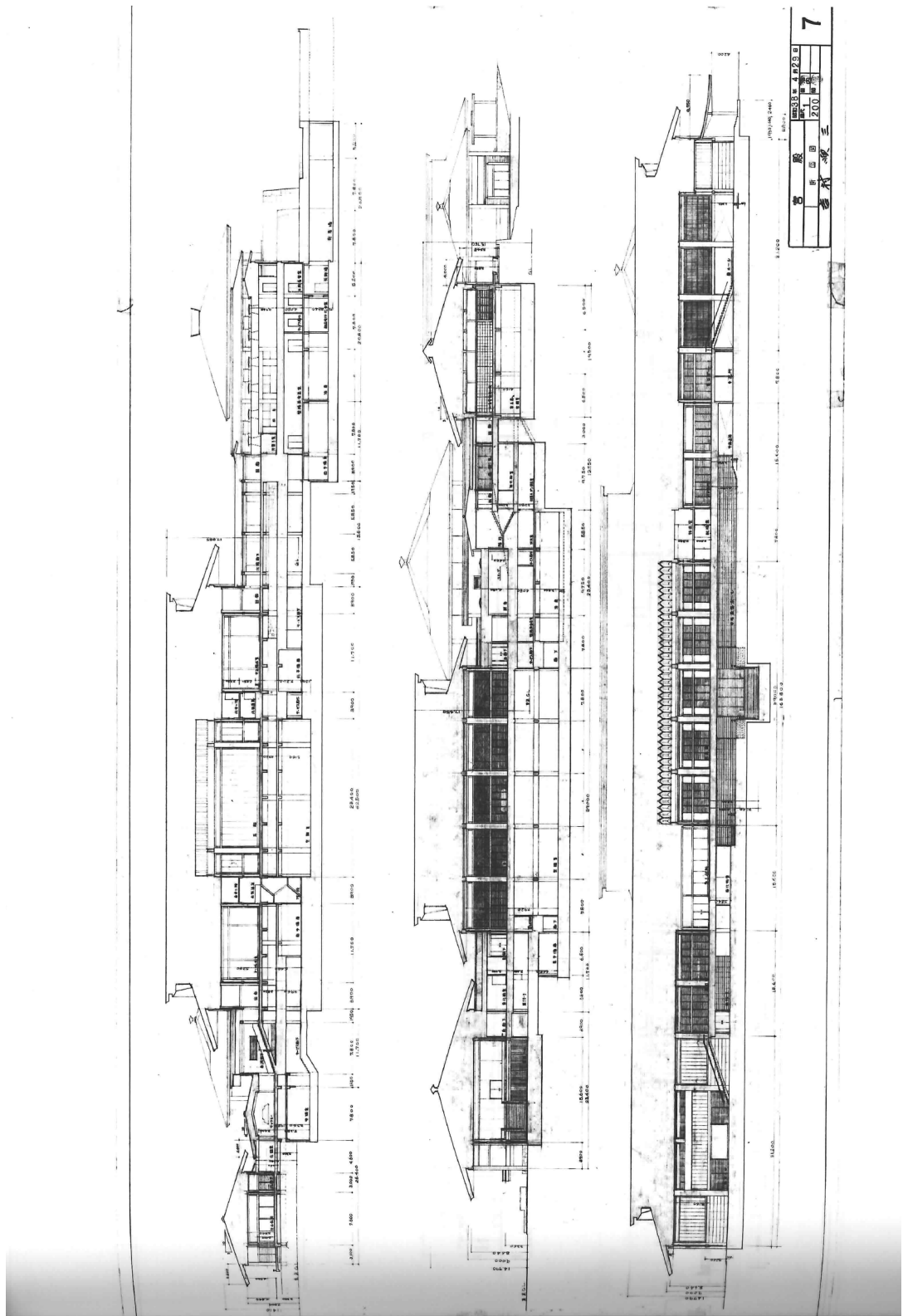


5. 立面図、1:500、昭和33年4月29日

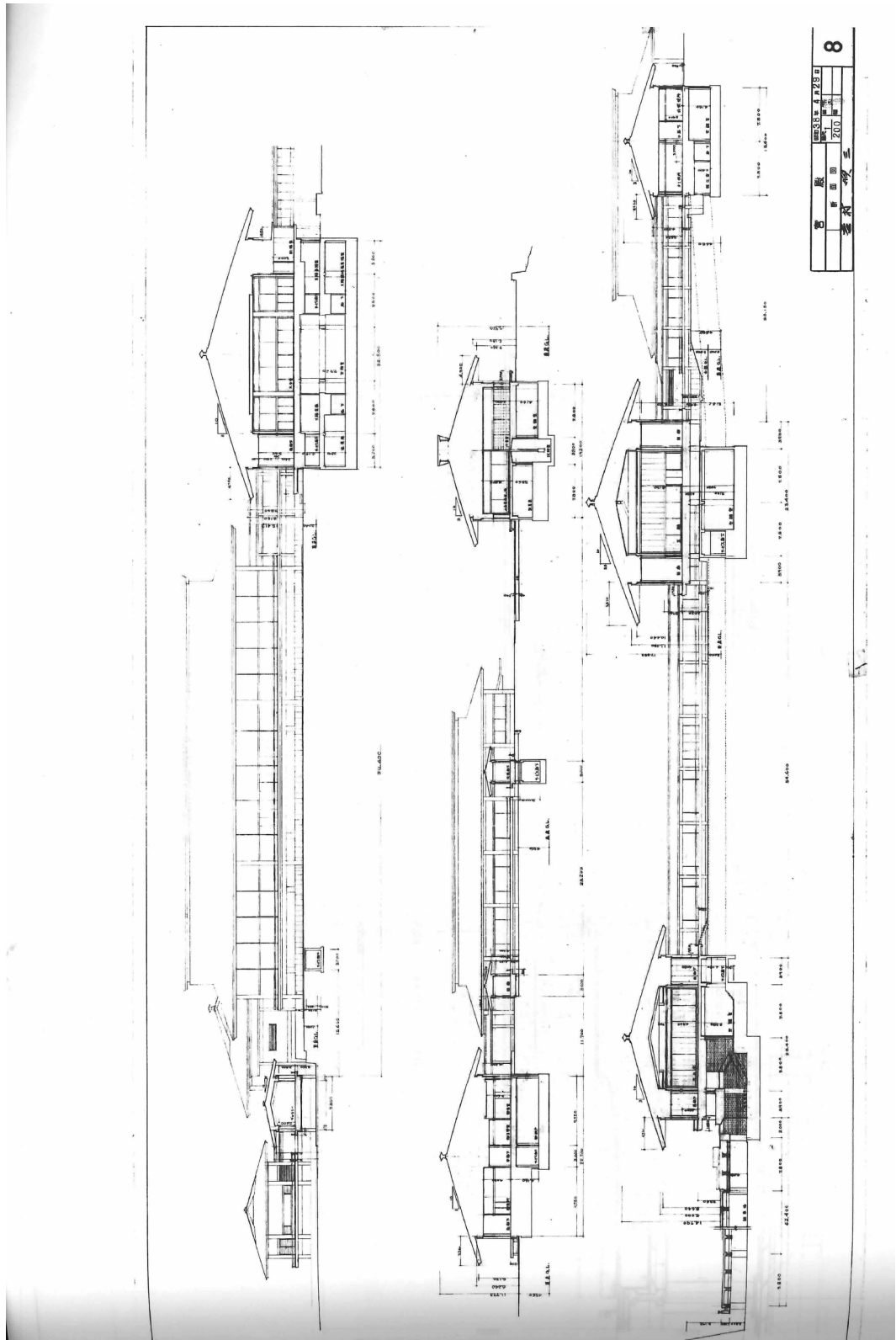




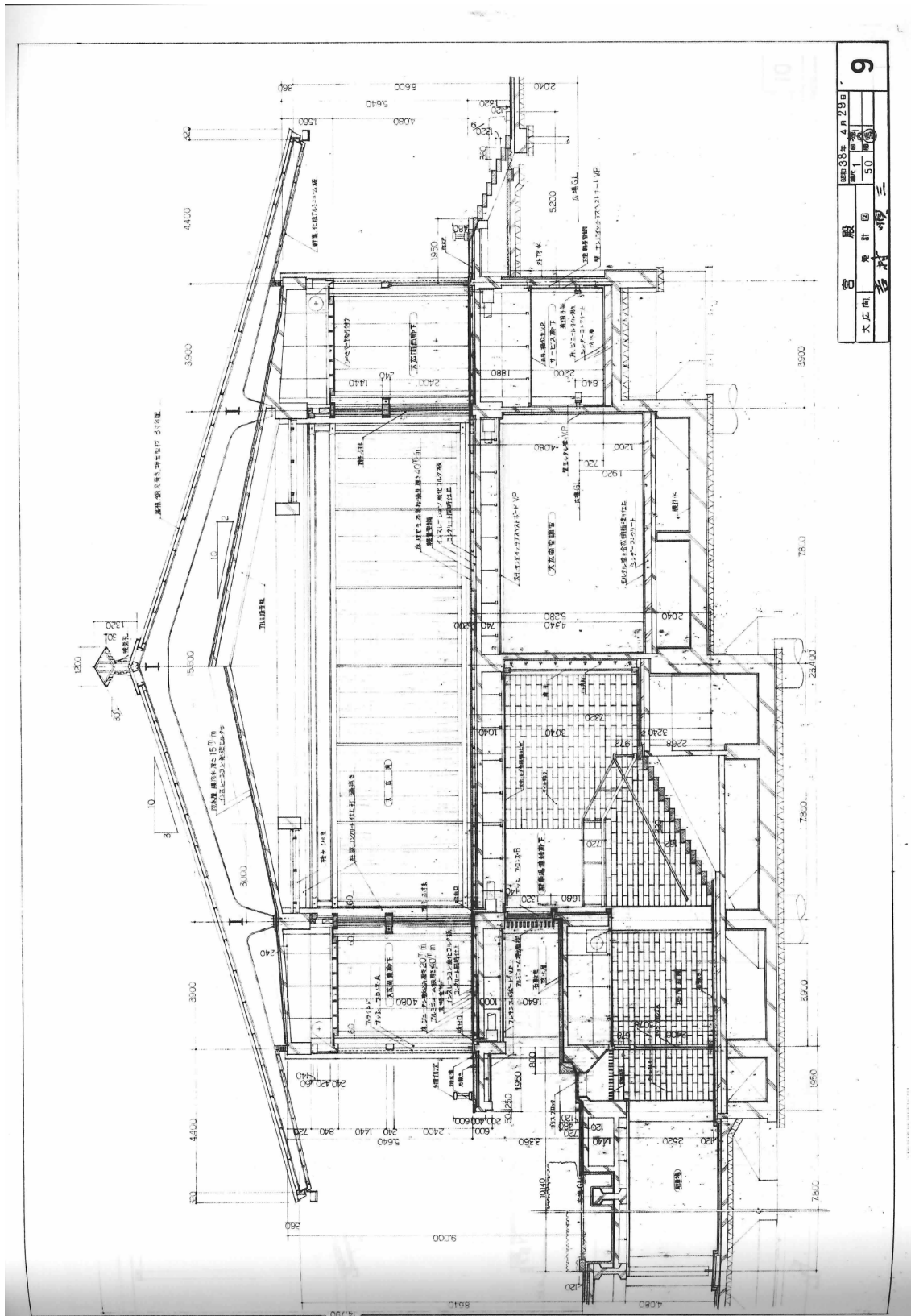
6. 立面図、1:500、昭和 33 年 4 月 29 日



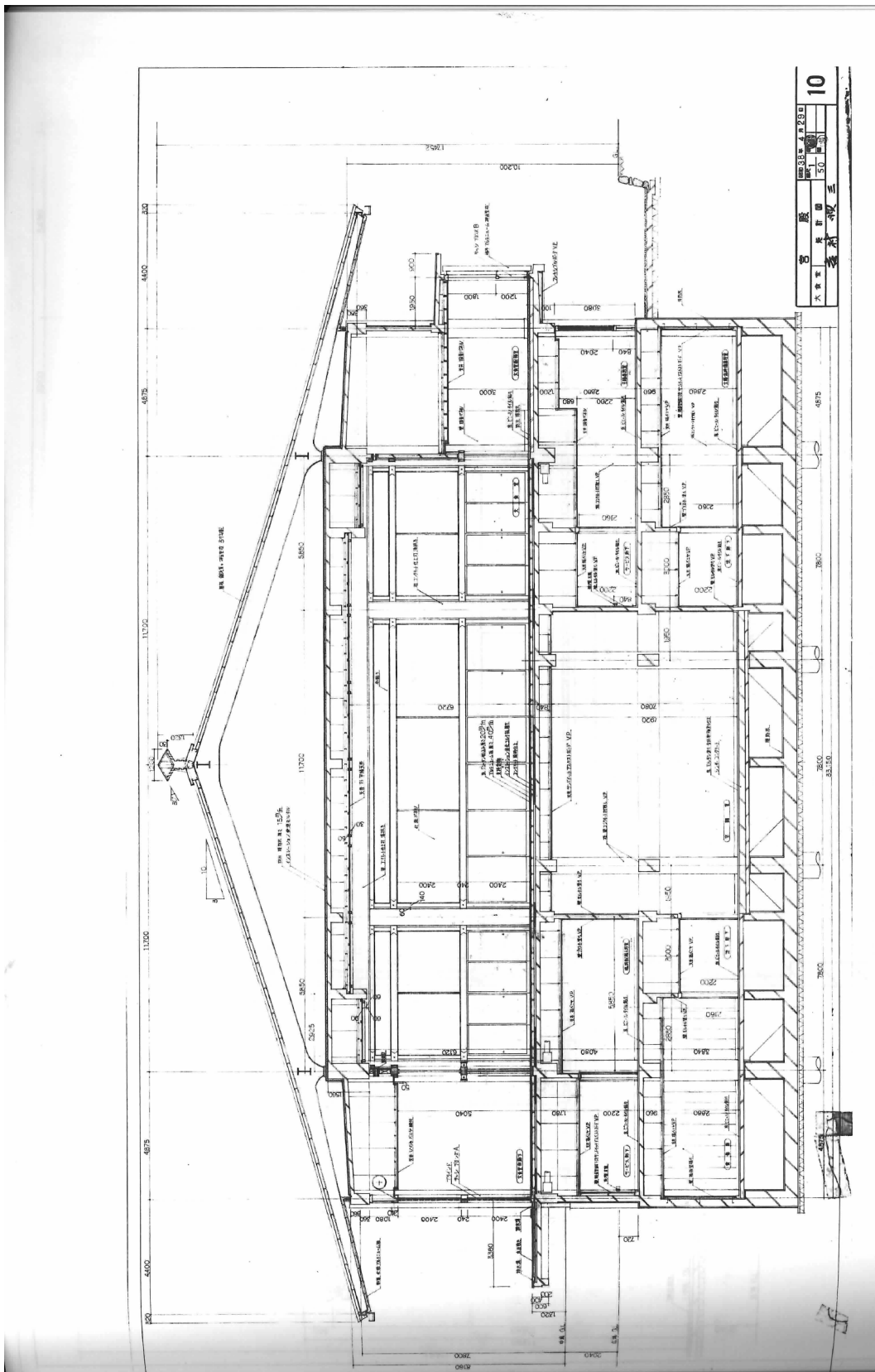
7. 断面図、1:200、昭和33年4月29日



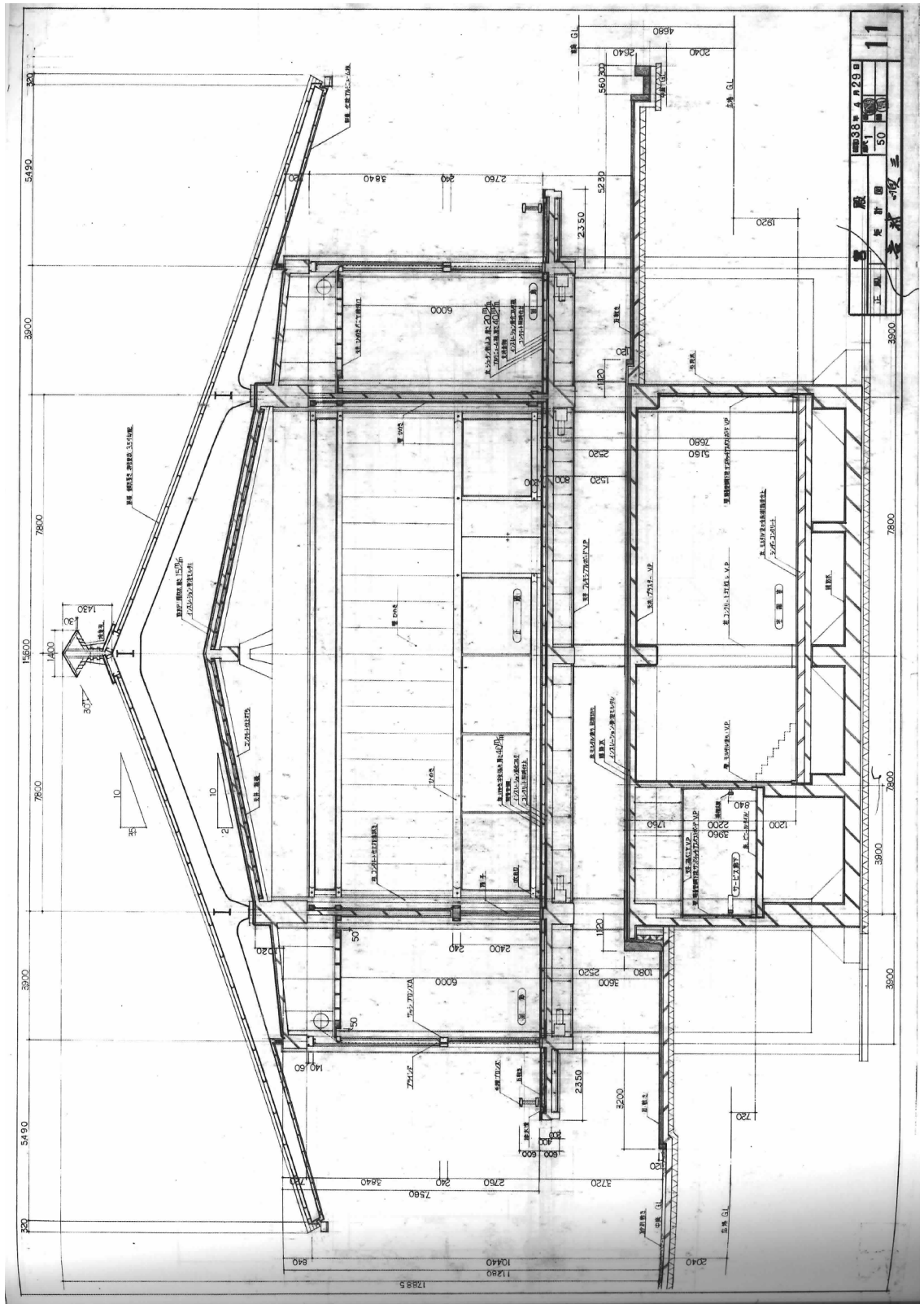
8. 断面図、1:200、昭和33年4月29日



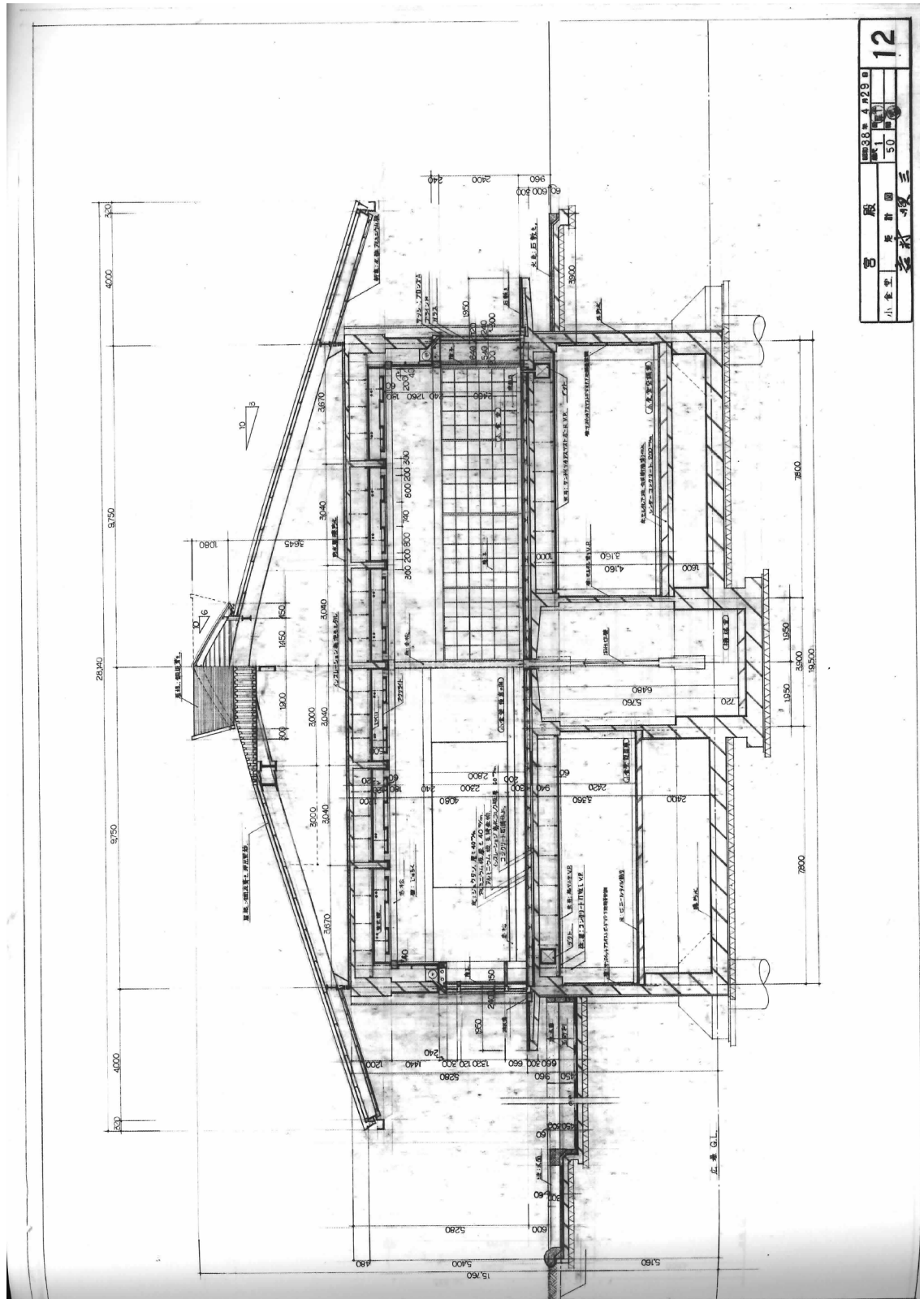
9. 大広間矩計図、1:50、昭和33年4月29日



10. 大食堂矩計図、1:50、昭和33年4月29日

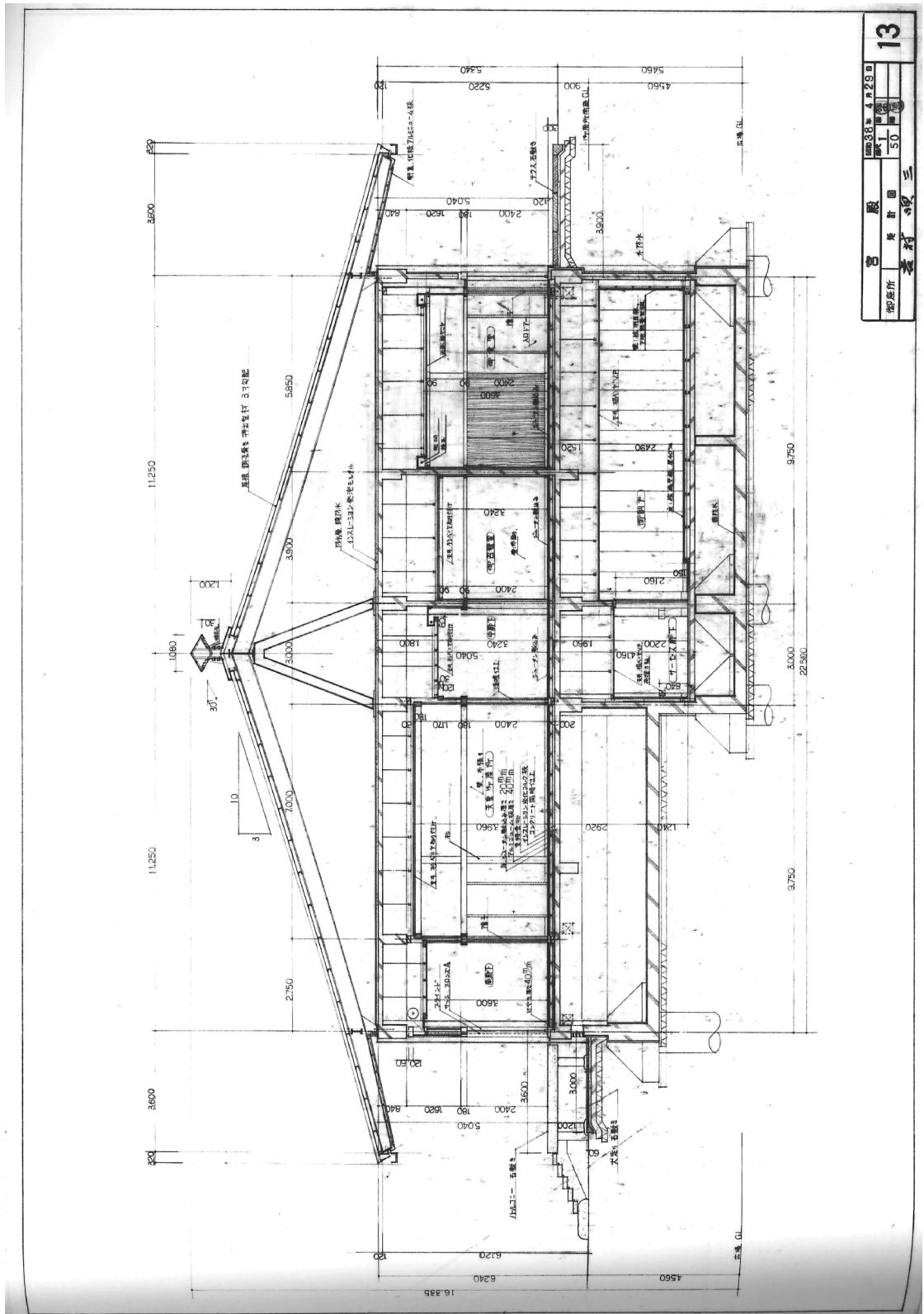


11. 正殿矩計図、1:50、昭和 33 年 4 月 29 日



小食堂	設計圖	1	50
昭和 33 年 4 月 29 日			12
宮 殿			三 樓 三 號

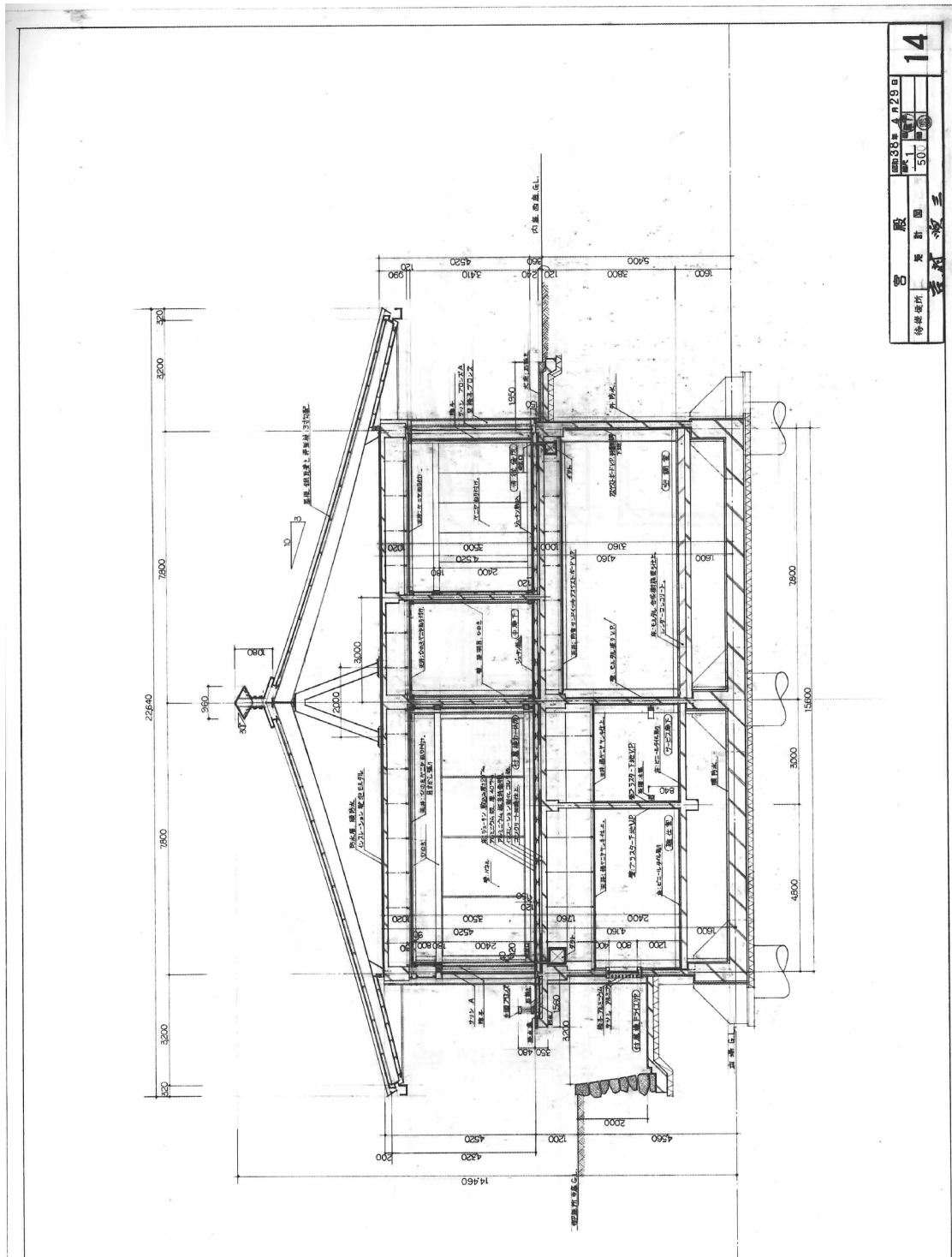
12. 小食堂矩計圖、1:50、昭和 33 年 4 月 29 日



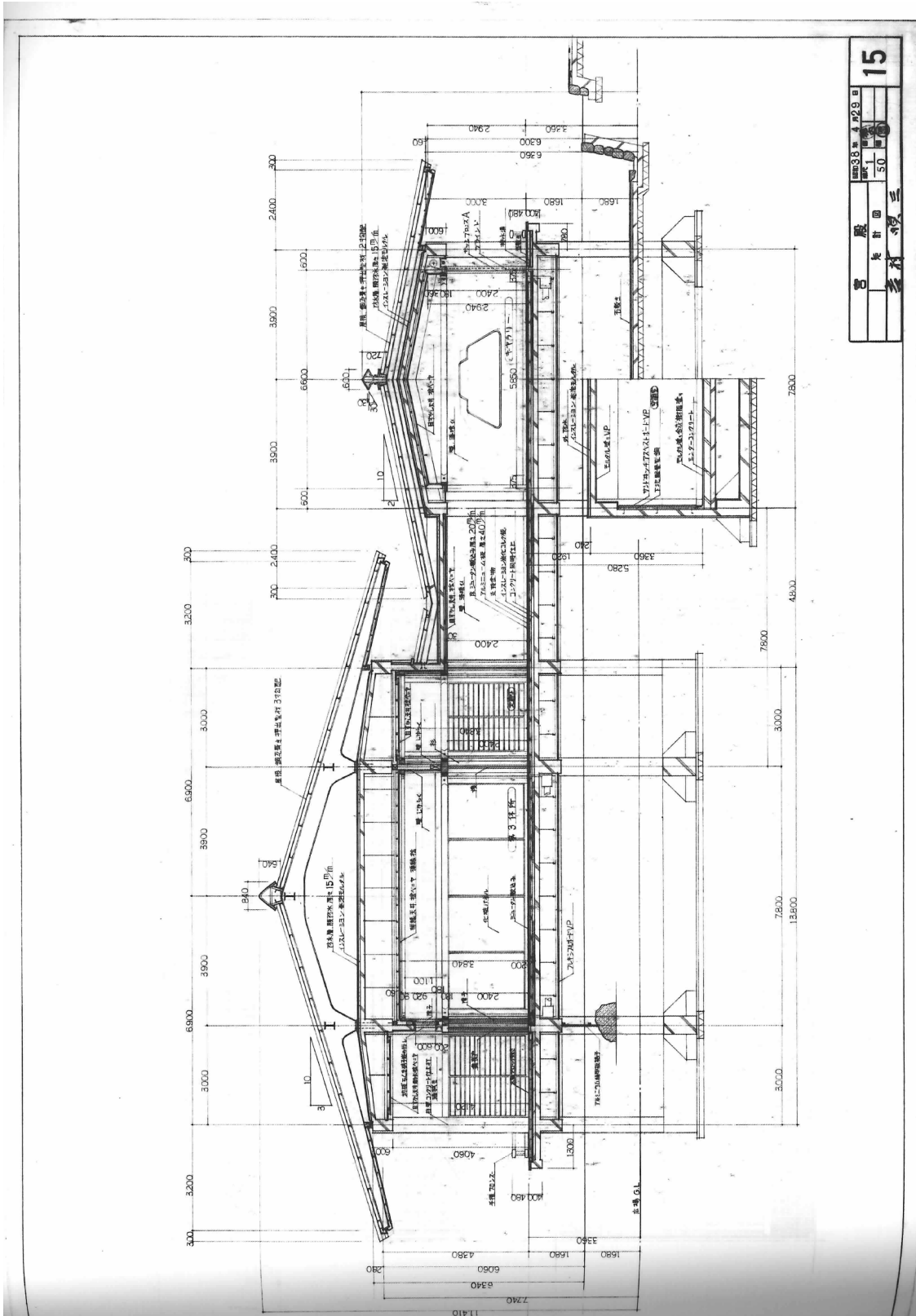
昭和 33 年 4 月 29 日	13
御座所	50
設計者	三村 三

13. 御座所矩計図、1:50、昭和 33 年 4 月 29 日





14. 待従候所矩計図、1:50、昭和33年4月29日



15. 矩計図、1:50、昭和 33 年 4 月 29 日